



宮古島市 子ども・子育て支援事業計画

ていだぬふあ

太陽の子・もやいプラン

～ 結いの力で拓く子・親・地域の未来～



【もやう・舳う】

船と船をつなぎとめる、船を岸につなぎとめるの意味。

子どもと大人、子ども同士・大人同士が、地域を基盤につながりあい、結の力で豊かな宮古島の将来を切り拓くことを願っている意味を込めています。

また、平成27年1月に伊良部島架橋が実現したことにより、宮古島市がより一体となったことをイメージしました。



平成27年3月

沖縄県宮古島市

はじめに(市長挨拶)



宮古島市長 下地 敏彦

宮古島市は、平成17年10月1日に合併し、今年で10年の節目を迎えます。この間、5つの市町村が育んできた風土や伝統、振興策を「こころつなぐ結いの島 宮古(みゃーく)」の理念の下、一体的な行政サービスの構築と各種施策を推進し、新たな宮古島市の基盤づくりに取り組んでまいりました。

本市では、平成22年3月に策定した「宮古(みゃーく)の子・育成プラン」(後期次世代育成支援行動計画)に基づき、次代を担う子どもたちが健やかに成長できる“結いの島 宮古”づくりを進めてきました。

この間、認可保育園の新規認可や土曜の午後保育、病児・病後児保育、幼稚園での午後の預かりなど様々な取り組みを実施し、本市の教育・保育の充実を図ってまいりました。

今般、平成24年8月に制定された子ども子育て関連3法による子ども・子育て支援新制度が平成27年4月からスタートするにあたり、「宮古島市子ども子育て支援事業計画(太陽の子(ていだぬふふあ)・もやいプラン)」を策定しました。

本プランを進めるにあたっては、行政だけでなく、市民の皆さま、事業所の皆さまで力を合わせ、「結いの力で拓く 子・親・地域の未来」を基本理念に掲げ、一緒になって取り組んでいくことが必要でありますので、皆さまのより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたり、市民ニーズ調査にご協力いただいた市民の皆さまをはじめ、宮古島市子ども・子育て会議委員の皆さま、多くの皆さまから貴重なご意見をいただきましたことに、心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

宮古島市長 下地 敏彦

目 次

第1章	計画策定にあたって	3
1.	計画策定の背景と趣旨	3
	(1) 子育てをめぐる現状と課題について	3
	(2) これまでの少子化対策の取り組み	4
2.	計画の位置づけ	6
3.	計画の期間	7
4.	計画の対象	7
第2章	宮古島市を取り巻く状況と課題	11
1.	教育・保育について	11
	(1) 保育所	11
	(2) 幼稚園	13
	(3) 共通課題	13
2.	地域について	14
3.	母子保健事業について	17
4.	ワーク・ライフ・バランスについて	18
5.	支援を必要とする世帯について	20
第3章	次世代育成行動計画の点検・評価	25
1.	後期行動計画全体を通じた現時点（平成27年1月）での総括	25
2.	基本目標別点検・評価結果	26
第4章	計画の基本的な考え方・施策の展開	33
1.	計画の基本理念・基本的視点・基本目標	33
	(1) 基本理念	33
	(2) 基本的視点	33
	(3) 基本目標	33
2.	施策の体系図	34
3.	太陽の子・もやいプランにおける事業の総括表	35
4.	宮古島市子育てマップ	39
第5章	施策の内容	43
1.	基本目標Ⅰ 教育・保育	43
	(1) 教育・保育提供区域の設定（必須記載事項）	47
	(2) 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（必須記載事項）	48
	(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域設定（必須記載事項）	52
	(4) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」	53
2.	基本目標Ⅱ 地域	58
	(1) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域設定（必須記載事項）	62
	(2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」	63
	(3) 放課後子ども総合プランに係る事項	66

3.	基本目標Ⅲ 母子保健事業	67
	(1) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域設定（必須記載事項）	70
	(2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」	71
4.	基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランス	72
5.	基本目標Ⅴ 支援を必要とする世帯	74
	(1) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域設定（必須記載事項）	77
	(2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」	78
第6章	本計画の達成状況の点検及び評価	81
第7章	資料編	85
1.	基礎統計資料	85
	(1) 人口統計	85
	(2) 人口の増減	88
	(3) 人口推計	90
	(4) 世帯	92
	(5) 配偶関係	93
	(6) 労働力状態・産業・従業上の地位	94
2.	教育・保育環境の状況	98
	(1) 保育所の状況	98
	(2) 幼稚園の状況	101
	(3) 公立小・中・高等学校の状況	103
	(4) 母子保健事業	105
	(5) 放課後児童健全育成事業	108
	(6) 地域子育て支援拠点事業	109
	(7) 病児・病後児保育事業	109
	(8) ファミリー・サポート・センター事業	109
	(9) 児童相談	109
3.	宮古島市の子育て支援に関するアンケート調査（未就学児対象）	110
	(1) 調査概要	110
	(2) 集計結果	110
4.	宮古島市の子育て支援に関するアンケート調査（就学児対象）	113
	(1) 調査概要	113
	(2) 集計結果	113
5.	次世代育成支援行動計画事業別の評価	115
6.	計画策定の組織体制	128
7.	計画策定の経過	129
8.	宮古島市子ども・子育て会議	130
	(1) 宮古島市子ども・子育て会議設置条例	130
	(2) 宮古島市子ども・子育て会議委員名簿	132
9.	国の基本指針概要	133

(1) 子ども・子育て支援新制度の概要.....	133
(2) 保育の必要性の認定について.....	134
(3) 子ども・子育て支援制度に関する用語定義.....	135



第1章

計画策定にあたって



1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の対象



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 子育てをめぐる現状と課題について

急速な少子高齢化の進行は、人口構造のアンバランスを生じさせ、労働人口の減少、年金・医療費などの社会保障費用の負担の増加、地域社会の活力の低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、子どもの育ちや子育てをする環境では、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による不安や孤立化など、環境がますます厳しくなっています。さらに、女性の社会進出や、共働き家庭の増加、女性の就労状況の多様化により、子育てを社会全体で支援していくことが必要となってきました。保育所に子どもを預けたくても、希望する保育所の定員が満員であることから、多くの待機児童が発生し、子育てと仕事を両立できる環境整備が十分ではない状況が生じています。

図表 1-1 日本の子育てをめぐる現状

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

★質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

★保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

○待機児童の解消

○地域の保育を支援

○教育・保育の質的改善

★地域の子ども・子育て支援の充実

(2) これまでの少子化対策の取り組み

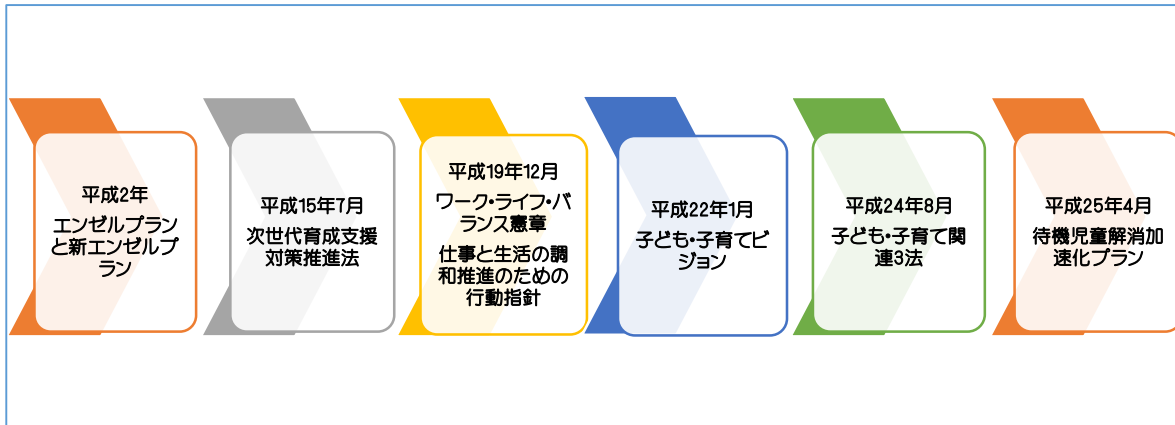
このような状況下、国においては、少子化対策として以下の取り組みを行っております。

平成2年の「1.57 ショック¹」を契機に、政府は、仕事と子育ての両立支援など子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的計画について」（新エンゼルプラン）が策定されました。

平成15年7月には、家庭や地域において子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律は、地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援のための取り組みを促進するために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことがねらいとしたものです。

平成22年1月には、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討が始まり、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

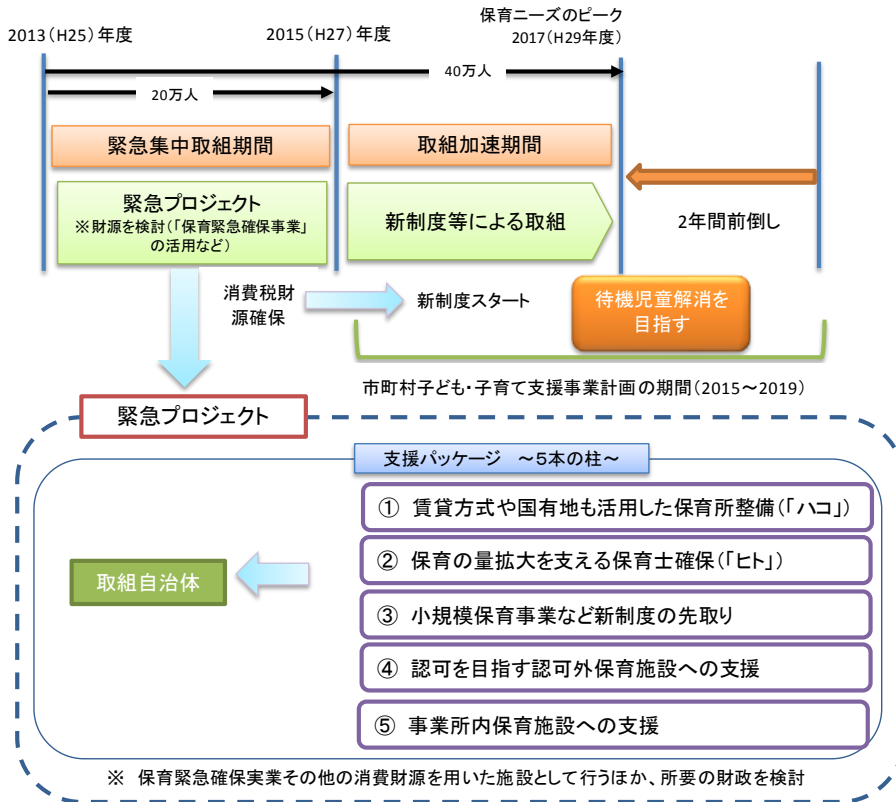
図表 1-2 少子化対策の取り組みの推移



¹ 「ひのえうま」という特殊要因により今まで最低だった1966年の合計特殊出生率1.58より、さらに下回る出生率1.57と判明した際の衝撃のことをいう。

さらに、平成 25 年 4 月には、緊急の課題である待機児童の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成 27 年度に予定している子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体に対してはその取り組みを全面的に支援しています。

図表 1-3 待機児童解消加速化プラン



出典：厚生労働省資料

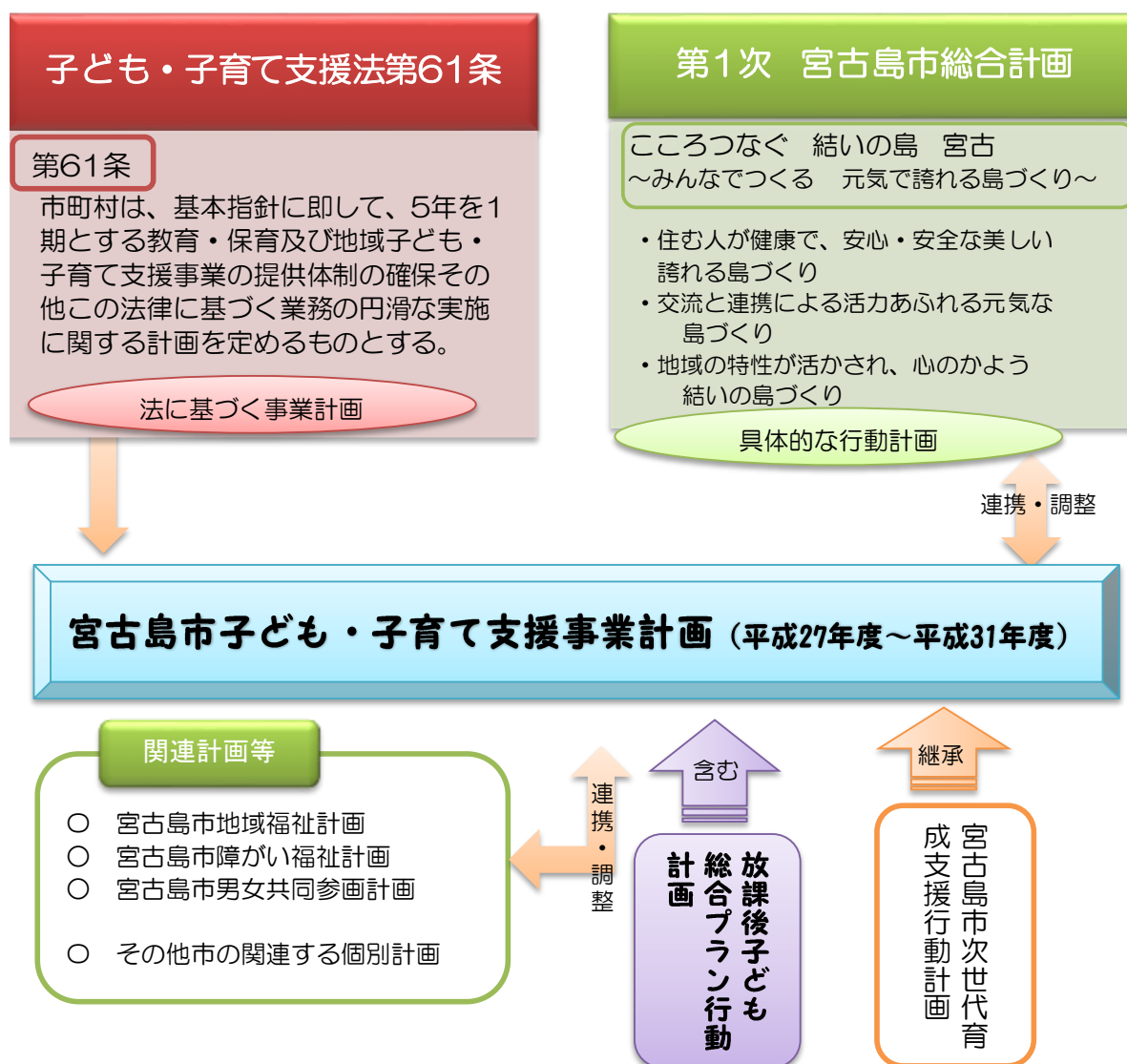
2.計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「保護者が子育てについての第一義的責任を有すること」を認識しつつ、すべての子ども・子育て家庭を社会全体で支援し、「保育の量的拡充・拡大」、「すべての子どもに質の高い教育・保育の安定的な提供」、「地域子ども・子育て支援の充実」を目指すものとしています。

また、本計画内容とも関連する、次世代育成支援対策行動計画や放課後子ども総合プラン行動計画の内容も包含し、一体的に策定するものとしします。

なお、本計画は市の基本指針である「第1次宮古島市総合計画」を上位計画として、子ども・子育てに関する先行計画や、宮古島市の教育主要施策との連携により整合性を図りながら策定します。

図表 1-4 計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画は、平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。



4. 計画の対象

本計画の対象は、おおむね就学前から小学生までの児童とその保護者を対象とします。

ただし、施策の内容によっては、18 歳未満の子どもとその家族も対象とするほか、次代の親づくりや地域で支える子育てという視点を加味し、今後、親となる若い世代を含めた全市民・事業所にも計画推進への参画を求めています。



第2章

宮古島市を取り巻く状況と課題



1. 教育・保育について
2. 地域について
3. 母子保健事業について
4. ワーク・ライフ・バランスについて
5. 支援を必要とする世帯について



第2章 宮古島市を取り巻く状況と課題

1. 教育・保育について

(1) 保育所

① 0・1・2歳の待機児童

現在、本市の待機児童は0・1・2歳児に多く、特に、平良区域が多く見受けられます。

② 土曜の保育サービス

土曜保育のサービス状況は、公立保育所では土曜日午後まで保育サービスを行っていますが、私立保育園ではほとんど午前保育となっています。

③ 日・祝日の保育サービス

日・祝日の保育のサービス状況は、公立・私立保育所（園）でサービスを行っていません。

④ 非常勤職員の処遇

本務職員・非常勤職員に関係なく、保育の専門性や資質を高めるため研修会の充実を図っていく必要があります。さらに、非常勤職員に関しては、低賃金と言われており、賃金改善を考えていく必要があります。

⑤ 延長保育の時間の延長

保育の延長保育について、公立全所では延長保育を最大1時間実施しており、私立保育園においても、12園中8園実施中です。現在は、19:30までの延長保育ですが、20時過ぎまでの希望も多いです。

⑥ 保育所（園）の入所率の地域差

保育所（園）の入所率に地域差があります（図表2-1）。

図表 2-1 本市の保育所（園）の状況

区分	地区名	保育所（園）名	定員	入所人数	入所率	通常保育外サービス				
						延長保育	一時保育	障がい児保育	支援センター	病後児保育
公立保育所	平良南	東保育所	105	110	104.8%	○		○		○
		北保育所	90	78	86.7%	○		○		
		馬場保育所	90	64	71.1%	○		○		
	城辺	福里保育所	75	48	64.0%	○		○		
		西城保育所	45	45	100.0%	○	○	○	○	
		砂川保育所	60	41	68.3%	○		○		
	上野	上野保育所	105	75	71.4%	○		○	○	
	下地	下地保育所	75	96	128.0%	○		○		
	伊良部	伊良部保育所	80	62	77.5%	○		○	○	
		佐良浜保育所	60	45	75.0%	○		○		
認可保育園	平良北	ひよどり保育園	60	65	108.3%	○	○			
	平良南	花園保育園	90	81	90.0%	○	○			
		みつば保育園	70	82	117.1%					
		聖ヤコブ保育園	75	72	96.0%					
		あけぼの保育園	135	138	102.2%	○			○	
		竹の子保育園	60	66	110.0%	○				
		カンガルー保育園	70	84	120.0%					
		ふたば保育園	70	85	121.4%		○			
		ひばり保育園	60	75	125.0%		○			
		あさひっ子保育園	60	70	116.7%					
		心愛保育園	60	57	95.0%	○				
		おおぞら南保育園	60	57	95.0%	○	○			
合計			1,655	1,596	96.4%	16	6	10	4	1

資料出所：宮古島市福祉部児童家庭課(平成 26 年 4 月 1 日現在)

(2) 幼稚園

① 教育時間の延長

現在の教育時間は、標準教育時間の4時間ですが、6時間希望も多いです。

② 午後の預かり保育の受け皿確保

現在、「午後の預かり保育」は、平成26年度より20園中2園（鏡原・下地）で実施していますが、平成27年度より学童クラブでの幼稚園児の受け入れができなくなることから、今後は幼稚園をはじめ保育所・認定こども園、その他教育・保育施設全体で受け皿整備のあり方を検討する必要があります。

③ 3歳からの複数年保育

現在は、1年から2年保育を行っていますが、3歳児からの3年保育の希望の声もあります。

④ 「夏休み・冬休みの預かり保育」の受け皿確保

「夏休み・冬休みの預かり保育」を20園中2園（鏡原・下地）で実施していますが、「午後の預かり保育」同様、今後は幼稚園をはじめ保育所・認定こども園、その他教育・保育施設全体で受け皿整備のあり方を検討する必要があります。

(3) 共通課題

① 職員の資質の向上

保育を直接受ける子どもの最善の利益を保障し、すこやかな育ちを支援するためにも職員の資質の向上に取り組む必要があります。

② 5歳児の共通した教育内容の習得

5歳児について、学童で幼稚園児の受け入れができなくなるため、幼稚園での午後の預かりや、保育所での5歳児の受け入れの拡充が必須となってきます。その際、就学前の子ども達に共通した教育内容を習得させることが課題となってきます。

③ 保育士・幼稚園教諭の確保

保育士・幼稚園教諭の確保については、待機児童と同じく本市の重要課題となっています。潜在的保育士の掘り起しや島外からの保育士の呼び込みなど市独自の方策が必要となってきます。

2.地域について

① 教育・保育サービスの地域差

地域によって、教育・保育サービスの提供に差があります。

具体的には、公立幼稚園は各小学校区にあります。保育施設・私立幼稚園などは平良区域に集中しており、学童や一時保育、支援センターなどの数も地域差がみられます。

② 幼稚園児の放課後の居場所づくり

平成27年度より幼稚園児の学童保育の受け入れができなくなるため、幼稚園児の午後の預かり保育の確保や、放課後の居場所づくりが急務となっています。

③ 小学生の放課後の居場所づくり

放課後児童クラブについて、設置基準ができたことで、利用希望者全員を受け入れられるかが課題となっています。

④ 中・高校生の放課後の居場所づくり

児童館の利用対象年齢は18歳までですが、中・高校生の利用者はほとんどいないのが現状です。そのため、中・高校生が利用しやすい環境づくりを児童館で整備する必要があります。

⑤ 高齢者を活用した子育て

本市も少子高齢化が進んでいくため、高齢者の知恵を活用した「子どもと高齢者を一体化したプランづくり」が必要となってきます。

⑥ 家庭保育世帯への支援の充実

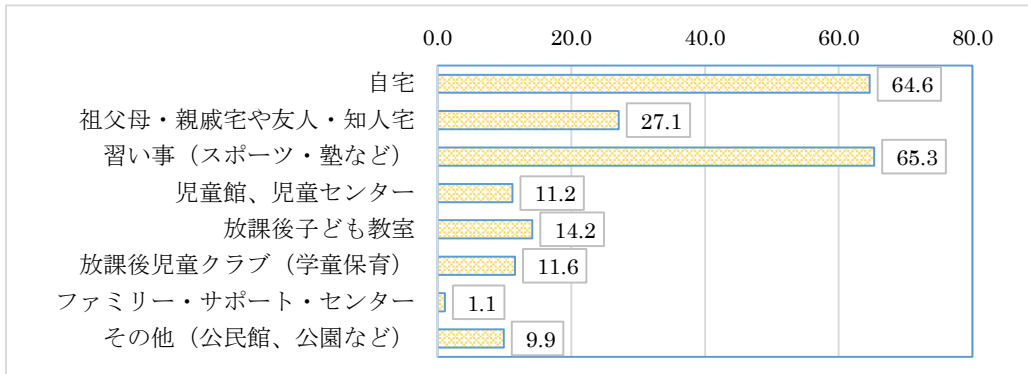
家庭保育世帯は、不安や負担感・孤立が生じると考えられ、それらを防ぐため、家庭保育世帯への支援を充実させる必要があります。

⑦ 小学生の約 6.5 割が放課後に習い事

小学生を対象としたニーズ調査では、小学校の放課後に過ごす場所として「習い事」が 65.3%と最も高いです（図表 2-3）。

図表 2-2 小学生が放課後に過ごしている場所

(n=1318 単位：%)



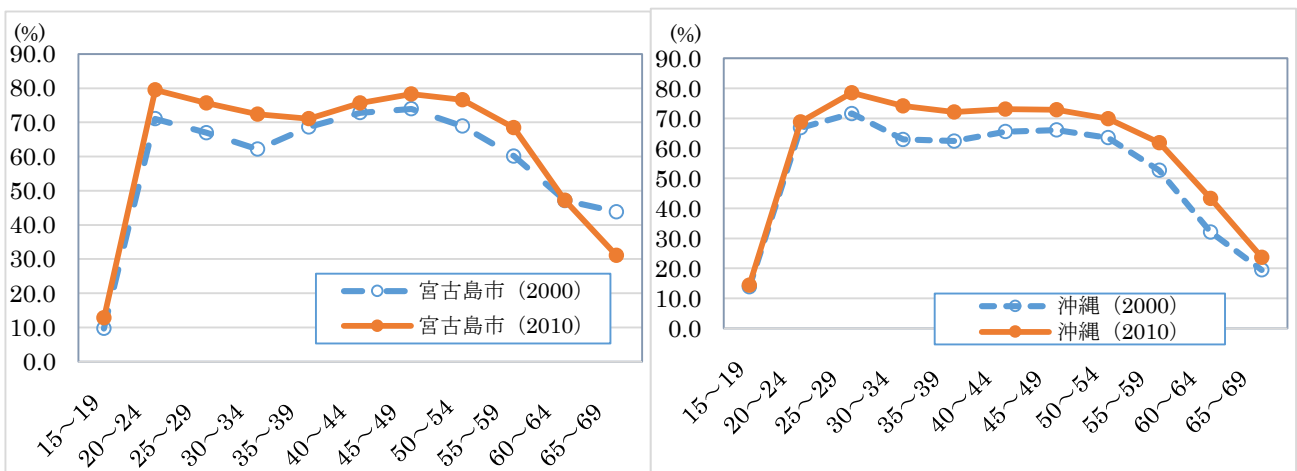
資料出所：宮古島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（2014）

⑧ 子育て中の母親の就労意識が高い

総人口は減少していますが、一人の女性が一生のうちに産む子どもの平均数（合計特殊出生率）は 2.27 であり、全国で 3 番目の高さとなっています（厚生労働省「平成 20 年～平成 24 年 人口動態保健所・市町村別統計の概況 人口動態統計報告書」）。

さらに、女性の結婚・出産後の就労意識が高く、今後ますます、子育て支援の場の提供が必要です（図表 2-3）。

図表 2-3 2 時点による年齢階級別労働力率（女性）



資料出所：総務省統計局「国勢調査」

⑨ 情報共有の場の提供

ヒアリング調査等により、役所・出先・事業所・学校などの情報共有の場が課題となっています。

⑩ 教育・保育サービスを受けていない子ども達の居場所の把握

ヒアリング調査等により、本市の教育・保育サービスを受けていない子ども達は、どのように過ごしているかの把握が課題となっています。

⑪ 児童館利用者の保護者との関わり方

ヒアリング調査等により、児童館は基本的に利用料が無料のため、学童保育の利用が難しい幼稚園児のサービス利用者が多くみられます。しかし、職員と保護者の関わりが薄くなってきており、保護者とのコミュニケーションの取り方が今後の課題となっています。

⑫ 児童館職員の確保

ヒアリング調査等により、教育・保育サービスが長期休暇中は、児童館利用者が増えるために、パートなどの補助人員を配置が必要となってきています。

⑬ 祖父母からの子育て支援の期待ができない

ヒアリング調査等により、祖父母の年齢が若い家庭が多いため、(祖父母の)就労により子育て支援が期待できない家庭もいます。

⑭ 外国出身者への情報提供が不十分

ヒアリング調査等により、外国出身者とのコミュニケーション難しいため、本市の子育て支援サービス等の提供が十分に伝わっていない可能性があります。

⑮ 放課後児童クラブの利用料金

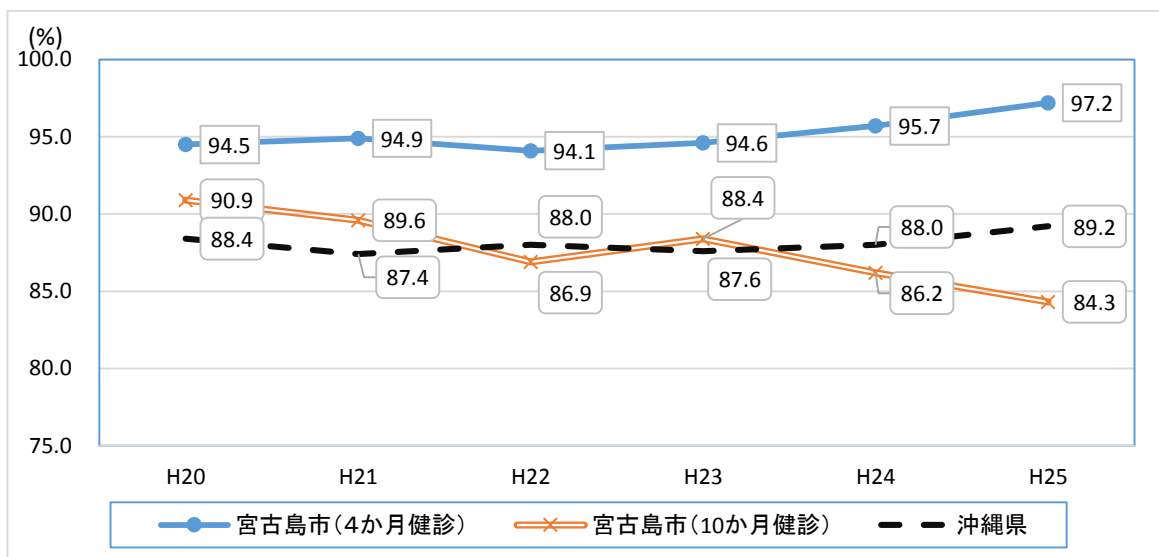
ヒアリング調査等により、本市の放課後児童クラブは民設・民営で塾等への送迎があるため、利用料金が高いです。

3. 母子保健事業について

① 乳幼児健康診査の受診率は沖縄県全体と比べて高い

本市の乳幼児健康診査の受診率は沖縄県全体と比べて高いですが、受診率 100%を目指していく必要があります（図表 2-4）。

図表 2-4 乳児一般健康診査受診率の推移（平成 20 年度～平成 25 年度）

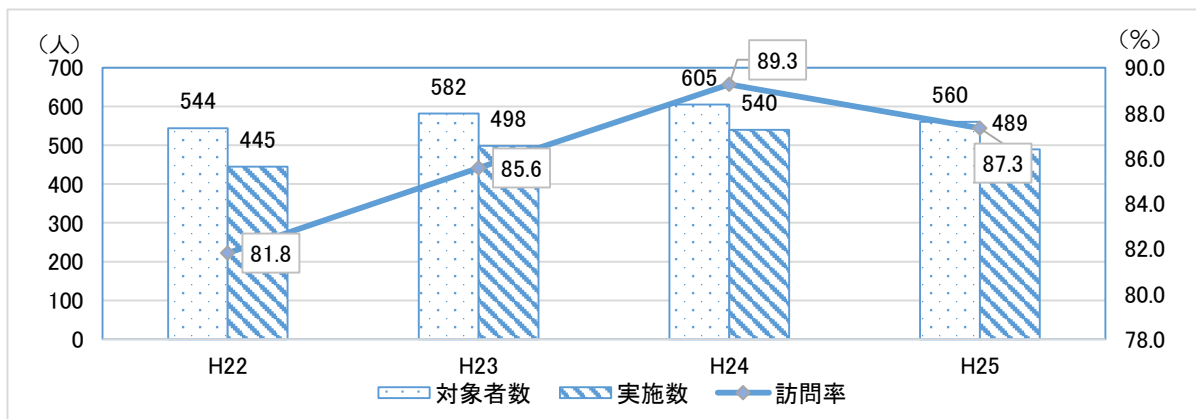


資料出所：宮古島市福祉部児童家庭課
「沖縄県の母子保健」

② 乳児全戸訪問事業が90%未満

本市の乳児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、90%未満を推移しています。今後は、実施率 100%を目指すために、母子保健推進員の確保等を考える必要があります（図表 2-5）。

図表 2-5 乳児家庭全戸訪問事業の推移（平成 22 年～平成 25 年）



資料出所：宮古島市福祉部児童家庭課

4.ワーク・ライフ・バランスについて

① 子育てしやすい職場づくり

本市の女性は、結婚・出産後の就労意識が高いことから、子育てしやすい職場づくりの支援が必要です（図表 2-3）。

② 子育て世代の男性は比較的時間の融通がききやすい

男性の産業構造は、「建設業」、「農業・林業」が高く、さらに、約 3 人に 1 人が自営業となっているため、子育てに対して比較的時間の都合がとりやすいと考えられます（図表 2-6）。

図表 2-6 男性の産業構造（2010 年）

（単位：％）

男性	総数			20代			30代			40代		
	宮古島市	沖縄県	全国	宮古島市	沖縄県	全国	宮古島市	沖縄県	全国	宮古島市	沖縄県	全国
農業、林業	25.3	5.9	3.8	5.4	1.8	1.4	5.9	2.1	1.3	13.9	3.6	1.6
建設業	14.9	14.4	11.1	12.9	10.7	8.0	16.1	13.8	11.2	17.1	15.5	10.8
製造業	4.2	5.3	19.5	4.0	4.7	21.2	5.7	5.4	21.5	5.2	5.6	22.1
卸売業、小売業	8.6	12.8	14.2	13.8	16.8	16.0	11.0	13.4	14.5	8.8	12.4	13.9
宿泊業、飲食サービス業	5.3	5.8	3.9	10.2	9.0	6.4	6.8	6.0	3.4	7.0	5.3	2.8
医療、福祉	5.0	5.9	4.2	7.6	7.5	5.3	7.7	7.4	4.8	5.5	6.0	3.8

資料出所：総務省統計局「平成 22 年 国勢調査」

③ 子育て世代の女性の就業時間が不規則

子育て世代の女性の産業構造は、「医療・福祉業」が高いため、不規則な就業時間での就労と考えられます（図表 2-8）。

図表 2-7 女性の産業構造（2010 年）

（単位：％）

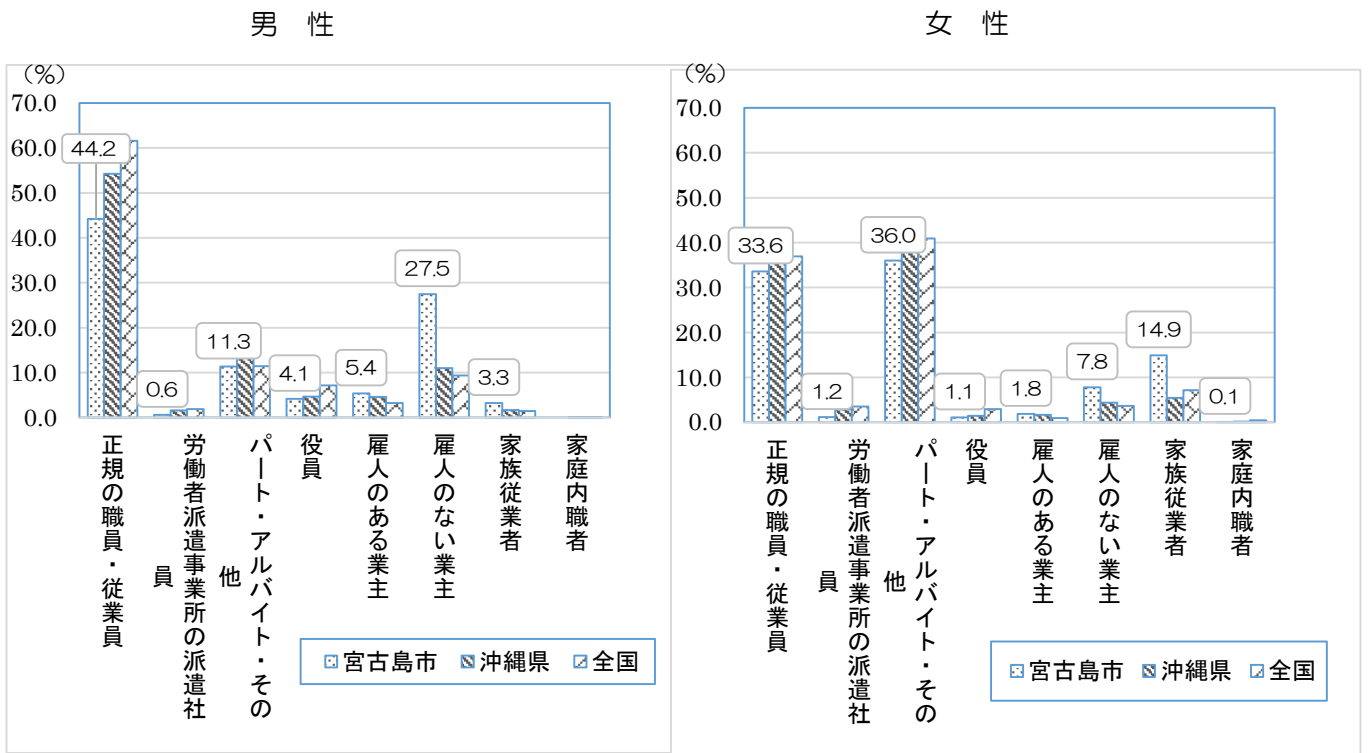
女性	総数			20代			30代			40代		
	宮古島市	沖縄県	全国	宮古島市	沖縄県	全国	宮古島市	沖縄県	全国	宮古島市	沖縄県	全国
農業、林業	14.0	2.7	3.5	2.5	0.5	0.6	2.4	0.8	0.9	5.0	1.5	1.5
建設業	3.3	2.4	2.7	1.6	1.3	1.4	3.5	2.5	2.8	4.4	3.2	2.8
製造業	3.8	4.2	11.7	2.8	2.3	10.0	3.2	3.5	12.2	4.2	4.9	12.4
卸売業、小売業	14.9	17.7	19.4	15.9	18.0	20.1	14.3	16.0	18.6	15.9	18.0	19.2
宿泊業、飲食サービス業	12.2	11.1	8.3	16.3	11.3	8.4	11.8	8.5	6.4	12.1	9.5	6.7
医療、福祉	20.4	20.0	18.4	19.8	21.0	21.3	25.3	21.9	20.4	24.6	22.0	20.4

資料出所：総務省統計局「平成 22 年 国勢調査」

④ 男女ともに不安定な雇用形態

本市の従業上の地位は、男女ともに正規職員の割合が低いため、不安定な雇用形態と考えられます（図表 2-9）。

図表 2-8 従業上の地位（2010 年）



資料出所：総務省統計局「平成 22 年 国勢調査」

5. 支援を必要とする世帯について

① 障がい児の教育・保育

障がいの程度にもよる、加配保育士の配置などが課題となっています。また、法人での受入の際は、本市補助金の対象が、少額のため受け入れが難しいと考えられます。

② 女性の早期結婚・早期離婚率が高い

本市の女性は、早期結婚・早期離婚率が高いため、一人親世帯の実態を把握し、自立支援のための施策を考えていく必要があります（図表 2-9）。

図表 2-9 配偶関係（2010年）

（単位：％）

		総数					15～19歳					20～24歳				
		未婚	有配偶	死別	離別	不詳	未婚	有配偶	死別	離別	不詳	未婚	有配偶	死別	離別	不詳
男性	宮古島市	28.1	61.5	3.6	5.7	1.1	99.5	0.5	0.0	0.0	0.0	83.4	14.0	0.1	1.1	1.4
	沖縄県	36.6	54.3	2.3	5.1	1.8	99.1	0.6	0.0	0.0	0.3	88.7	9.3	0.0	0.6	1.4
	全国	31.3	59.9	3.0	3.8	2.0	99.0	0.3	0.0	0.0	0.6	91.4	5.5	0.0	0.3	2.8
女性	宮古島市	18.3	56.8	15.0	8.5	1.4	99.0	0.9	0.0	0.1	0.1	74.0	22.7	0.0	1.9	1.5
	沖縄県	27.2	51.4	10.4	8.5	2.5	98.5	1.1	0.0	0.1	0.3	83.6	13.4	0.0	1.5	1.5
	全国	22.9	55.9	13.7	5.7	1.8	98.9	0.6	0.0	0.0	0.5	87.8	9.3	0.0	0.8	2.0

		25～29歳					30～34歳					35～39歳				
		未婚	有配偶	死別	離別	不詳	未婚	有配偶	死別	離別	不詳	未婚	有配偶	死別	離別	不詳
男性	宮古島市	60.1	35.5	0.1	2.4	2.0	39.0	54.8	0.1	4.8	1.4	30.8	62.4	0.1	5.1	1.6
	沖縄県	65.1	31.0	0.0	1.9	1.9	44.4	50.1	0.1	3.5	2.0	34.8	58.6	0.1	4.6	1.8
	全国	69.2	26.2	0.0	1.0	3.6	46.0	49.0	0.1	2.1	2.8	34.8	59.4	0.1	3.3	2.4
女性	宮古島市	47.8	42.7	0.2	6.8	2.6	27.5	59.9	0.2	10.5	1.9	18.1	67.4	0.3	12.2	2.0
	沖縄県	56.2	37.2	0.1	4.1	2.4	33.1	57.3	0.2	7.0	2.4	23.6	64.6	0.4	9.0	2.4
	全国	58.9	36.2	0.1	2.5	2.4	33.9	59.7	0.2	4.4	1.8	22.7	68.6	0.4	6.7	1.7

資料出所：総務省統計局「平成 22 年 国勢調査報告書」

③ 子どもを放置・放任する世帯の把握

ヒアリング調査等により、子育て世帯の中にはネグレクトまではいかなくとも、子どもを放置・放任する傾向が見受けられます。

④ 子どもの貧困

ヒアリング調査等により、子どもの貧困には地域差がみられます。

⑤ 虐待などの負の連鎖が生じている

ヒアリング調査等により、「祖父母も金銭トラブルや虐待などの複雑な環境下に育つと、その子ども（保護者）はそのまま親になっているので、負の連鎖が生じているように感じる」とありました。

⑥ パステルゾーンの子どもたちへの対応

ヒアリング調査等により、「幼稚園を入園する際、パステルゾーンの子どもが診断を受けるのにとても待ち時間を要するため、何も支援がなく幼稚園に入園すると、現場はとても混乱を生じる。」とありました。

※パステルゾーン：発達上の障がいの有無について、境界的な状態を指す。以前は、「グレーゾーン」「ボーダーライン上」などの表現が使われていたが、子どもの多彩な個性・発達の状態をより肯定的に表現する言葉として、普及しつつある。



第3章

次世代育成支援行動計画の点検・評価



1. 後期行動計画全体を通じた現時点（平成27年1月）での総括
2. 基本目標別点検・評価結果



第3章 次世代育成行動計画の点検・評価

1. 後期行動計画全体を通じた現時点（平成27年1月）での総括

市では、平成22年3月に次世代育成支援行動計画（後期行動計画）を策定し、時代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境や安心して子育てができる環境づくりを総合的に進めてきました。

この後期行動計画では、6つの基本目標を定め、これらを具現化するため、子どもと子育て家庭への支援に関連する73の事業を実施してまいりました。これらの取り組みについては、平成26年8月に各事業に関連する担当課へ実施状況ヒアリングをおこない、おおむね順調に実施されていることを確認しており、本計画の基本理念として掲げた「結いのところで共に支え、共に育む ^{みやこ}宮古の子」の実現に一步近づいたと感じています。

しかし、近年の全国的な課題として、少子高齢化の進行や都市化の進展に伴い、核家族化や近隣関係の希薄化が進み、子どもと子育てを取りまく環境は、さらに一段と厳しさが増えています。

このため、子育てに不安感や負担感を持つ親が増加傾向にあるとともに、育児放棄や児童虐待なども増加し、児童家庭相談などの充実が重要となっています。また、子どもが被害者となる犯罪の増加、青少年犯罪の低年齢化、いじめ・不登校など、子どもをめぐる様々な問題が年齢層を問わず発生しており、地域社会全体で子育てをしていくことがさらに求められています。

一方、経済状況の変化や女性の社会参加意欲の高まり、母子家庭の増加などに伴い、未就学児童の保育ニーズも高くなってきました。

市として認可保育園の受け入れ枠の拡大を実施してきたが、それを上回るニーズ量の増加に伴い待機児童が発生しており、待機児童の解消が引き続き課題となっています。

今年度で本計画期間の終了に伴い、計画した全ての子育て施策の評価・見直し、仕事と子育ての両立できる環境整備、安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに成長していけるまちづくりのため、さらに施策の継続的な実施と新たな子育てニーズに対応した「宮古島市子ども・子育て支援事業計画」による継続的な施策の展開が求められます。

2.基本目標別点検・評価結果

基本目標Ⅰ 健やかな成長を支える健康づくり支援の推進

【基本方針】

1) 母子保健サービスの推進

(担当課：健康増進課、児童家庭課、学校教育課)

【点検・評価】

妊娠期から出産・子育ての期間における母子及び乳幼児の健康保持増進を図るため、保健指導・健康診査・子育て支援など、様々な事業を実施してきました。

事業を推進してきた結果、妊産婦健康診査は95%以上、乳幼児健康診査も90%以上の高い受診率となっていますが、乳幼児健診では安否確認を出来ないケースもあることから保健師や助産師、母子保健推進員、関係機関とも連携しながら対応に努めてまいります。

予防接種においては感染予防、発病防止、症状の軽減、病気のまん延防止等を目的に行っていますが、種類によっては接種率の低い予防接種もあることから感染症に対する正しい知識の啓発に努めてまいります。

2) 思春期教育の充実

(担当課：学校教育課、健康増進課、児童家庭課、学校教育課)

【点検・評価】

健康増進課では母子保健の観点から10代への性教育周知活動として正しい性の知識を伝えることを目的に小・中・高校の養護教諭と連携し、保健師・助産師・産婦人科医による出前講座を開催しています。各学校においては、世界エイズデーにそれぞれ児童・生徒に応じた取り組みを行いました。

また喫煙・飲酒・薬物防止教育等、思春期を取り巻く環境に注視しながら関係機関とも協力し、命の大切さを学ぶ人権教育にも取り組んでまいります。

3) 食を通しての教育の推進

(担当課：健康増進課、学校教育課、農政課)

【点検・評価】

親子食育事業として幼稚園児と保護者を対象にした料理体験教室を実施し、教育講演会などによる食育の充実も図ってきました。

また、平成22年度に食育推進協議会を設置して、「宮古島市食育推進計画」を策定し、バランスのコマを活用したメニューやカロリー表示を実施している店舗の推進を強化してきました。今後も食生活改善推進員などを活用しながら事業を推進していくことが望まれます。

基本目標Ⅱ 多様な子育て支援の推進

【基本方針】

1) 保育サービスの推進

(担当課：児童家庭課)

【点検・評価】

多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、病児・病後児保育、障害児保育など保育の充実を図ってきました。また、保育士の資質向上のため発達障害児支援事業など様々な研修や講座を実施してきました。

また、待機児童解消のため法人保育園舎の増改築や認可外保育施設の認可化に取り組みました。今後も待機児童の解消や保育士不足対策に関係機関と連携しながら取り組みを強化していきます。

2) 子育て支援サービスの充実

(担当課：働く女性の家、児童家庭課、福祉調整室)

【点検・評価】

核家族化や母子家庭の増加に伴い、子育てに対する不安感が高まっています。このため、子育てを楽しみながら地域の中で子育てができるよう子育て支援センター機能を充実させるとともに児童館や放課後児童クラブへの支援などを実施してきました。

今後は、放課後児童クラブでの幼稚園児の受け入れが出来なくなることから、一時預かり事業（幼稚園型）などの充実を図っていくことが望まれます。

基本目標Ⅲ 生きる力を育む教育環境の充実

【基本方針】

1) 生きる力の育成及び基礎学力の定着

(担当課：学校教育課、健康増進課、児童家庭課、生涯学習振興課)

【点検・評価】

幼稚園教育推進のため各園における保育プランの作成及び学力向上推進の取り組みなどをもとに幼稚園教諭研修会及び学力向上ヒアリング等を実施してきました。また、各小・中・学校の学力向上推進のために担当者研修会や確認調査説明会、教育講演会を開催してきました。

生徒指導の充実として、市スクールソーシャルワーカー活用事業の実施や研修会の開催、関係機関との連携強化に努めてきました。特別支援教育への取り組みとして特別支援教育コーディネーター連絡会の実施や研修会、就学指導委員会を開催してきました。

この他、学校評議員制度や「教育の日」の取り組みを充実させ、開かれた学校づくりを推進してまいりました。

今後も学校・家庭・地域が一体となり、協力・連携し、教育環境の充実を推進していくことが必要です。

2) 家庭や地域の教育力向上

(担当課：生涯学習振興課、児童家庭課)

【点検・評価】

敬老会への参加など子どもと高齢者との世代間交流やPTA、自治会、婦人会などの地域団体への研修などの充実を図ってきました。

また、「青少年の深夜はいかい防止」県民一斉行動市民大会を開催し、関係機関との連携を深め、防止活動を実施しました。

今後も関係機関と連携しながら児童生徒の非行防止への取り組みが必要です。

基本目標Ⅳ 安全で快適な子育て環境の充実

【基本方針】

1) 良好な住宅・住環境の確保

(担当課：建築課、都市計画課、むらづくり課、道路建設課)

【点検・評価】

子育てにやさしい環境の確保を図るため、バリアフリーやユニバーサルデザインの普及・導入に向けて公共施設の改善などを推進してきました。

市営住宅へのひとり親世帯等への優遇措置については、例年、ひとり親世帯等の入居希望者の割合が高く、優遇措置をとった場合、普通世帯の入居が困難になるため、未実施となっています。

今後は、公共施設等に授乳やオムツ交換台、キッズスペースなどの施設整備、乳幼児が安心して外出できる環境整備の充実が望まれます。

2) 安全・安心のまちづくりの推進

(担当課：道路建設課、市民生活課、学校教育課)

【点検・評価】

子どもたちが交通事故や犯罪などの被害に遭わないよう、道路の安全対策や交通安全教室を行うとともに、学校、警察など関係機関と合同で通学路の安全点検を実施してきました。

今後も地域における防犯体制の更なる整備が望まれます。

基本目標Ⅴ 子育てしやすい就労環境の確保

【基本方針】

1) 子育てしやすい就労環境の確保

(担当課：児童家庭課、観光商工課、働く女性の家)

【点検・評価】

子育てを夫婦それぞれが担い、協力して育児や家事を行うための意識啓発を図るために、「男女共同参画展」などを開催しました。

今後は、企業や事業者へ育児・介護休業法の普及啓発に努め、育児休業が取得しやすい職場環境づくりの推進が必要です。

基本目標Ⅵ 保護等を必要とする子ども達・子育て家庭への支援の充実

【基本方針】

1) 保護を必要とする子ども達への支援

(担当課：児童家庭課)

【点検・評価】

児童への虐待が深刻化しており、早期発見、早期対応が求められているため、要保護児童対策協議会を中心に要保護児童についての情報交換、虐待などの発生予防対策を図るとともに児童家庭相談員を配置し、相談や支援を実施してきました。

今後も要保護児童対策協議会を中心に児童相談所など関係機関とのネットワークを強化する必要があります。

2) ひとり親家庭への自立支援

(担当課：児童家庭課)

【点検・評価】

母子家庭自立支援教育訓練給付事業として、ひとり親家庭に対し、資格取得のための一部助成や教育訓練の相談等を進めるとともに母子寡婦福祉会へ運営補助金を支給してきました。

今後もひとり親家庭に対する相談・支援窓口の充実が望まれます。

3) 発達が気になる児童などへの支援サービスの充実

(担当課：児童家庭課、障がい福祉課)

【点検・評価】

発達ที่気になる児童への理解・支援強化を目指し、保育士を対象とした支援講座を実施してきました。

また、相談・支援窓口として「支援室ゆい」で心理士などの専門職を配置し、支援拠点を確保しています。

保育所では、障害児に対し加配保育士を配置し、障害児保育の充実を進めてきました。

今後は、発育や発達が気になる児童を早期発見し、専門医による相談など、関係機関が連携を取りながら、専門的な指導、相談の実施が望まれます。



第4章

計画の基本的な考え方・施策の展開



1. 計画の基本理念・基本的視点・基本目標
2. 施策の体系図
3. 太陽の子・もやいプランにおける事業の総括表
4. 宮古島市子育てマップ



第4章 計画の基本的な考え方・施策の展開

1. 計画の基本理念・基本的視点・基本目標

(1) 基本理念

計画の策定及び推進において、目指すべき方向性を示すものとして、「基本理念」を定めます。本計画においては「結いの力で拓く 子・親・地域の未来 ～ばんたがすま みゃーく すまさい!～」を基本理念とします。これは、市民相互の力をもって子どもの育ち・保護者の子育てを支え、子育てを通じて地域の未来を切り開くという願いを込めています。

(2) 基本的視点

計画の策定及び推進にあたり、踏まえるべき視点として「基本的視点」を定めます。本計画においては、「子どもの視点」「保護者の視点」「地域の視点」の3つを「基本的視点」として定めます。

「子どもの視点」については、子どもにとって最善の利益を実現するという視点から計画を推進するということです。

「保護者の視点」については、子育てについて一義的責任を有する保護者が、安心して子育てをできる環境を構築していくという視点から計画を推進するということです。

「地域の視点」については、子どもの育ち・保護者の子育てへの様々な市民の参画を促し、地域における市民のつながりを深めるという視点から計画を推進するということです。

(3) 基本目標

「基本理念」「基本的視点」に基づき、本計画の推進により課題解決に取り組むべき分野及び目指すべき目標を示したものとして、「基本目標」を定めます。

本計画においては、「Ⅰ 教育・保育」「Ⅱ 地域」「Ⅲ 母子保健」「Ⅳ ワーク・ライフ・バランス」「Ⅴ 支援を必要とする世帯」の5つを「基本目標」として掲げ、取り組みを推進していきます。

「Ⅰ 教育・保育」については、平等な教育・保育サービス提供体制の整備による教育・保育の量の拡充と質の向上の推進を図るものです。

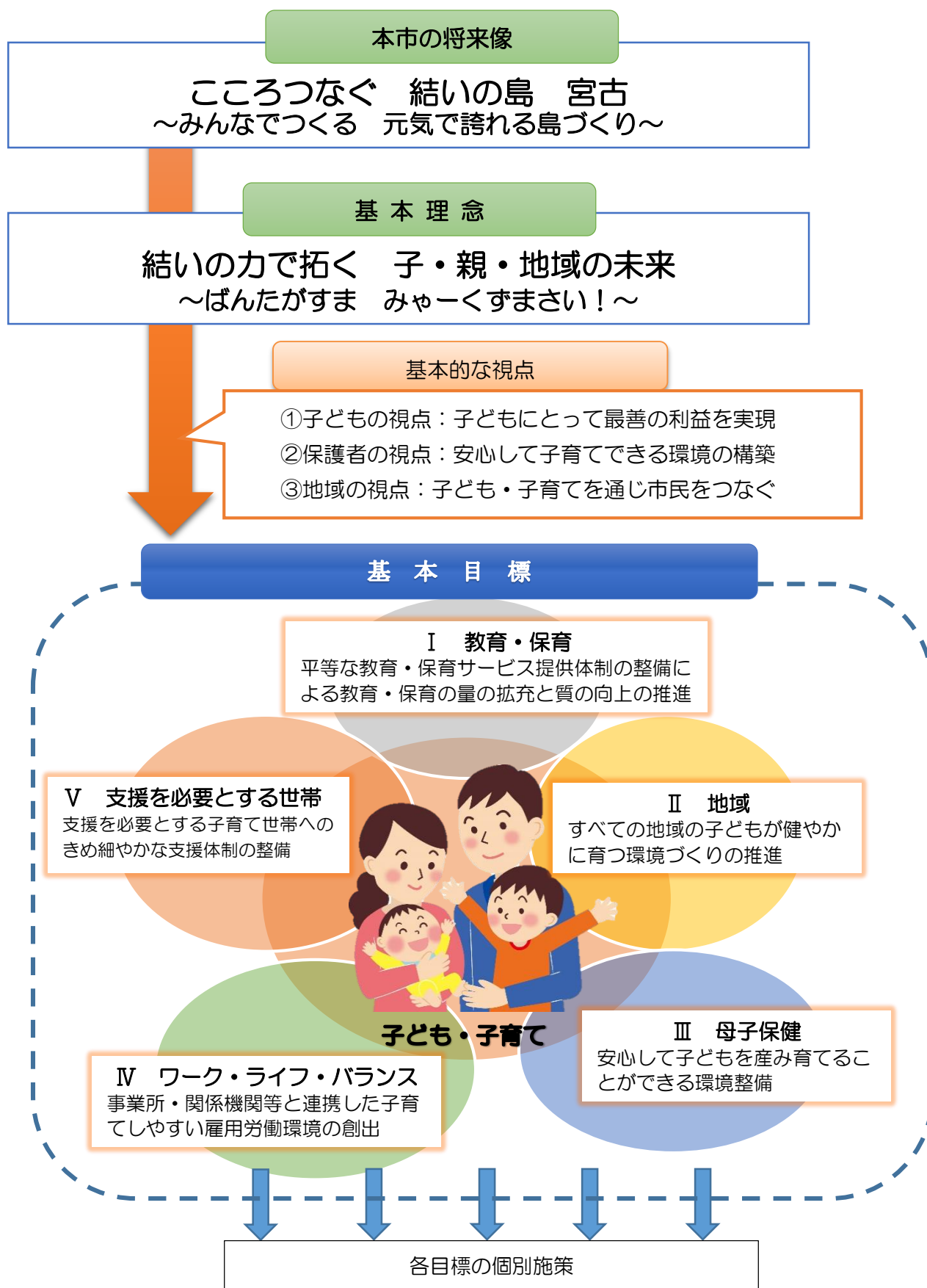
「Ⅱ 地域」については、すべての地域の子どもが健やかに育つ環境づくりの推進を目指すものです。

「Ⅲ 母子保健」については、安心して子どもを産み育てることができる環境整備に関する事項です。

「Ⅳ ワーク・ライフ・バランス」は、事業所・関係機関等と連携した子育てしやすい雇用労働環境の創出など、子育てなど家庭生活と職業生活に関する事項です。

「Ⅴ 支援を必要とする世帯」については、障がいのある児童を養育する世帯・ひとり親世帯・児童虐待の懸念がある世帯・外国人が保護者の世帯等、支援を必要とする子育て世帯へのきめ細やかな支援体制の整備に関わるものです。

2. 施策の体系図



3.太陽の子・もやいプランにおける事業の総括表

目標	基本方針	事業名	児童家庭課	学校教育課	教育総務課	障がい福祉課	生活福祉課	生涯学習振興課	健康増進課	都市計画課	まちづくり課	道路建設課	市民生活課	農政課	商工物産交流課	働く女性の家	企画調整課	観光商工課	
平等な教育・保育サービス提供体制の整備による教育・保育の量の拡充と質の向上の推進 基本目標一 教育・保育	①待機児童を解消するように努めます。	a)認可外保育施設の認可化促進 b)地域型保育事業の推進	◎																
	②多様な保育ニーズへの対応を図ります。	a)地域子ども・子育て支援事業の充実	◎	◎															
	③幼稚園(5歳児)の居場所づくりを強化します。	a)預かり保育の拡充 b)長期休業中の子どもの居場所づくりの強化	◎	◎															
	④質の高い幼児期の保育・教育の基盤を整備します。	a)建て替え等に合わせた教育・保育施設の整備 b)幼稚園の適正規模の検討		◎															
	⑤保育士・幼稚園教諭の人材確保、育成及び質の向上を進めます。	a)国・県等の制度・事業を活用した人材確保・育成の強化 b)市独自の保育士・幼稚園教諭の確保・育成の強化 c)勤務体制見直しによる質の向上	◎	◎															
	⑥支援を必要とする子どもへの関わりを強化します	a)関係機関と連携した、教育・保育関係者の活動支援	◎	◎		◎	◎												
	⑦教育・保育に関するきめ細かな情報提供を強化します。	a)適宜適切なタイミングでの情報提供の強化	◎	◎															
	⑧発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図ります。	a)認定子ども園の普及促進に関する情報収集・調査研究 b)複数年保育の拡充 c)保幼小連携の強化	◎	◎															
	⑨次世代育成事業計画の事業内容を一体的に作成します。	a)幼稚園教育の推進 b)学力向上対策の充実 c)生徒指導の充実 d)教育相談・適応指導教育の充実 e)不登校児生徒などに対する支援の充実 f)特別支援教育の充実に向けた取り組みの推進 g)多様な体験活動の機会の充実 h)学校評議員制度の充実 i)「教育の日」の充実		◎															
	すべての地域の子どもが健やかに育つ環境づくりの推進 基本目標二 地域	①子ども目線にたち、子どもが過ごしやすい地域づくりを進めます。	a)地域子ども・子育て支援事業の充実	◎															
②児童・生徒の放課後の居場所づくりの確保に努めます。		a)市と放課後児童クラブ事業者との連携強化 b)児童館の整備活用 c)放課後子ども教室の充実 d)放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携体制づくり	◎	◎				◎	◎										
③地域資源を活用した住民主体の子ども・子育て支援の促進します。		a)住民主体の子ども・子育て支援環境の向上に関する取り組みへの支援	◎	◎															
④宮古島市全体で子育て家庭に寄り添う環境づくりを進めます。		a)子ども・子育て支援に関わる市民・事業所の意識啓発及びボランティア等の育成	◎	◎					◎										
⑤子育て中の保護者を支える体制の構築に努めます。		a)児童に関する相談体制の充実	◎	◎															
⑥すべての地域の子どもが平等に教育・保育サービスを受けられるように努めます。		a)子育て支援に係る情報の周知強化 b)小規模地域への巡回支援 c)ひとり親世帯の認可外保育施設の利用支援	◎	◎															
⑦次世代育成事業計画の事業内容を一体的に作成します。		a)青少年の活動への支援充実 b)世代間交流事業の充実 c)地域の教育力の向上 d)子どもを取り巻く有害環境の改善と深夜はいかいの防止 e)安全で快適な公園・広場の確保 f)安全で潤いのある道路空間の整備 g)誰もが使いやすい公共空間の確保 h)交通安全施設の整備 i)交通安全意識の普及・啓発 j)地域における子どもの安全確保 k)防犯対策の充実		◎					◎				◎						

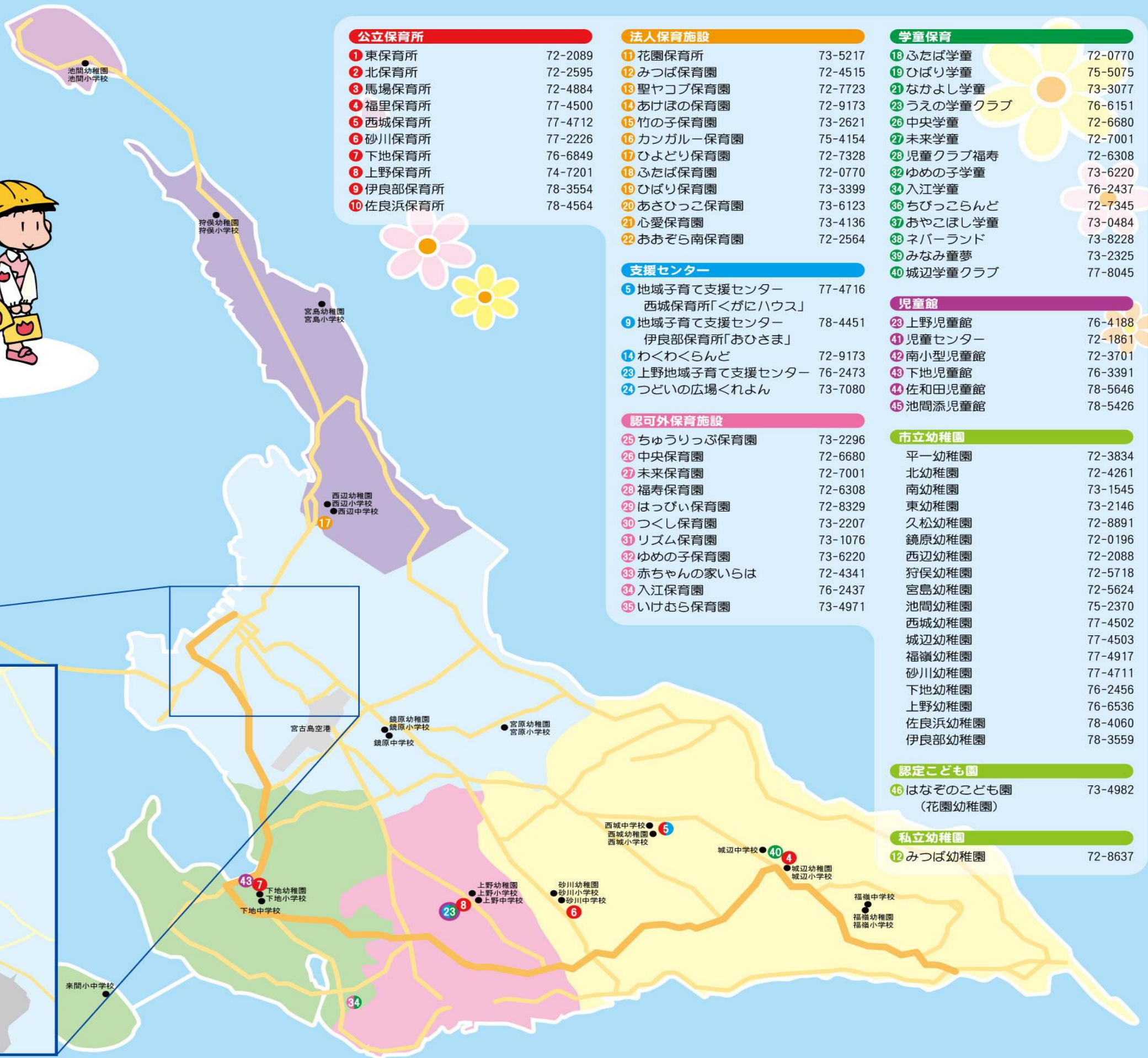
◎：主管課
○：関連する課

目標	基本方針	事業名	児童家庭課	学校教育課	教育総務課	障がい福祉課	生活福祉課	生涯学習振興課	健康増進課	都市計画課	むらじの課	道路建設課	市民生活課	農政課	商工物産交流課	働く女性の家	企画調整課	観光商工課		
安心して子育てできる環境整備 基本目標Ⅲ 母子保健	①すべての妊婦の健康増進並びに負担軽減を図り安心して子どもを産める環境づくりに努めます。	a) 親子健康手帳交付時の保健指導の充実							◎											
		b) 妊婦健康診査							◎											
		c) 不妊治療の支援								◎										
	②産前産後の心身の負担や育児不安を早期に解消ができるように努めます。	a) マタニティー・スクール	◎							◎										
		b) 赤ちゃん広場	◎							◎										
		c) 未熟児養育医療事業								◎										
		d) 乳児全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	◎							◎										
	③学校等を通じた子どもの健康維持・増進を推進します。	a) 学校保健事業を通じた児童生徒の健康維持・増進		◎																
	④次世代育成事業計画の事業内容を一体的に作成します。	a) フッ素洗口事業の充実	◎	◎						◎										
		b) 母子保健推進活動の支援充実								◎										
		c) 乳幼児健康診査の促進								◎										
		d) 乳幼児健診事後教室	◎							◎										
		e) 予防接種の推進								◎										
		f) 思春期事業の充実		◎						◎										
g) 親子料理体験教室の推進									◎											
h) 食生活改善推進員の支援、連携強化			◎						◎											
i) 食育事業の推進			◎						◎					◎	◎		◎			
j) 乳児医療費事業などの推進		◎																		
k) 思春期赤ちゃんふれあい体験学習の支援		◎	◎																	
l) 喫煙、飲酒、薬物等防止教育の推進			◎						◎											
m) 学校教育における食育の推進		◎						◎												
事業所・関係機関等と連携した子育てしやすい雇用環境の創出 基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランス	①産後・育児休業中に、保育・教育サービスが切れ目なく利用できる体制づくりを目指します。	a) 産休・育休明け保育の充実にに向けた環境整備	◎																	
	②国・県、事業所等と連携して、子育てがしやすい雇用労働環境の創出を促進します。	a) 県と連携したワーク・ライフ・バランス企業認証制度の周知	◎													◎				
		b) ハローワーク等と連携したワーク・ライフ・バランスの確保に関する国の雇用支援制度等の周知	◎													◎				
③次世代育成事業計画の事業内容を一体的に作成します。	a) 育児休業制度の普及・啓発	◎																◎		
	b) 女性の就労の支援																	◎		
	c) 男女共同参画社会への意識啓発																	◎		
	d) ファミリー・サポート・センターの利用促進																	◎		
目標	基本方針	事業名	児童家庭課	学校教育課	教育総務課	障がい福祉課	生活福祉課	生涯学習振興課	健康増進課	都市計画課	むらじの課	道路建設課	市民生活課	農政課	商工物産交流課	働く女性の家	企画調整課	観光商工課		
支援を必要とする子育て世帯へのきめ細やかな支援体制の整備 基本目標Ⅴ 支援を必要とする世帯	①ひとり親世帯の生活・子育て実態の把握と必要な支援を提供できる体制を整備します。	a) ひとり親世帯が相談しやすい窓口の設置等、支援の強化	◎	◎																
		②障がいのある子どもがいる世帯へのきめ細やかな対応を進めてまいります。	a) 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所での相談対応	◎	◎		◎													
			b) 子育て講演会・ペアレントトレーニング等、保護者向けの啓発活動等の実施	◎	◎		◎													
	c) 支援室ゆいの支援体制の充実		◎	◎		◎														
	d) 臨床心理士等による巡回の継続実施		◎	◎		◎														
	e) 自立支援協議会等、関係機関との連携による障がいのある児童のいる世帯への支援強化		◎	◎		◎														
	③子どもの育ちが等しく保障される支援体制の構築を強化します。	a) 要保護世帯・低所得世帯・生活困窮世帯等の児童生徒への保育・教育・学習支援	◎	◎		◎														
	④児童虐待の予防、早期発見・早期対応に向けた体制作りを強化します。	a) 相談窓口等の周知	◎	◎						◎										
		b) 予防・早期発見・早期対応体制の強化	◎	◎						◎										
	⑤その他、子育てにおいて支援を必要とする世帯に対し、市民・事業所・関係機関と連携して安心して子育てできる環境づくりを目指します。	a) 外国人保護者等の生活・子育て実態・支援ニーズ等の把握	◎	◎		◎														
		b) 地域子ども・子育て支援事業の充実	◎																	
	⑥次世代育成事業計画の事業内容を一体的に作成します。	a) ひとり親家庭に対する就労支援	◎																	
		b) 児童家庭相談室、相談窓口の充実	◎																	
		c) 母子寡婦福祉活動の支援	◎																	
		d) 発達障害(者)など支援拠点の確保					◎													
		e) 障がい児地域療育支援事業の促進					◎													
		f) 障がい児保育の充実(再掲)	◎																	
g) 障がい児の放課後の居場所づくり		◎																		
h) 居宅介護サービスの周知						◎														
i) 障害児通所サービスの利用促進						◎														
j) 短期入所及び日中一時支援サービスの周知						◎														
k) 地域自立支援協議会の充実					◎															
l) ドメスティック・バイオレンス(DV)にかかるとの取り組み	◎																			

◎：主管課

○：関連する課

宮古島市 子育てマップ



公立保育所

1 東保育所	72-2089
2 北保育所	72-2595
3 馬場保育所	72-4884
4 福里保育所	77-4500
5 西城保育所	77-4712
6 砂川保育所	77-2226
7 下地保育所	76-6849
8 上野保育所	74-7201
9 伊良部保育所	78-3554
10 佐良浜保育所	78-4564

法人保育施設

11 花園保育所	73-5217
12 みつば保育園	72-4515
13 聖ヤコブ保育園	72-7723
14 あけぼの保育園	72-9173
15 竹の子保育園	73-2621
16 カンガルー保育園	75-4154
17 ひよどり保育園	72-7328
18 ふたば保育園	72-0770
19 ひばり保育園	73-3399
20 あさひっこ保育園	73-6123
21 心愛保育園	73-4136
22 おおぞら南保育園	72-2564

支援センター

5 地域子育て支援センター 西城保育所「くがにハウス」	77-4716
9 地域子育て支援センター 伊良部保育所「おひさま」	78-4451
14 わくわくらんど	72-9173
23 上野地域子育て支援センター	76-2473
24 つどいの広場くれよん	73-7080

認可外保育施設

25 ちゅうりっぷ保育園	73-2296
26 中央保育園	72-6680
27 未来保育園	72-7001
28 福寿保育園	72-6308
29 はっぴい保育園	72-8329
30 つくし保育園	73-2207
31 リズム保育園	73-1076
32 ゆめの子保育園	73-6220
33 赤ちゃんの家いらは	72-4341
34 入江保育園	76-2437
35 いけむら保育園	73-4971

学童保育

18 ふたば学童	72-0770
19 ひばり学童	75-5075
21 なかよし学童	73-3077
23 うえの学童クラブ	76-6151
26 中央学童	72-6680
27 未来学童	72-7001
28 児童クラブ福寿	72-6308
32 ゆめの子学童	73-6220
34 入江学童	76-2437
36 ちびっこらんど	72-7345
37 おやこぼし学童	73-0484
38 ネバーランド	73-8228
39 みなみ童夢	73-2325
40 城辺学童クラブ	77-8045

児童館

23 上野児童館	76-4188
41 児童センター	72-1861
42 南小型児童館	72-3701
43 下地児童館	76-3391
44 佐和田児童館	78-5646
45 池間添児童館	78-5426

市立幼稚園

平一幼稚園	72-3834
北幼稚園	72-4261
南幼稚園	73-1545
東幼稚園	73-2146
久松幼稚園	72-8891
鏡原幼稚園	72-0196
西辺幼稚園	72-2088
狩俣幼稚園	72-5718
宮島幼稚園	72-5624
池間幼稚園	75-2370
西城幼稚園	77-4502
城辺幼稚園	77-4503
福嶺幼稚園	77-4917
砂川幼稚園	77-4711
下地幼稚園	76-2456
上野幼稚園	76-6536
佐良浜幼稚園	78-4060
伊良部幼稚園	78-3559

認定こども園

46 はなぞのこども園 (花園幼稚園)	73-4982
------------------------	---------

私立幼稚園

12 みつば幼稚園	72-8637
-----------	---------





第5章

施策の内容



基本目標1 教育・保育

基本目標2 地域

基本目標3 母子保健事業

基本目標4 ワーク・ライフ・バランス

基本目標5 支援を必要とする世帯



第5章 施策の内容

1.基本目標Ⅰ 教育・保育

平等な教育・保育サービス提供体制の整備による教育・保育の量の拡充と質の向上の推進

個別施策

基本施策	事業名	施策内容	
		市の役割	市民・地域・事業所等の役割
①待機児童を解消するように努めます。	a) 認可外保育施設の認可化促進	子どもの育ちにより良い環境を確保するため、認可外保育施設の認可化促進を図ります。 【所管課：児童家庭課】	【市民・地域】資格保有者が事業へ積極的参加する。 【事業所】施設・人材の確保をする。
	b) 地域型保育事業の推進	保育ニーズの高い0～2歳児の保育サービスの確保及び多様な保育サービスの提供を図るため、地域型保育事業の推進を図ります。 【所管課：児童家庭課】	【市民・地域】資格保有者が事業へ積極的参加する。 【事業所】施設・人材の確保をする。
②多様な保育ニーズへの対応を図ります。	a) 地域子ども・子育て支援事業の充実	保護者の多様な保育ニーズを踏まえるととともに、子どもの育ちに適切な保育のあり方を検討し、多様な保育サービスの充実を図ります。	【市民・地域】サービス内容を十分に理解し、適切に利用する。 【事業所】施設・人材の確保をする。
		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①利用者支援事業 ②延長保育事業 ③一時預かり事業 ④病児・病後児保育事業 ⑤実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑥多様な主体が本制度に促進するための事業 </div> 【所管課：児童家庭課、学校教育課】	
③幼稚園児（5歳児）の居場所づくりを強化します。	a) 預かり保育の拡充	平成27年度より、住民ニーズを踏まえながら、預かり保育を拡充し、幼稚園児の教育時間終了後の居場所づくりを推進します。 【所管課：学校教育課、児童家庭課】	【市民・地域】サービス内容を十分に理解し、適切に利用する。
	b) 長期休業中の子どもの居場所づくりの強化	夏休みなど、長期休業中の子どもの居場所を確保するために、教育・保育施設をはじめ、多様な主体による子どもの居場所づくりの強化を図ります。 【所管課：学校教育課、児童家庭課】	【市民・地域】サービス内容を十分に理解し、適切に利用する。 【事業所】施設・人材の確保をする。

基本施策	事業名	施策内容	
		市の役割	市民・地域・事業所等の役割
④ 質の高い幼児期の保育・教育の基盤を整備します。	a) 建て替え等に合わせた教育・保育施設の整備	<p>建て替え時期を迎える教育・保育施設等については、総合計画等関連計画及び住民ニーズ等を踏まえながら、良好な教育・保育環境が確保されるよう、施設の整備を図ります。</p> <p>【所管課：学校教育課】</p>	<p>【市民・地域】有資格者が積極的に事業に参加する。</p> <p>【事業所】施設の充実に尽力する。</p>
	b) 幼稚園の適正規模の検討	<p>幼児期教育に適した幼稚園の教育環境に関しては、設置基準及び本市の地域特性等を踏まえ、検討していきます。</p> <p>【所管課：学校教育課】</p>	
⑤ 保育士・幼稚園教諭の人材確保、育成及び質の向上を進めます。	a) 国・県等の制度・事業を活用した人材確保・育成の強化	<p>国・県等の人材確保支援に関する各種制度・事業等を活用し、教育・保育に携わる専門的人材の確保・育成を図ります。</p> <p>また、事業者と連携して、市内・島外の市出身者等の潜在保育士・幼稚園教諭等の掘り起しを促進し、専門的人材の確保を促進します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>* 保育士修学資金貸付事業 * 保育士産休代替職員配置事業 * 保育対策総合支援事業 (保育士・保育所総合支援センター)</p> </div> <p>【所管課：児童家庭課】</p>	<p>【市民・地域】有資格者が事業に積極的に参加する。</p> <p>【事業所】公立・私立保育所は、市内・市外のネットワークを使い保育士確保に努める。</p>
	b) 市独自の保育士・幼稚園教諭の確保・育成の強化	<p>保育従事者を確保するため、『子育て人材バンク（仮）』の設置を予定しております。</p> <p>島内の有資格者を登録制にすることで、人材確保を強化します。</p> <p>公立・法人と情報共有・連携を取りながら、体制づくりに努めます。</p> <p>【所管課：児童家庭課、学校教育課】</p>	<p>【市民・地域】保育士・幼稚園教諭の免許を活用できるように努める。</p> <p>【事業所】保育士・幼稚園教諭の離職を防ぐために、処遇の改善と育成の強化の充実に努める。</p>
	c) 勤務体制見直しによる質の向上	<p>教育委員会における職員の勤務体制を見直し、主任制の導入などを通じ、教育内容の充実に努めます。</p> <p>【所管課：学校教育課】</p>	

基本方針	事業名	施策内容	
		市の役割	市民・地域・事業所等の役割
⑥ 支援を必要とする子どもへの関わりを強化します。	a) 関係機関と連携した、教育・保育関係者の活動支援	市役所内外の関係機関と連携し、障がいのある児童や生活保護世帯の児童等、支援を必要とする子ども及び保護者への関わりを、専門的見地から支援できる体制を構築します。 【所管課：児童家庭課、学校教育課、障がい福祉課、生活福祉課】	【市民・地域】支援が必要な子どもがいる世帯の保護者に、近隣が声掛け、情報提供する。
			【事業所】支援を必要とする子どもへの対応に関する研修等を行う。
⑦ 教育・保育に関するきめ細かな情報提供を強化します。	a) 適宜適切なタイミングでの情報提供の強化	教育・保育及び子育て支援に係る情報提供が事業所や市民に適宜適切なタイミングで行きわたるよう、情報提供を強化します。 【所管課：児童家庭課、学校教育課】	【市民・地域】子育てに関する教育・保育サービスの情報収集に努めます。
			【事業所】子育てしやすい環境づくりを整備し、その情報提供を迅速に行えるように努める。
⑧ 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図ります。	a) 認定子ども園の普及促進に関する情報収集・調査研究	乳幼児期の一貫した保育・教育環境の確保手段の一つとして、認定子ども園の普及促進に関する情報収集・調査研究を行います。 【所管課：児童家庭課、学校教育課】	【市民・地域】認定子ども園に関する情報集に努める。
			【事業所】私立・公立保育所（園）及び私立・公立幼稚園は、認定子ども園の調査研究に努める。
			b) 複数年保育の拡充
	c) 保幼小連携の強化	発達段階に応じた適切な保育・教育を継続的に提供するために、保幼小連携を強化します 【所管課：児童家庭課、学校教育課】	【市民・地域】複数年保育の意義を理解する。
			【事業所】共通認識・共通理解を持つ。
			【市民・地域】保幼小連携の意義を理解する。
			【事業所】共通認識・共通理解を持つ。

⑨次世代育成事業計画の事業内容を一体的に作成します。

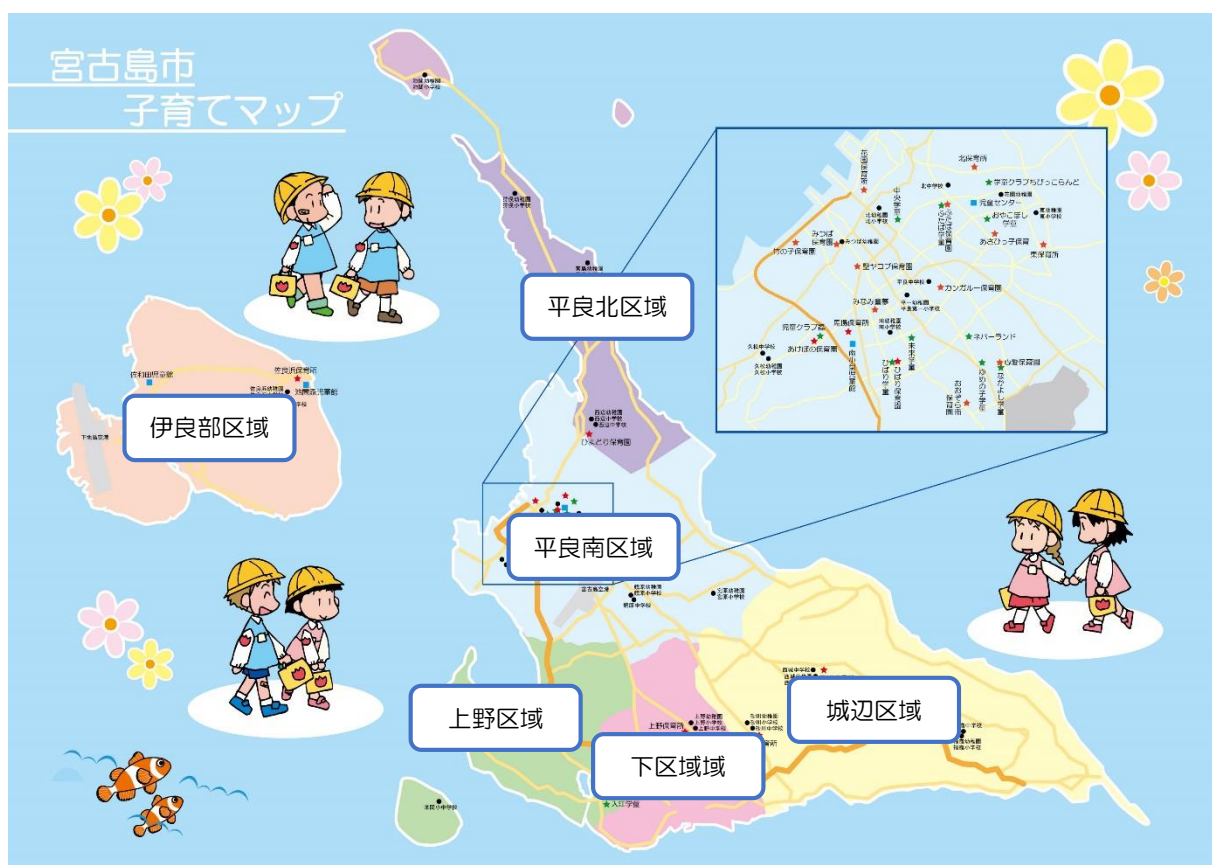
事業名	事業内容
a) 幼稚園教育の推進 【所管課 学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程研究指定園（東幼稚園）への支援、交流学习の促進、幼稚園教諭補助者の派遣を進めます。 ・幼稚園経論の研修機会の拡充に努めます。 ・就学前教育のニーズに対応するため2年保育を進めます。
b) 学力向上対策の充実 【所管課 学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・「生きる力」を育むために、「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」、そしてそれらを支える「基本的な生活習慣の形成」の4つの取り組みを重点的に行います。
c) 生徒指導の充実 【所管課 学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・市スクールソーシャルワーカー活用事業、不登校等学習支援者配置事業の充実、生徒指導主任研修会の開催、生活実態調査の分析及び分析内容の活用を進めます。
d) 教育相談・適応指導教育の充実 【所管課 学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や他の支援員との連携を強化します。 ・研修会などへ派遣し、相談員の資質向上を図ります。 ・「教育相談室」と連携した体験活動や、学習活動などの多様な援助を図ります。 ・学校と家庭の連携を強化し、原籍校への登校復帰を目指します。 ・入室に関わる手続きの周知、体験や入室判定に関して適切に対応します。 ・遊び非行型の児童生徒に対する支援を強化します。
e) 不登校児生徒などに対する支援の充実 【所管課 学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーを活用し、支援の充実・発展に努めます。 ・市福祉行政担当部局、警察、社会福祉協議会などの関係機関とネットワークの確立に努めます。
f) 特別支援教育の充実に向けた取り組みの推進 【所管課 学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の要望に応じた、特別支援教育支援員の配置を進めます。 ・特別支援学級担任研修会、特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援教育にかかる講演会などの各種研修会を開催します。 ・保育所、幼稚園、小学校間の連携を図るため、情報交換の場を確保します。 ・専門家チームによる幼稚園、小学校、中学校の巡回教育相談の充実を図ります。
g) 多様な体験活動の機会の充実 【所管課 学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験やボランティア活動、職場体験活動などの機会の充実を図ります。 ・「キャリア教育」の充実を図るため、商工会議所などとの連携を強化し、受入事業所の拡充に努めます。 <p>※キャリア教育・・・児童生徒一人一人の勤労観・職業観を育てる教育</p>
h) 学校評議員制度の充実 【所管課 学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての幼稚園、小中学校で学校評議員制度を実施し、保護者や地域の人々の学校運営への参画を推進します。 ・学校経営などに対する評議員からの意見の反映方法について、検討します。
i) 「教育の日」の充実 【所管課 教育総務課】	<ul style="list-style-type: none"> ・開かれた学校づくりを推進するため、「教育の日」の充実に努めます。

(1) 教育・保育提供区域の設定（必須記載事項）

内閣府は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項として、教育・保育提供区域の作成を必須事項として記載しています。

国による区域設定の考え方としては、『市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定。』となっており、小学校区、中学校区、行政区などが想定されています。

本市においては、上記の考え方を踏まえつつ、住民ニーズの動向及び既存施設の利活用及び維持、老朽化した施設の見直し等も勘案し、市内の教育・保育提供区域を「平良北区域」、「平良南区域」、「城辺区域」、「伊良部区域」、「下区域」、「上野区域」の6区域に設定します。



(2) 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」(必須記載事項)

【現在の確保内容】

次のとおりです。

①1号認定

平成26年4月7日現在、18の公立幼稚園があり、4歳児は28人、5歳児は477人の在籍数となっています。

②2号認定教育希望

平成26年4月7日現在、「鏡原幼稚園」、「下地幼稚園」の2カ所で実施しており、在籍数は4歳児2名、5歳児26名となっています。

③2号認定保育希望

10カ所の公立保育所、12カ所の認可保育所で実施しており、定員数は3歳児：422名、4歳児：413名となっています。

③3号認定(0・1・2歳児)

10カ所の公立保育所、12カ所の認可保育所で実施しており、定員数は0歳児：158名、1歳児：315名、2歳児：377名となっています。

【今後の確保内容】

平成27年度から公立幼稚園全園で預かり保育を実施していきます。また、平成28年度以降に、認可保育施設の新規認可や事業所内保育、小規模保育を実施していきます。

提供区域	年度	項目	1号認定	2号認定		3号認定	
				教育	保育	1・2歳児	0歳児
全区域	H27	量の見込み ①	310人	423人	871人	750人	226人
		確保の内容 ②	595人	905人	909人	753人	207人
		差引 ②-①	285人	482人	38人	3人	▲19人
	H28	量の見込み ①	324人	415人	896人	754人	236人
		確保の内容 ②	598人	902人	1,008人	837人	248人
		差引 ②-①	274人	487人	112人	83人	12人
	H29	量の見込み ①	319人	422人	895人	771人	235人
		確保の内容 ②	597人	903人	1,008人	837人	248人
		差引 ②-①	278人	481人	113人	66人	13人
	H30	量の見込み ①	321人	434人	895人	811人	243人
		確保の内容 ②	601人	899人	1,008人	837人	248人
		差引 ②-①	280人	465人	113人	26人	5人
H31	量の見込み ①	329人	432人	914人	806人	248人	
	確保の内容 ②	601人	899人	1,008人	837人	248人	
	差引 ②-①	272人	467人	94人	31人	0人	

提供区域	年度	項目	1号認定	2号認定		3号認定	
				教育	保育	1・2歳児	0歳児
平良北 区域	H27	量の見込み ①	11人	5人	20人	30人	12人
		確保の内容 ②	80人	30人	28人	26人	6人
		差引 ②-①	69人	25人	8人	▲4人	▲6人
	H28	量の見込み ①	14人	7人	13人	29人	8人
		確保の内容 ②	80人	30人	28人	26人	6人
		差引 ②-①	66人	23人	15人	▲3人	▲2人
	H29	量の見込み ①	10人	6人	17人	24人	7人
		確保の内容 ②	80人	30人	28人	26人	6人
		差引 ②-①	90人	24人	11人	2人	▲1人
	H30	量の見込み ①	12人	6人	15人	27人	8人
		確保の内容 ②	80人	30人	28人	26人	6人
		差引 ②-①	68人	24人	13人	▲1人	▲2人
H31	量の見込み ①	11人	6人	15人	37人	5人	
	確保の内容 ②	80人	30人	28人	26人	6人	
	差引 ②-①	69人	24人	13人	▲11人	1人	
平良南 区域	H27	量の見込み ①	223人	292人	626人	503人	155人
		確保の内容 ②	300人	485人	584人	530人	160人
		差引 ②-①	77人	193人	-42人	27人	5人
	H28	量の見込み ①	224人	282人	659人	503人	172人
		確保の内容 ②	300人	485人	683人	597人	193人
		差引 ②-①	76人	203人	24人	94人	21人
	H29	量の見込み ①	227人	288人	656人	521人	164人
		確保の内容 ②	300人	485人	683人	597人	193人
		差引 ②-①	73人	197人	27人	76人	29人
	H30	量の見込み ①	226人	291人	651人	545人	169人
		確保の内容 ②	300人	485人	683人	597人	193人
		差引 ②-①	74人	194人	32人	52人	24人
	H31	量の見込み ①	232人	299人	669人	541人	176人
		確保の内容 ②	300人	485人	683人	597人	193人
		差引 ②-①	68人	186人	14人	56人	17人

提供区域	年度	項目	1号認定	2号認定		3号認定	
				教育	保育	1・2歳児	0歳児
城辺 区域	H27	量の見込み ①	22人	33人	88人	78人	15人
		確保の内容 ②	90人	185人	107人	66人	12人
		差引 ②-①	68人	152人	19人	▲12人	▲3人
	H28	量の見込み ①	24人	32人	96人	69人	17人
		確保の内容 ②	90人	185人	107人	66人	12人
		差引 ②-①	66人	153人	11人	▲3人	▲5人
	H29	量の見込み ①	25人	37人	87人	85人	15人
		確保の内容 ②	90人	185人	107人	66人	12人
		差引 ②-①	65人	148人	20人	▲19人	▲3人
	H30	量の見込み ①	23人	34人	93人	89人	14人
		確保の内容 ②	90人	185人	107人	66人	12人
		差引 ②-①	67人	151人	14人	▲23人	▲2人
H31	量の見込み ①	23人	31人	92人	79人	20人	
	確保の内容 ②	90人	185人	107人	66人	12人	
	差引 ②-①	67人	154人	15人	▲13人	▲8人	
伊良部 区域	H27	量の見込み ①	23人	34人	52人	50人	20人
		確保の内容 ②	90人	120人	84人	45人	11人
		差引 ②-①	67人	86人	32人	▲5人	▲9人
	H28	量の見込み ①	25人	36人	42人	55人	16人
		確保の内容 ②	90人	120人	84人	45人	11人
		差引 ②-①	65人	84人	42人	▲10人	▲5人
	H29	量の見込み ①	20人	30人	47人	49人	20人
		確保の内容 ②	90人	120人	84人	45人	11人
		差引 ②-①	70人	90人	37人	▲4人	▲9人
	H30	量の見込み ①	19人	28人	45人	51人	22人
		確保の内容 ②	90人	120人	84人	45人	11人
		差引 ②-①	71人	92人	39人	▲6人	▲11人
H31	量の見込み ①	22人	37人	36人	53人	18人	
	確保の内容 ②	90人	120人	84人	45人	11人	
	差引 ②-①	68人	83人	48人	▲8人	▲7人	

提供区域	年度	項目	1号認定	2号認定		3号認定	
				教育	保育	1・2歳児	0歳児
上野 区域	H27	量の見込み ①	17人	37人	32人	46人	8人
		確保の内容 ②	20人	40人	58人	38人	9人
		差引 ②-①	3人	3人	26人	▲8人	1人
	H28	量の見込み ①	23人	37人	33人	47人	8人
		確保の内容 ②	23人	37人	58人	38人	9人
		差引 ②-①	0人	0人	25人	▲9人	1人
	H29	量の見込み ①	22人	34人	36人	40人	10人
		確保の内容 ②	22人	38人	58人	38人	9人
		差引 ②-①	0人	4人	22人	▲2人	▲1人
	H30	量の見込み ①	22人	34人	33人	46人	13人
		確保の内容 ②	22人	38人	58人	38人	9人
		差引 ②-①	0人	4人	25人	▲8人	▲4人
H31	量の見込み ①	20人	30人	31人	49人	8人	
	確保の内容 ②	20人	40人	58人	38人	9人	
	差引 ②-①	0人	10人	27人	▲11人	1人	
下地 区域	H27	量の見込み ①	14人	22人	53人	43人	16人
		確保の内容 ②	15人	45人	48人	48人	9人
		差引 ②-①	1人	23人	▲5人	5人	▲7人
	H28	量の見込み ①	14人	21人	53人	51人	15人
		確保の内容 ②	15人	45人	48人	65人	17人
		差引 ②-①	1人	24人	▲5人	14人	2人
	H29	量の見込み ①	15人	27人	52人	52人	19人
		確保の内容 ②	15人	45人	48人	65人	17人
		差引 ②-①	0人	18人	▲4人	13人	▲2人
	H30	量の見込み ①	19人	41人	58人	53人	17人
		確保の内容 ②	19人	41人	48人	65人	17人
		差引 ②-①	0人	0人	▲10人	12人	0人
H31	量の見込み ①	21人	29人	71人	47人	21人	
	確保の内容 ②	21人	39人	48人	65人	17人	
	差引 ②-①	0人	10人	▲23人	18人	▲4人	

(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域設定（必須記載事項）

基本目標Ⅰ「教育・保育」に関する地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、事業内容等を勘案し、下記の通り提供区域を設定します。

番号	事業名	提供区域	区域設定の理由	留意事項
1	利用者支援事業	全市 (1区域)	利用可能な全ての施設やサービスの利用調整、情報集約ができるよう「全市」に設定します。	
2	延長保育事業	6区域	本事業は、通常の保育時間を超えて保育を行う事業であることから、「6区域」に設定します。	
3	一時預かり事業	6区域	本事業はニーズが高いと予測されており、より細やかにサービスの提供が必要となるため、「6区域」に設定します。	
4	病児・病後児保育事業	全市 (1区域)	本事業は病気の際、突発的に利用される事業であり、医療機関での実施を基本としているため、医療機関の利用実態に合わせて「全市」に設定します。	
5	実費徴収に係る補足給付を行う事業	全市 (1区域)	本サービスは、本市利用者に関わるサービスのため、全市に設定します。	
6	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	全市 (1区域)		

(4) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

(必須記載事項)

①利用者支援事業（新規）

事業内容	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業です。
現 状	—
方 針	子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域・子育て支援事業を円滑に利用できるような必要な支援を実施します。H27年度は、利用者支援専門員（仮称）を児童家庭課に配置し、利用者支援を実施します。
所 管 課	児童家庭課

提供区域	項目	H27	H28	H29	H30	H31
全市	量の見込み①	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	確保の内容②	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	差引②－①	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所

②延長保育事業

事業内容	保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。
現 状	公立保育所 10カ所、法人保育園 8カ所で実施しており、平成 25 年度の利用者数は 74 名（平成 23 年度：279 名、平成 24 年度：160 名）です。利用料金は 30 分 200 円です。
方 針	現在、宮古島市全区域の保育施設で実施しており、「量の見込み」に十分対応できる体制となっています。 今後も、公立保育所全所で実施しています。法人保育園では未実施の園があるため、今後、ニーズに応じて検討していきます。
所 管 課	児童家庭課

提供区域	項目	H27	H28	H29	H30	H31
平良北 区域	量の見込み①	29人	31人	31人	32人	32人
	確保の内容 ②	60人	60人	60人	60人	60人
	差引 ②-①	31人	29人	29人	28人	28人
平良南 区域	量の見込み①	765人	781人	787人	800人	816人
	確保の内容 ②	820人	820人	820人	820人	820人
	差引 ②-①	55人	39人	33人	20人	4人
城辺 区域	量の見込み①	78人	78人	80人	82人	83人
	確保の内容 ②	180人	180人	180人	180人	180人
	差引 ②-①	102人	102人	100人	98人	97人
伊良部 区域	量の見込み①	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容 ②	140人	140人	140人	140人	140人
	差引 ②-①	140人	140人	140人	140人	140人
上野 区域	量の見込み①	37人	37人	37人	37人	36人
	確保の内容 ②	105人	105人	105人	105人	105人
	差引 ②-①	68人	68人	68人	68人	69人
下地 区域	量の見込み①	77人	80人	87人	96人	98人
	確保の内容 ②	105人	105人	105人	105人	105人
	差引 ②-①	28人	25人	18人	9人	7人

③一時預かり事業（幼稚園における預かり保育事業）

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。
現 状	平成 26 年 4 月 7 日現在、「鏡原幼稚園」、「下地幼稚園」の 2 カ所で開催しており、「鏡原幼稚園」が 20 名（5,200 人日 ² ）、「下地幼稚園」が 8 名（2,080 人日）となっています。
方 針	平成 27 年度から公立幼稚園全児童を対象に預かり保育事業を実施していきます。
所 管 課	学校教育課

（単位：人日）

提供区域	項目		H27	H28	H29	H30	H31
平良北 区域	量の 見込み①	1号	0	0	0	0	0
		2号	1,510	1,750	1,888	1,922	1,785
	確保の内容 ②		22,100	22,100	22,100	22,100	22,100
	差引 ②-①		20,590	20,350	20,212	20,178	20,315
平良南 区域	量の 見込み①	1号	24	24	24	24	25
		2号	72,422	73,211	73,663	73,437	75,411
	確保の内容 ②		131,300	131,300	131,300	131,300	131,300
	差引 ②-①		130,785	130,794	130,785	130,783	130,769
城辺 区域	量の 見込み①	1号	104	110	107	109	106
		2号	9,557	10,119	9,807	9,994	9,744
	確保の内容 ②		49,400	49,400	49,400	49,400	49,400
	差引 ②-①		49,345	39,739	39,171	39,486	39,297
伊良部 区域	量の 見込み①	1号	0	0	0	0	0
		2号	17,912	17,046	16,034	15,023	15,168
	確保の内容 ②		39,000	39,000	39,000	39,000	39,000
	差引 ②-①		21,088	21,954	22,966	23,977	23,832
上野 区域	量の 見込み①	1号	0	0	0	0	0
		2号	7,878	7,956	8,034	7,800	7,254
	確保の内容 ②		10,400	10,400	10,400	10,400	10,400
	差引 ②-①		2,522	2,444	2,366	2,600	3,146
下地 区域	量の 見込み①	1号	0	0	0	0	0
		2号	4,792	4,792	5,092	6,490	6,689
	確保の内容 ②		10,400	10,400	10,400	10,400	10,400
	差引 ②-①		5,608	5,608	5,308	3,910	3,711

² 預かり保育の定員数×5日（1週間あたり）×52週（1年間）

④一時預かり事業（その他の一時預かり）

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。
現 状	6カ所の保育所において、預かり保育を実施しています。利用時間は、8時半から17時までで、利用料（日額）は、1,200円となっています。
方 針	未実施の区域において、一時預かり事業を拡大していきます。
所 管 課	児童家庭課

（単位：人日）

提供区域	項目	H27	H28	H29	H30	H31
平良北 区域	量の見込み①	30人日	32人日	32人日	33人日	33人日
	確保の内容 ②	780人日	780人日	780人日	780人日	780人日
	差引 ②-①	750人日	750人日	750人日	750人日	750人日
平良南 区域	量の見込み①	2,399人日	2,447人日	2,466人日	2,509人日	2,558人日
	確保の内容 ②	3,900人日	3,900人日	3,900人日	3,900人日	3,900人日
	差引 ②-①	1,501人日	1,453人日	1,434人日	1,391人日	1,343人日
城辺 区域	量の見込み①	540人日	543人日	554人日	569人日	578人日
	確保の内容 ②	780人日	780人日	780人日	780人日	780人日
	差引 ②-①	240人日	237人日	226人日	211人日	203人日
伊良部 区域	量の見込み①	1,431人日	1,397人日	1,374人日	1,351人日	1,340人日
	確保の内容 ②	780人日	1,560人日	1,560人日	1,560人日	1,560人日
	差引 ②-①	▲651人日	163人日	186人日	209人日	220人日
上野 区域	量の見込み①	1,212人日	1,236人日	1,218人日	1,218人日	1,188人日
	確保の内容 ②	780人日	1,560人日	1,560人日	1,560人日	1,560人日
	差引 ②-①	▲432人日	324人日	342人日	342人日	372人日
下地 区域	量の見込み①	273人日	194人日	306人日	340人日	346人日
	確保の内容 ②	780人日	780人日	780人日	780人日	780人日
	差引 ②-①	507人日	586人日	474人日	440人日	434人日

⑤病児・病後児保育事業

事業内容	児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を提供する事業です。
現 状	本市では、病後児保育事業として「東保育所」（定員 3 人）、病児保育所事業として「下地診療所」（定員 10 人）で実施しています。 利用料金は、「4 時間以内」：800 円、「4 時間超える」：1500 円となっています。
方 針	利用ニーズに十分対応できる体制となっています。
所 管 課	児童家庭課

提供区域	項目	H27	H28	H29	H30	H31
全市	量の見込み①	2,578 人	2,589 人	2,599 人	2,969 人	2,555 人
	確保の内容②	3,380 人	3,380 人	3,380 人	3,380 人	3,380 人
	差引 ②-①	802 人	791 人	781 人	411 人	825 人

⑥実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日曜品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
現 状	—
方 針	現行補助との整合を考え実施します。
所 管 課	児童家庭課

⑦多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。
現 状	—
方 針	情報収集し、調査・研究を行います。
所 管 課	児童家庭課

2.基本目標Ⅱ 地域

すべての地域の子どもが健やかに育つ環境づくりの推進

個別施策

基本方針	事業名	施策内容	
		市の役割	市民・地域・事業所等の役割
①子ども目線にたち、子どもが過ごしやすい地域づくりを進めます。	a) 地域子ども・子育て支援事業の充実	<p>地域子ども・子育て支援事業の充実を図り、保護者の子育てを多面的に支援します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①ファミリー・サポート・センター事業 ②子育て短期支援事業 ③地域子育て支援拠点事業 ④放課後児童クラブ </div> <p>【所管課 児童家庭課】</p>	<p>【市民・地域】 サービス内容を理解し、適切な利用する</p> <p>【事業所】 人材の確保・施設整備する。</p>
		<p>②児童・生徒の放課後の居場所づくりの確保に努めます。</p>	<p>a) 市と放課後児童クラブ事業者との連携強化</p> <p>児童の放課後の居場所づくりに重要な役割を果たす放課後児童クラブ事業者との連携を強化します。</p> <p>さらに、遊休化している公民館施設などの公共施設・余裕教室については、国・県等の補助事業等を利用し、その活用について検討します。</p> <p>【所管課 児童家庭課、学校教育課】</p>
	b) 児童館の整備活用	<p>市内の児童館を整備・活用し、子どもの安全な居場所確保及び保護者の子育て支援を図ります。</p> <p>【所管課 児童家庭課】</p>	<p>【市民・地域】 児童厚生員と子どもについての情報共有をする。</p> <p>【事業所】 関係機関との連携をとる。</p>
	c) 放課後子ども教室の充実	<p>放課後子ども教室の充実を図り、放課後に学びを通じた子どもたちの健全育成を図る場を確保します。</p> <p>【所管課 児童家庭課、生涯学習振興課、学校教育課】</p>	<p>【市民・地域】 事業（指導等）への協力を促す。</p> <p>【事業所】 地域住民や関係機関との連携をとる。</p>

基本方針	事業名	施策内容	
		市の役割	市民・地域・事業所等の役割
②児童・生徒の放課後の居場所づくりの確保に努めます。	d) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携体制づくり	H27年度より実施される「教育総合会議」などの場で、教育委員会と福祉部局の連携を強化するとともに、連携体制強化のため、関係者からなる「運営委員会」を設置します。 【所管課 児童家庭課、学校教育課、生涯学習課】	【市民・地域】学校・運営委員会等を通じた意見提示を行う。 【事業所】「運営委員会」等を通じて連携をとる。
③地域資源を活用した住民主体の子ども・子育て支援の促進します。	a) 住民主体の子ども・子育て支援環境の向上に関する取り組みへの支援	住民主体による子ども・子育て支援環境の向上に向け、国・県補助等を活用した取り組みを支援します。 【所管課 児童家庭課、学校教育課】	【市民・地域】ボランティア、NPO 主体で事業を立ち上げる。 【事業所】市民・団体等の取り組み・支援・助言する。
④宮古島市全体で子育て家庭に寄り添う環境づくりを進めます。	a) 子ども・子育て支援に関わる市民・事業所の意識啓発及びボランティア等の育成	「宮古の子を宮古全体で育てる」という意識を市民全体で共有し、既存の子育て支援に関わるボランティア以外に、幅広い市民・事業所の意識啓発及びボランティア等人材の育成を図ります。 【所管課 児童家庭課、学校教育課、健康増進課】	【市民・地域】講演会等へ参加する。 【事業所】在園児の保護者や近隣住民に対し、講演・研修への参加を呼び掛ける。
⑤子育て中の保護者を支える体制の構築に努めます。	a) 児童に関する相談体制の充実	子育てにおいて困り感を感じている保護者を支援するために、相談体制の充実を図ります。 【所管課 児童家庭課、学校教育課】	【市民・地域】支援が必要な子が居る世帯に声掛けする。 【事業所】支援を必要とする子への研修を実施する。
⑥すべての地域の子どもが平等に教育・保育サービスを受けられるように努めます。	a) 子育て支援に係る情報の周知強化	子育て中の保護者が、必要なサービスを必要なときに受けられるよう、各種相談窓口・支援制度等の周知を徹底します。 【所管課 児童家庭課、学校教育課 社会福祉課】	【市民・地域】支援が必要な子が居る世帯へ声掛けする。 【事業所・地域】支援を必要とする子への研修を実施する。

基本方針	事業名	施策内容	
		市の役割	市民・地域・事業所等の役割
⑥すべての地域の子どもが平等に教育・保育サービスを受けられるように努めます。	b) 小規模地域への巡回支援	保育・教育施設等での子育て支援が利用しにくい小規模地域等に関しては、巡回相談等による支援を検討します。	【市民・地域】支援が必要な子が居る世帯へ声掛けする。
		【所管課 児童家庭課、学校教育課】	【事業所】事業実施についての協力を検討する。
	c) ひとり親世帯の認可外保育施設の利用支援	国・県などの支援制度等を活用し、ひとり親世帯の認可外保育施設利用を支援します。	【市民・地域】支援が必要な子が居る世帯へ声掛けする。
		【所管課 児童家庭課】	【事業所】支援内容を把握した上で、サービスを実施する。

⑦次世代育成事業計画の事業内容を一体的に作成します。

事業名	事業内容
a) 青少年の活動への支援充実 【所管課 生涯学習振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 子ども達の体験・交流活動の促進、リーダー育成を図ります。 子ども会結成に向けた支援を行います。
b) 世代間交流事業の充実 【所管課 児童家庭課、生涯学習振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 保育所・幼稚園・小学校などで、子どもと高齢者との世代間交流機会の充実を図ります。
c) 地域の教育力の向上 【所管課 生涯学習振興課】	<ul style="list-style-type: none"> PTA、自治会、婦人会をはじめとした地域団体への研修機会の充実を図ります。
d) 子どもを取り巻く有害環境の改善と深夜はいかいの防止 【所管課 生涯学習振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 社会環境実態調査を実施し、子どもたちの育成に最適な環境づくりに取り組みます。 「青少年の深夜はいかい防止」県民一斉行動市民大会の開催など、関係機関と連携し、防止活動を実施します。 青少年問題協議会の活動を強化し、青少年を取り巻く諸問題解決に向け取り組みます。 警察と連携し「沖縄児童生徒健全育成サポート制度（かなすやらびサポート制度）」の充実を図り、児童生徒の非行防止に取り組みます。

事業名	事業内容
e) 安全で快適な公園・広場の確保 【所管課 都市計画課、むらづくり課】	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・広場の整備や維持管理を進めます。 ・地域住民による清掃活動など、市民の協力体制構築による維持管理の方法について検討を行います。
f) 安全で潤いのある道路空間の整備 【所管課 道路建設課】	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての人に優しい道路整備を目指し、道路空間のバリアフリー化を進めます。 ・市街地においては、コミュニティ道路の形成や道路緑化など、賑わいや潤いのある道路空間の確保に努めます。 ・農村部においては、さとうきびなど農作物の道路への倒れ込み防止について、農家への理解と啓蒙を図ります。
g) 誰もが使いやすい公共空間の確保 【所管課 都市計画課】	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・広場の整備や維持管理を進めます。 ・ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。
h) 交通安全施設の整備 【所管課 道路建設課】	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の設備をはじめ、カーブミラー、道路照明、ガードレールなど交通安全施設の整備・充実を図ります。
i) 交通安全意識の普及・啓発 【所管課 市民生活課】	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭での交通安全指導を行います。 ・小中学校における交通安全教室を開催します。
j) 地域における子どもの安全確保 【所管課 学校教育課、市民生活課】	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域安全マップ」の積極的な活用を図ります。 ・「子ども110番の家」の周知、普及、増設に努めます。 ・関係機関の実施する講習会などに協力して取り組みます。
k) 防犯対策の充実 【所管課 市民生活課】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を明るくする「一戸一灯運動」への市民の協力を促します。 ・防犯訓練の実施などによる防犯対策の強化を図ります。 ・地域における自主防犯パトロールを促進します。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域設定（必須記載事項）

本目標に関連する地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、事業内容等を勘案し、下記の通り提供区域を設定します。

番号	事業名	提供区域	区域設定の理由	留意事項
1	ファミリー・サポート・センター事業	全市 (1区域)	一時的で不定期的な保育サービスを提供する事業であり、一定の区域内に利用場所を特定することが困難であることから「全市」に設定します。	
2	子育て短期支援事業	全市 (1区域)		
3	地域子育て支援拠点事業	6区域	認定こども園に併設が義務付けられているため、教育・保育と同じ「6区域」に設定します。	施設がない区域も存在するため、認定こども園への併設も含め、さらなる設置拡大に努めていきます。
4	放課後児童クラブ	6区域	小学生が放課後において、自らが通う小学校の地域内にある施設に通っている利用実態から「6区域」に設定します。	未整備の地区での提供体制の確保について実施していきます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」
(必須記載事項)

①ファミリー・サポート・センター事業(就学児)

事業内容	児童の預かり等の援助を希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
現 状	子どもを預かってほしい市民と、預かることができる市民が、会員として登録し、会員同士で援助活動を行い、ファミリー・サポート・センターがこれを援助します。実施施設は、ゆみいなあ(宮古島市働く女性の家)内に設置しています。
方 針	提供会員が100名登録しており、十分対応できる体制になっています。
所 管 課	児童家庭課

提供区域	項目	H27	H28	H29	H30	H31
全市	量の見込み①	160人	160人	160人	160人	160人
	確保の内容②	240人	240人	240人	240人	240人
	差引 ②-①	80人	80人	80人	80人	80人

②子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
現 状	本市では実施していません。
方 針	対応可能な事業所及び「量の見込み」を精査し、事業実施を検討していきます。
所 管 課	児童家庭課

提供区域	項目	H27	H28	H29	H30	H31
全市	量の見込み①	886人	890人	893人	883人	878人
	確保の内容②	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

③地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
現 状	本市では5カ所で実施しており、利用料は無料です。
方 針	未実施の地区において、実施していきます。
所 管 課	児童家庭課

提供区域	項目	H27	H28	H29	H30	H31
平良北 区域	量の見込み①	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容 ②	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
平良南区 区域	量の見込み①	998人	1,028人	1,038人	1,079人	1,091人
	確保の内容 ②	2ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
城辺 区域	量の見込み①	126人	120人	129人	133人	140人
	確保の内容 ②	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
伊良部 区域	量の見込み①	465人	465人	476人	487人	476人
	確保の内容 ②	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
上野 区域	量の見込み①	299人	308人	296人	305人	311人
	確保の内容 ②	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
下地 区域	量の見込み①	119人	128人	141人	135人	135人
	確保の内容 ②	0ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所

④放課後児童健全育成事業（小学校）

事業内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
現 状	本市では、平成 26 年 4 月現在、学童クラブ 14 カ所で実施しており、利用人数は 250 名となっています。 利用料金については、各学童、各年齢により異なります。児童館は、平良南区・伊良部地区に 2 カ所、下地地区、上野地区各 1 カ所あります。利用料は無料です。
方 針	平良北区について、学童クラブ等の施設がないので、今後整備していくよう検討してまいります。また、城辺地区についても、利用定員の拡大を検討してまいります。
所 管 課	児童家庭課

提供区域	項目	H27	H28	H29	H30	H31
平良北 区域	量の見込み①	14 人	13 人	14 人	13 人	14 人
	確保の内容 ②	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	差引 ②-①	▲14 人	▲13 人	▲14 人	▲13 人	▲14 人
平良南 区域	量の見込み①	548 人	557 人	557 人	556 人	551 人
	確保の内容 ②	1,100 人	1,100 人	1,100 人	1,100 人	1,100 人
	差引 ②-①	552 人	543 人	543 人	544 人	549 人
城辺 区域	量の見込み①	37 人	37 人	36 人	36 人	35 人
	確保の内容 ②	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
	差引 ②-①	▲7 人	▲7 人	▲6 人	▲6 人	▲5 人
伊良部 区域	量の見込み①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	確保の内容 ②	560 人	560 人	560 人	560 人	560 人
	差引 ②-①	560 人	560 人	560 人	560 人	560 人
上野 区域	量の見込み①	27 人	25 人	25 人	22 人	22 人
	確保の内容 ②	480 人	480 人	480 人	480 人	480 人
	差引 ②-①	453 人	455 人	455 人	458 人	458 人
下地 区域	量の見込み①	52 人	56 人	58 人	55 人	57 人
	確保の内容 ②	500 人	500 人	500 人	500 人	500 人
	差引 ②-①	448 人	444 人	442 人	445 人	443 人

(3) 放課後子ども総合プランに係る事項

ア. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

平成27年度より市長及び教育委員会により設置される「総合教育会議」において、教育委員会と福祉部局の連携による児童の放課後の居場所づくりに関する施策の基本的な方向性・予算措置等実務的な事項に関する方針等を協議・確認することとします。

また、教育委員会・福祉部局の担当者など行政関係者に加え、教育・保育関係者、学識経験者、住民等からなる「運営委員会」を設置し、放課後児童クラブ・放課後子ども教室等の実施を通じ、子どもの安全・安心な放課後の居場所づくりが効果的・効率的におこなれるよう、関係者が連絡調整・協議し、共通認識をもつ場を設定します。

なお、「運営委員会」の設置に関しては、効率的・効果的・円滑な事業推進に資するよう、「宮古島市子ども・子育て会議」等、関連する協議体の検討・審議内容等の重複がないよう、設置・運営方法には十分配慮します。

イ. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

まず、上述の「総合教育会議」「運営委員会」等において生活の場としての「放課後児童クラブ」と、学びの場としての「放課後子ども教室」の位置づけを再確認します。その上で、児童の安心・安全な居場所づくり及び健全育成の観点から、望ましい事業間連携の在り方、事業連携にあたっての方向性の検討、財源・人員等の確保など実務的な面における検討・協議・調整などを図り、効果的な事業実施を図ります。

ウ. 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

本市における小学校の余裕教室等、放課後児童クラブ・放課後子ども教室に利用可能なスペースの有無について、学校施設の使用状況を精査するとともに、公民館やその他公共施設の使用状況・地域人材の状況など、地域資源を活用した両事業の実施可能性等について、実態把握を行い、希望するすべての子どもに安心・安全な放課後の居場所づくりを推進します。

エ. 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量

前掲の「放課後児童健全育成事業」の数値を目標事業量とします。

オ. 放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画

放課後子ども教室の整備に関しては、放課後児童クラブとの連携・一体的運営等の国・県の施策動向や、市内の放課後子ども教室・放課後児童クラブの運営状況・事業者意向等を精査の上、整備計画を策定します。

カ. 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

保護者の保育ニーズ及び事業者の人員体制及び施設の状況などを踏まえた上で、児童の健やかな育ちの観点から、適切な放課後児童クラブの開所時間を含めた運用の在り方を、「運営委員会」や「子ども・子育て会議等」「総合教育会議」などにおいて検討の上、具体的取り組みを協議していきます。

3.基本目標Ⅲ 母子保健事業

安心して子どもを産み育てることができる環境整備

個別施策

基本方針	事業名	施策内容	
		市の役割	市民・地域・事業所等の役割
①すべての妊婦の健康保持増進並びに負担軽減を図り安心して子どもを産める環境づくりに努めます。	a) 親子健康手帳交付時の保健指導の充実	早期の親子健康手帳の申請を促すとともに、交付時の保健指導の充実を図ります。 【所管課 健康増進課】	【市民・地域】親子健康手帳の交付を受ける。
	b) 妊婦健康診査	妊娠中の保護者が安心して出産に臨めるようにするとともに、生まれてくる子どもの生命が保護されるよう、妊婦健康診査の受診勧奨を強化します（公費負担）。 【所管課 健康増進課】	【市民・地域】親子保健手帳の交付を受け、定期的に健診を受診する。 【事業所】来院が途切れがちな妊婦に対し、健康増進課と連携して定期的な受診を促す。
	c) 不妊治療の支援	県の特定不妊治療事業を受けたものに対し渡航費の一部助成を行います。 【所管課 健康増進課】	【市民・地域】事業の内容を十分理解する。 【事業所】実施体制の強化する。
②産前産後の心身の負担や育児不安を早期に解消ができるように努めます。	a) マタニティ・スクール	妊娠出産に関する不安解消、正常な妊娠経過をたどるための知識の普及、生活習慣病の予防を目的に開催します。また孤立した子育てを防ぐためにも仲間作りの場づくりに努めます。 【所管課 児童家庭課、健康増進課】	【市民・地域】積極的に参加する。 【事業所】保護者が参加しやすい内容作りなどに協力する。
	b) 赤ちゃん広場	産後の育児解消と虐待予防、母親の仲間作り、母親と乳児の健康促進を図ります。 【所管課 児童家庭課、健康増進課】	【市民・地域】積極的に参加する。 【事業所】保護者が参加しやすい内容作りなどに協力する。
	c) 未熟児養育医療事業	2,000g以下の赤ちゃん、または身体機能が未熟なため入院を必要とする未熟児に対して指定医療機関における医療費を公費で負担します（所得に応じて自己負担有）。 【所管課 健康増進課】	【市民・地域】事業の内容を十分理解する。 【事業所】実施体制の強化する。

基本方針	事業名	施策内容	
		市の役割	市民・地域・事業所等の役割
②産前産後の心身の負担や育児不安を早期に解消ができるように努めます。	d)乳児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4カ月までの乳児がいる家庭を対象に保健師、助産師、母子保健推進員が家庭訪問し、子育て支援及び情報提供を行います。	【市民・地域】乳児がいる世帯への声掛けをする。
		【所管課 健康増進課、児童家庭課】	【事業所】在園児の保護者への周知を行う。
③学校等を通じた子どもの健康維持・増進を推進します。	a)学校保健事業を通じた児童生徒の健康維持・増進	学校保健事業を通じ、児童生徒の健康維持・増進に努めます。	【市民・地域】PTAや学校評議員等で広報する。
		【所管課 学校教育課】	【事業所】所見のあった児童生徒について、連携して対応する。

④次世代育成事業計画の事業内容を一体的に作成します。

事業名	事業内容
a) フッ素洗口事業の充実 【所管課 健康増進課、児童家庭課、学校教育課】	・各保育所（園）でのフッ素洗口液の助成を行い、むし歯予防対策に取り組みます。
b) 母子保健推進活動の支援充実 【所管課 健康増進課】	・保健師との連携強化により、こんにちは赤ちゃん訪問支援や各地区活動の充実を促進します。
c) 乳幼児健康診査の促進 【所管課 健康増進課】	・4カ月児、10カ月児、1歳半、3歳児を対象に健康診査を実施し、乳幼児の健康保持及び増進を図ります。 ・育児不安の解消に努めるため保健指導や栄養指導の充実を図ります。 ・母子保健推進員と連携し健診受診を推進します。
d) 乳幼児健診事後教室 【所管課 健康増進課、児童家庭課】	・健診時に身体発育等何らかの所見が認められた子どもを中心に、保護者の子育て支援及び子どもの健やかな発達を保障するために、心理士、保健師、言語聴覚士による事後教室を開催します。
e) 予防接種の推進 【所管課 健康増進課】	・感染症の正しい知識の啓発に努め、感染予防、発病防止、症状の軽減等、病気のまん延防止を目的に予防接種を実施し、感染症等の予防に努めます。
f) 思春期事業の充実 【所管課 健康増進課、学校教育課】	・性に対する正しい知識を伝えるため、産婦人科医師、助産師、保健師による学校への出前講座を行います。
g) 親子料理体験教室の推進 【所管課 健康増進課】	・親子で食に関する関心を高める機会の創出に取り組みます。 ・幼稚園児と保護者を対象にした親子食育事業を推進します。

事業名	事業内容
h) 食生活改善推進員の支援、連携強化 【所管課 健康増進課、学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員の育成と活動の場の提供に努めます。 ・各地域における推進員の確保に取り組みます。 ・「ヘルスサポート事業21」の実施に向け、食生活改善推進協議会との連携を強化します。
i) 食育事業の推進 【所管課 健康増進課、学校教育課、農政課、商工物産交流課、企画調整課】	<ul style="list-style-type: none"> ・「宮古島市食育推進計画」にのっとり、全庁体制・官民共同で食育推進に取り組みます。
j) 乳児医療費事業などの推進 【所管課 児童家庭課】	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児医療費助成事業、未熟児養育医療、小児慢性特定疾患治療研究事業、母子・父子家庭及び重度心身障害者（児）の医療費助成事業を進めます。
k) 思春期赤ちゃんふれあい体験学習の支援 【所管課 児童家庭課、学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの生徒の参加促進を図ります。 ・体験学習を実施している保育所と、学校との連携強化を進めます。
l) 喫煙、飲酒、薬物等防止教育の推進 【所管課 学校教育課、健康増進課】	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署やPTAなどの関連機関との連携を強化し、喫煙や飲酒の防止運動に取り組みます。 ・リーフレットの作成・配布により意識啓発に努めます。
m) 学校教育における食育の推進 【所管課 学校教育課、健康増進課】	<ul style="list-style-type: none"> ・「食に関する教育実践校」の成果を市内全ての小・中学校で活用し、学校教育における食育の充実を図ります。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域設定（必須記載事項）

地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、事業内容等を勘案し、下記の通り提供区域を設定します。

番号	事業名	提供区域	区域設定の理由	留意事項
1	妊婦健康診査	全市 (1区域)	健診は市内2つの医療機関で受診可能であり、区域設定は事業の趣旨になじまないため「全市」に設定します。	
2	乳児家庭全戸訪問事業	全市 (1区域)	訪問型の事業のため、細かな区域設定は事業趣旨になじまないことから「全市」に設定します。	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」
(必須記載事項)

①妊婦健康診査

事業内容	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施し、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
現 状	「沖縄県立宮古病院」、「奥平産婦人科医院」にて実施しており、妊婦健康診査(14回)は、全て公費負担となっており、利用料金は無料です。
方 針	引き続き、妊婦健康診査を公費負担により実施します。また、B型肝炎の母子感染を防ぐためにB型肝炎母子感染防止策事業を推進していきます。
所 管 課	健康増進課 児童福祉課

提供区域	項目	H27	H28	H29	H30	H31
全市	量の見込み①	584人	581人	580人	576人	574人
	確保の内容②	実施場所：島内施設 検査項目：国の定める基準による 実施時期：通年				

②乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

事業内容	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
現 状	生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を助産師や保健師が訪問し、子育てに関する不安の相談などの支援を行っています。 実施体制(平成26年4月現在)については、保健師10人、助産師1人、母子保健推進員34人となっており、利用料は無料です。
方 針	実施率90%以上を目指し強化を図っていきます。
所 管 課	健康増進課

提供区域	項目	H27	H28	H29	H30	H31
全市	量の見込み①	552人	560人	559人	556人	553人
	確保の内容②	実施体制：保健師10人、助産師1人、母子保健推進員34人 利用料金：無料				

4.基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランス

事業所・関係機関等と連携した子育てしやすい雇用環境の創出

個別施策

基本施策	事業名	施策内容	
		市の役割	市民・地域・事業所等の役割
①産後・育児休業中に、保育・教育サービスが切れ目なく利用できる体制づくりを目指します。	a)産休・育休明け保育の充実に向けた環境整備	産後及び育児休業中も切れ目のない保育・教育サービスが提供できるよう、人材・施設等の保育環境の整備を図ります。 【所管課 児童家庭課】	【市民・地域】制度の内容を十分理解し、利用する。 【事業所】産休や育休が十分に取れる勤務条件を確保する。
	a)県と連携したワーク・ライフ・バランス企業認証制度の周知	県が実施している「ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」の周知を図り、市内事業所の子育て環境の向上を促進します。 【所管課 児童家庭課、商工物産交流課】	【事業所】認証要件を満たすよう、企業内の子育て支援に関する取り組みを行う。
	b)ハローワーク等と連携したワーク・ライフ・バランスの確保に関する国の雇用支援制度等の周知	国の子育て支援に関する事業所向けの各種支援策について、ハローワーク等関係機関と連携し、周知・活用を促進します。 【所管課 児童家庭課、商工物産交流課】	【事業所】子育てしやすい雇用労働環境づくりに向け、就業規則等の整備や各種補助金などを活用する。
②国・県、事業所等と連携して、子育てがしやすい雇用労働環境の創出を促進します。	c)個別事業所・経済団体等と連携した企業内保育所等、事業所による子育て支援の普及促進	個別の事業所や商工会議所等経済団体等と連携し、企業内保育所の設置等、事業所による直接的な子育て支援の取り組みの普及を図るとともに、事業所等の取り組みを支援します。 【所管課 児童家庭課、商工物産交流課】	【事業所】個別事業所・経済団体等において、各種補助金などを活用し、事業所内保育所の整備等、具体的な取り組みを図る。

③次世代育成事業計画の事業内容を一体的に作成します。

事業名	事業内容
a) 育児休業制度の普及・啓発 【所管課 児童家庭課、観光商工課】	・企業や事業者へ、育児休業制度への理解と普及に向け啓発に努めます。
b) 女性の就労の支援 【所管課 働く女性の家】	・多様な働き方への理解に向けた意識啓発講座や、技術習得講座などの開催、講座内容の充実に努めます。
c) 男女共同参画社会への意識啓発 【所管課 働く女性の家】	・「男女共同参画展」、「うい・ずうプラン」の出前説明会、「男性を対象とした料理講座」などを継続的に実施します。
d) ファミリー・サポート・センターの利用促進 【所管課 働く女性の家】	・母親の育児の相互援助活動を支援するとともに、新規会員の養成講習会や会員間の交流会を実施します。

5.基本目標Ⅴ 支援を必要とする世帯

支援を必要とする子育て世帯へのきめ細やかな支援体制の整備

個別施策

基本施策	事業名	施策内容	
		市の役割	市民・地域・事業所等の役割
①ひとり親世帯の生活・子育て実態の把握と必要な支援を提供できる体制を整備します。	a) ひとり親世帯が相談しやすい窓口の設置等、支援の強化	ひとり親世帯の保護者が、周囲に気兼ねなく相談・支援等が受けられるよう、体制整備を図ります。	【市民・地域】 困り感がみられるひとり親世帯の近隣住民が声掛けする。
		【所管課 児童家庭課、学校教育課】	【事業所】 在園児の親への情報提供を行なう。
②障がいのある子どものいる世帯へのきめ細やかな対応を進めてまいります。	a) 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所での相談対応	障がいのある子どもを養育する保護者の子育て・子どもの育ちを支援するために、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所での相談対応を実施します。	【市民・地域】 困り感がみられる世帯近隣住民が声掛けする。
	b) 子育て講演会・ペアレントトレーニング等、保護者向けの啓発活動等の実施	障がいの特性を踏まえた保護者の子育てを支援するために、保護者向けの啓発活動等を実施します。 【所管課 児童家庭課、学校教育課、障がい福祉課】	【市民・地域】 講演会等に積極的参加する。
			【事業所】 職員や親へ参加を呼びかけする。
	c) 支援室ゆいの支援体制の充実	障がいのある子どもの育ちについて専門的見地から助言・指導を行うために「支援室ゆい」による支援体制の充実を図ります。 【所管課 児童家庭課、学校教育課、障がい福祉課】	【市民・地域】 困り感がみられる世帯へ、近隣住民が声掛け、情報提供する。
d) 臨床心理士等による巡回の継続実施	臨床心理士等専門的な知識を持つ人材により、保育・教育現場の支援を行います。 【所管課 児童家庭課、学校教育課、障がい福祉課】	【市民・地域】 困り感がみられる世帯へ、近隣住民が声掛け、情報提供する。	
			【事業所】 支援室の積極的活用する。

基本施策	事業名	施策内容	
		市の役割	市民・地域・事業所等の役割
②障がいのある子どもがいる世帯へのきめ細やかな対応を進めてまいります。	e) 自立支援協議会等、関係機関との連携による障害のある児童のいる世帯への支援強化	障がい者施策との連携により、効果的な支援を図るために、自立支援協議会等、関係機関とのネットワークを活用し、支援強化を図ります。 【所管課 児童家庭課、学校教育課、障がい福祉課】	【事業所】事業所間の連携の強化を行う。
③子どもの育ちが等しく保障される支援体制の構築を強化します。	a) 要保護世帯・低所得世帯・生活困窮世帯等の児童生徒への保育・教育・学習支援	生活困窮者自立支援法の施行を踏まえ、要保護世帯・低所得世帯・生活困窮世帯等への保育・教育・学習支援を行います。 【所管課 児童家庭課、学校教育課、社会福祉課】	【市民・地域】困り感がみられる世帯へ、近隣住民が声掛け、情報提供する。 【事業所】窓口の積極的活用する。
	④児童虐待の予防、早期発見・早期対応に向けた体制作りを強化します。	a) 相談窓口等の周知	児童虐待を予防するために、相談窓口等の周知を図り、子育てに関する悩みを抱える保護者の支援を行います。 【所管課 児童家庭課、学校教育課、健康増進課】
	b) 予防・早期発見・早期対応体制の強化	児童虐待の予防・早期発見・早期対応を期するために、教育・保育施設関係者や児童相談所等関係機関との連携体制を強化します。 【所管課 児童家庭課、学校教育課、健康増進課】	【事業所】事業所間の連携の強化を行う。
⑤その他、子育てにおいて支援を必要とする世帯に対し、市民・事業所・関係機関と連携して安心して子育てできる環境づくりを目指します。	a) 外国人保護者等の生活・子育て実態・支援ニーズ等の把握	市内に居住する外国人保護者等、子育てにおける困り感のある市民・支援が必要と考えられる市民等の子育て実態や支援ニーズ等を把握し、対応の方向性を検討します。 【所管課 児童家庭課、学校教育課、社会福祉課】	【市民・地域】困り感がみられる世帯へ、近隣住民が声掛け、情報提供する。 【事業所】事業所間の情報共有をする。
	b) 地域子ども・子育て支援事業の充実	地域子ども・子育て支援事業の充実を図り、保護者の子育てを多面的に支援します。 ①-1 養育支援訪問事業 ①-2 子どもを守る地域ネットワーク強化事業 【所管課 児童家庭課】	【市民・地域】困り感がみられる世帯へ、近隣住民が声掛け、情報提供する。 【事業所】体制整備の強化をする。

⑥次世代育成事業計画の事業内容を一体的に作成します。

事業名	事業内容
a) ひとり親家庭に対する就労支援 【所管課 児童家庭課】	・ひとり親家庭に対し、資格取得のための講座受講料の一部助成や教育訓練の相談等を進めます。
b) 児童家庭相談室、相談窓口の充実【所管課 児童家庭課】	・児童家庭相談員の資質向上を図り、多様化する相談内容に適切に対応します。
c) 母子寡婦福祉活動の支援 【所管課 児童家庭課】	・母子寡婦福祉会への運営支援を通じ、ひとり親家庭同志の交流を促します。
d) 発達障害（者）など支援拠点の確保 【所管課 障がい福祉課】	・発達が気になる児童などの支援のため、臨床心理士など専門職の確保を図るとともに、親子支援、関係機関（者）の研修機会の提供、関係機関のネットワークづくりを行う発達障害児（者）などの支援拠点を確保します。
e) 障がい児地域療育支援事業の促進 【所管課 障がい福祉課】	・関連機関と連携を図りながら身近な地域での療育相談、療育指導を進めます。
f) 障がい児保育の充実 【所管課 児童家庭課】	・認可保育所での障がい児保育を進めます。 ・配慮を要する幼児に対しては、必要に応じて職員の増員を行います。 ・障がいに関する勉強会の実施や研修会などへの派遣により、職員の資質向上に努めます。
g) 障がい児の放課後の居場所づくり 【所管課 児童家庭課】	・学童クラブや放課後子ども教室での、障がい児の受け入れを促します。 ・障がい児保育に関する専門的な研修の場を確保するとともに、保育士、学童クラブ関係者などの参加促進を図ります。
h) 居宅介護サービスの周知 【所管課 障がい福祉課】	・重度の障がい児の属する家庭の場合、保護者や家族の状況を判断して、入浴家事等の居宅介護サービスが利用できることを周知します。
i) 障害児通所サービスの利用促進 【所管課 障がい福祉課】	・障害児通所サービス（児童発達支援、放課後デイサービス、保育所等訪問支援）の利用を促進します。
j) 短期入所及び日中一時支援サービスの周知 【所管課 障がい福祉課】	・家庭において、支援を要する児童の介護が一時的に困難となった場合、短期入所（宿泊を伴う）や日中一時支援（日帰り）サービスが利用できることを周知します。
k) 地域自立支援協議会の充実 【所管課 障がい福祉課】	・障がい児の課題により適切に対応できるよう、地域自立支援協議会子ども支援部会の充実を図ります。
l) ドメスティック・バイオレンス（DV）にかかる取り組み 【所管課 児童家庭課】	・沖縄県配偶者暴力相談支援センターとの連携を強化します。 ・相談員の資質向上に努め、多様化する相談内容へ適切に対応します。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域設定（必須記載事項）

本目標に関連する地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、事業内容等を勘案し、下記の通り提供区域を設定します。

番号	事業名	提供区域	区域設定の理由	留意事項
1	養育支援訪問事業 （その他支援児童、 要保護児童等の支 援に資する事業）	全市 （1区域）	児童相談所や警察、医療機関 等との全市的な連携が必要で あり、全市域の情報を元に迅 速な対応が求められることから 「全市」に設定します。	本市ではこの事業を実施 してはませんが、類似す る業務として行っている 物があり、実施については 検討する所存です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」 (必須記載事項)

①-1 養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
現 状	「現在は、実施は行っていませんが、類似する業務として、要保護児童対策協議会を中心に、要保護児童についての情報交換、虐待などの発生予防を図るため、中央児童相談所および児童家庭支援センターと連携し、相談体制の強化に努めています。
方 針	本事業については、複数の課にまたがる事業であるため、関係部署と協議して実施の検討を図りたいと思います。 また、国・県の補助事業を実施検討していきます。
所 管 課	児童家庭課

提供区域	項目	H27	H28	H29	H30	H31
全市	量の見込み①	120件	120件	120件	120件	120件
	確保の内容②	実施体制：家庭児童相談員を配置 実施機関：児童家庭課				

①-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業内容	<p>要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため以下の取組に対する支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化を図るための取組 <ul style="list-style-type: none"> ・調整機関職員の専門性向上に向けた児童福祉司任用資格取得のための研修の受講 ・ネットワーク構成員のレベルアップを図るための学識経験者（アドバイザー）による研修会開催 など ○ネットワーク関係機関の連携強化 ・ ケース記録や進行管理台帳の電子化 など
所 管 課	児童家庭課



第6章

本計画の達成状況の点検及び評価

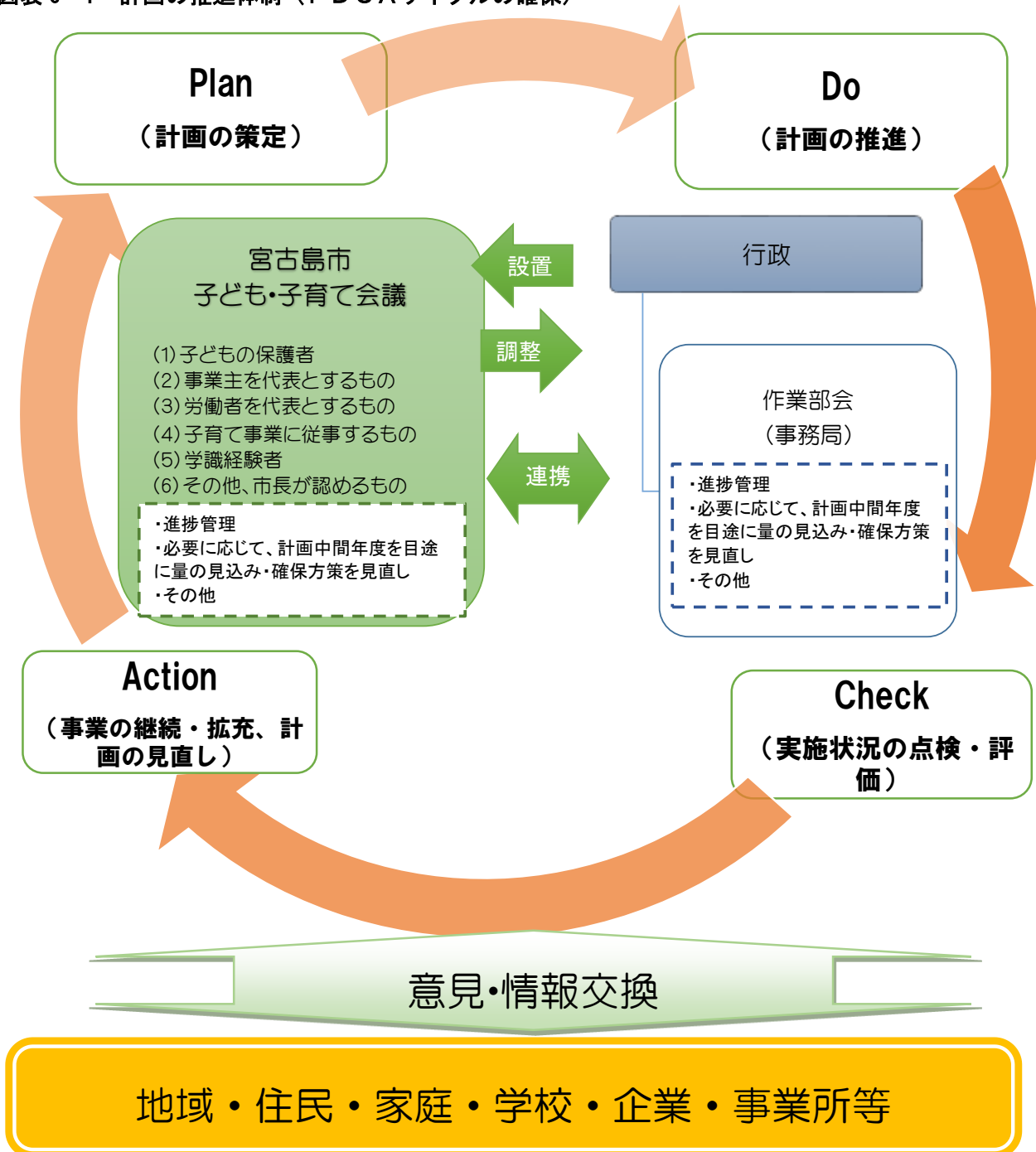


第6章 本計画の達成状況の点検及び評価

本市では、計画策定に向けて「宮古島市 子ども・子育て会議」を設置しています。本会議は、子どもの保護者、事業主を代表とするもの、労働者を代表とするもの、子育て事業に従事するもの、学識経験者、その他、市長が認めるもので構成されており、子ども・子育て支援に関する施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場として位置付けられています。

そのため、計画策定後も子育て支援施策の実施状況を、継続的に点検・評価・見直しを本会議で審議を行っていきます。

図表 6-1 計画の推進体制（PDCAサイクルの確保）





第7章 資料編



1. 基礎統計資料
2. 教育・保育環境の状況
3. 宮古島市の子育て支援に関するアンケート調査
(未就学児対象)
4. 宮古島市の子育てに関するアンケート調査
(就学児対象)
5. 次世代育成支援行動計画事業別の評価
6. 計画策定の組織体制
7. 計画策定の経過
8. 宮古島市子ども・子育て会議
9. 国の基本指針



第7章 資料編

1. 基礎統計資料

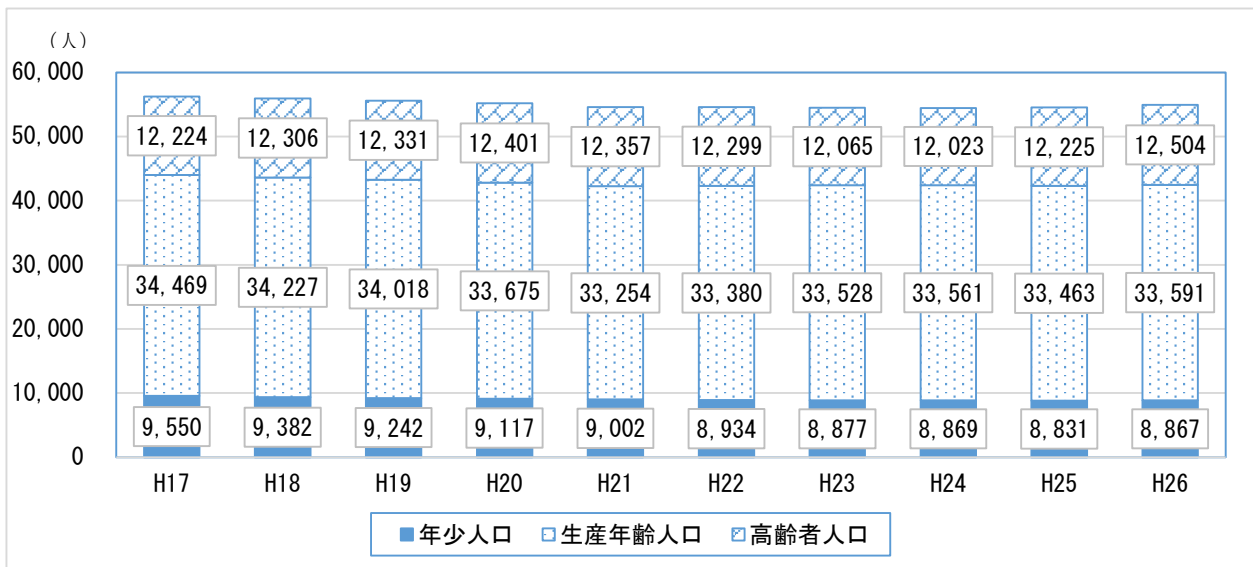
(1) 人口統計

① 人口推移

平成17年から平成26年までの宮古島市の人口推移をみると、減少傾向にあるのは0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口となっています。

一方で、増加傾向にあるのは65歳以上の高齢者人口となっています。

図表7-1 宮古島市の人口推移（平成17年～平成26年）



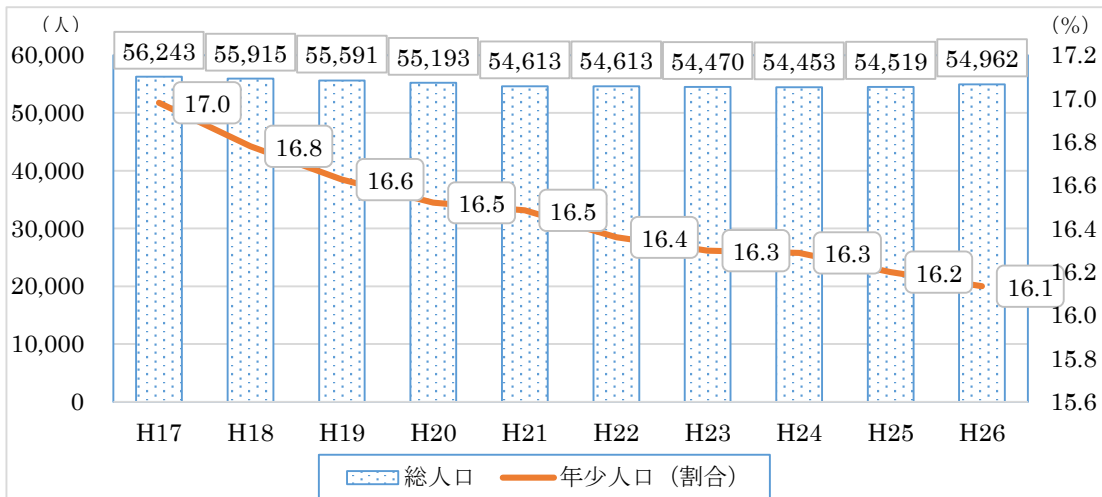
資料出所：住民基本台帳人口より作成

② 年少人口割合の推移

平成17年から平成26年までの総人口に占める年少人口の割合をみてみると、低下傾向にあります。

具体的には、平成17年は17.0%だったのが、平成25年には16.1%となっています。

図表 7-2 年少人口の割合の推移（平成 17 年～平成 26 年）

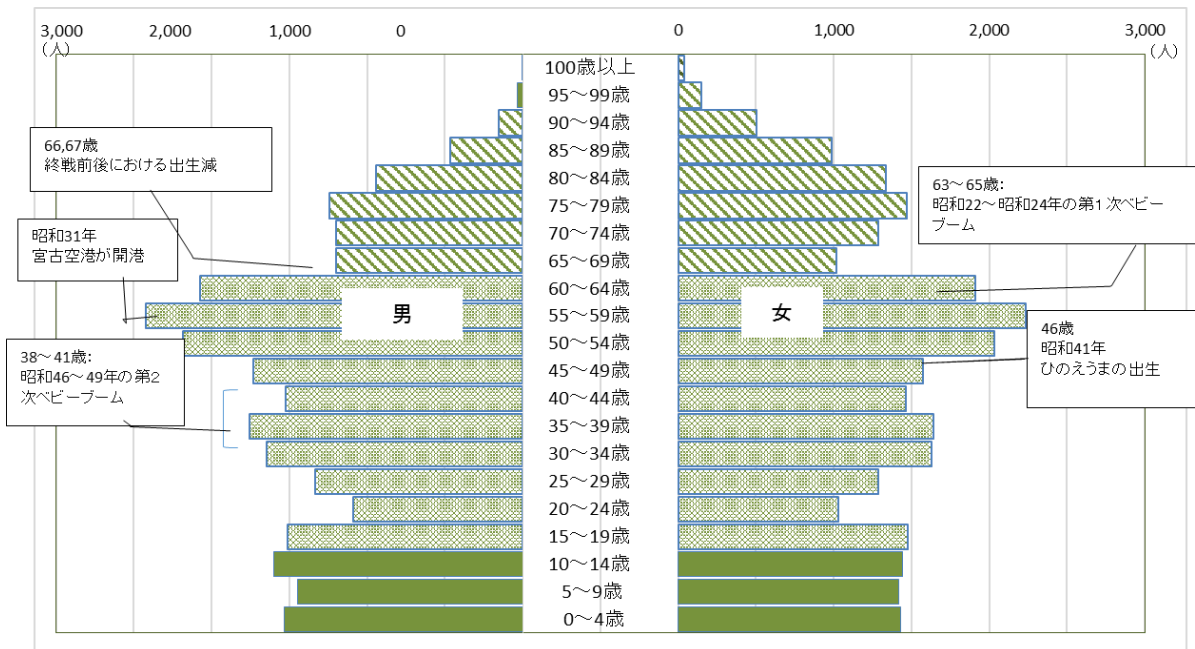


資料出所：住民基本台帳人口より作成

③ 人口ピラミッド

縦軸に年齢、横軸に人口を置いた人口ピラミッドで、宮古島市の 5 歳階級別の人口構成の形状をみると、「星型」になっています。星型は、生産年齢人口である労働者が多いことを表しています。

図表 7-3 宮古島市の人口ピラミッド（平成 24 年 3 月 31 日）



資料出所：住民基本台帳人口より作成

④ 児童の人口推移

平成 17 年から平成 26 年までの児童人口推移は、就学前児童（0 歳児～5 歳児）は増加傾向にありますが、小学校就学児童（6 歳児～12 歳児）は減少傾向にあります。

図表 7-4 児童人口推移（平成 17 年～平成 26 年）

（単位：％）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
就学前児童	3,541	3,488	3,489	3,492	3,429	3,470	3,469	3,532	3,576	3,607
0	520	547	563	595	597	517	569	583	561	551
1	596	549	585	579	585	617	537	597	609	596
2	568	610	571	583	554	608	612	552	610	631
3	590	562	605	573	561	559	613	631	564	597
4	632	595	578	597	589	578	560	600	635	602
5	635	625	587	565	543	591	578	569	597	630
小学校児童	4,548	4,496	4,375	4,265	4,238	4,205	4,177	4,109	4,025	4,032
6	600	646	616	591	582	551	580	566	565	595
7	647	592	634	608	588	595	560	577	561	578
8	592	646	596	629	621	579	591	554	568	572
9	629	591	645	595	604	633	583	597	542	575
10	681	634	590	634	617	607	631	572	592	536
11	717	676	626	586	608	631	615	633	572	592
12	682	711	668	622	618	609	617	610	625	584

資料出所：住民基本台帳人口

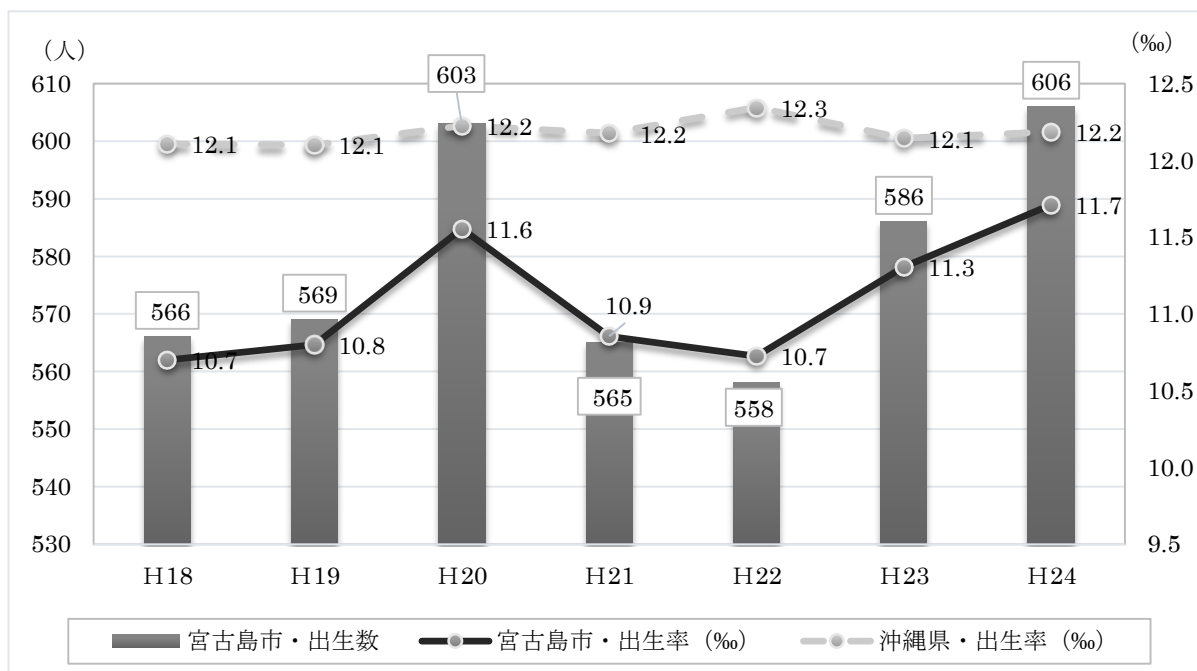
(2) 人口の増減

① 出生率

平成 18 年から平成 24 年までの宮古島市の出生数は、550 人前後を推移しています（平成 20 年、平成 24 年を除く）。出生率では、平成 22 年の 10.7‰を境に上昇傾向にあり、平成 24 年では 11.7‰となっています。

また、沖縄県と宮古島市の出生率を比べると、宮古島市は常に沖縄県の下に位置にあります。

図表 7-5 宮古島市の出生数と出生率の推移（平成 18 年～平成 24 年）



資料出所：厚生労働省「衛生統計（人口動態編）」より作成

② 合計特殊出生率

女性一人が生涯に産む子どもの推計人数を示す合計特殊出生率の昭和 58 年から平成 24 年までの推移をみると、宮古島市は大きな変化はみられないです。また、宮古島市と沖縄県全体と比べてみると、宮古島市は常に高い位置にあり、平成 20 年から平成 24 年では全国で 3 番目の高さにあります。

図表 7-6 合計特殊出生率の推移（昭和 58 年～平成 24 年）

	昭和 58 年～ 昭和 62 年	昭和 63 年～ 平成 4 年	平成 5 年～ 平成 9 年	平成 10 年～ 平成 14 年	平成 15 年～ 平成 19 年	平成 20 年～ 平成 24 年
宮古島市	2.42	2.29	2.26	2.22	2.02	2.27
沖縄県	2.25	2.03	1.9	1.83	1.74	1.86
全国	-	-	-	1.36	1.31	1.38

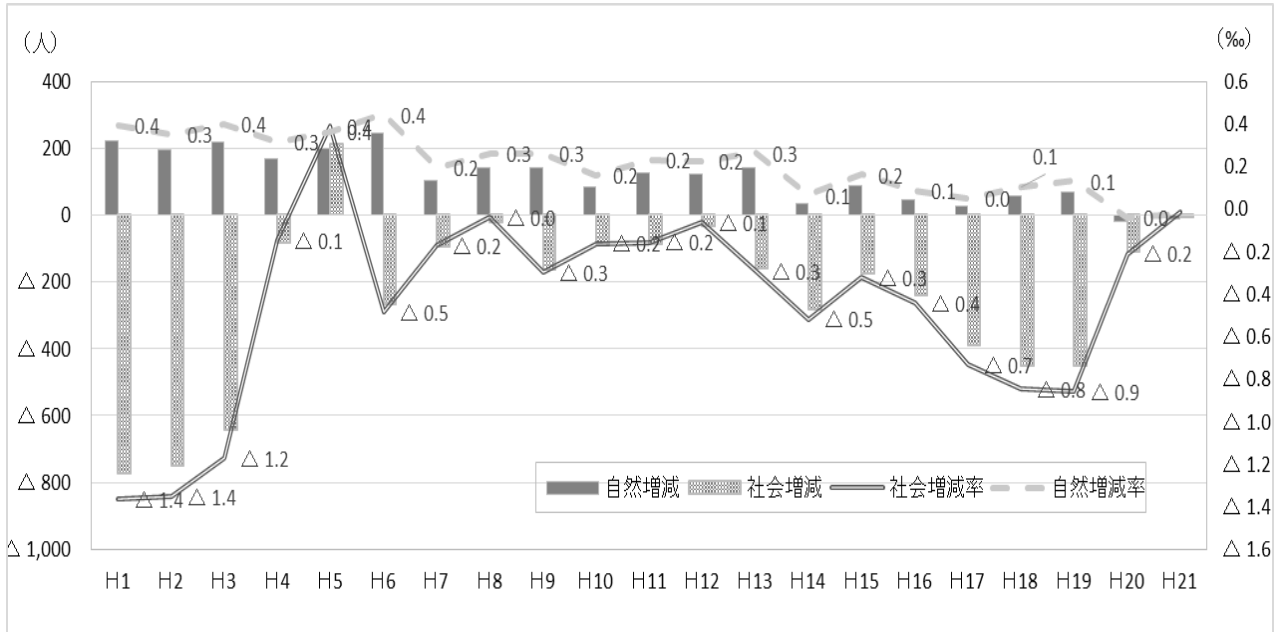
資料出所：厚生労働省「人口動態保健所・市町村別統計」

③ 自然増減と社会増減

平成元年から平成 21 年まで宮古島市の自然増減数³と社会増減数⁴をみると、自然増減数は平成 19 年までは、増加していましたが、平成 20 年からは減少傾向にあります。また、社会増減数では、常に減少傾向にあります。近年緩やかになってきています。

また、社会増減率⁵と自然増減率⁶では、社会増減率の低下がみられる一方で、自然増減率では、0.2%前後をほぼ横ばいの位置にあります。

図表 7-7 宮古島市の自然増減と社会増減（平成元年～平成 21 年）



資料出所：総務省統計局統計調査部国勢統計課「住民基本台帳人口移動報告」より作成

³ 自然増減数＝出生数－死亡数

⁴ 社会増減数＝転入数－転出数

⁵ 自然増減率 (%)＝1年間の自然増減数／10月1日現在人口×1000

⁶ 社会増減率 (%)＝1年間の社会増減数／10月1日現在人口×1000

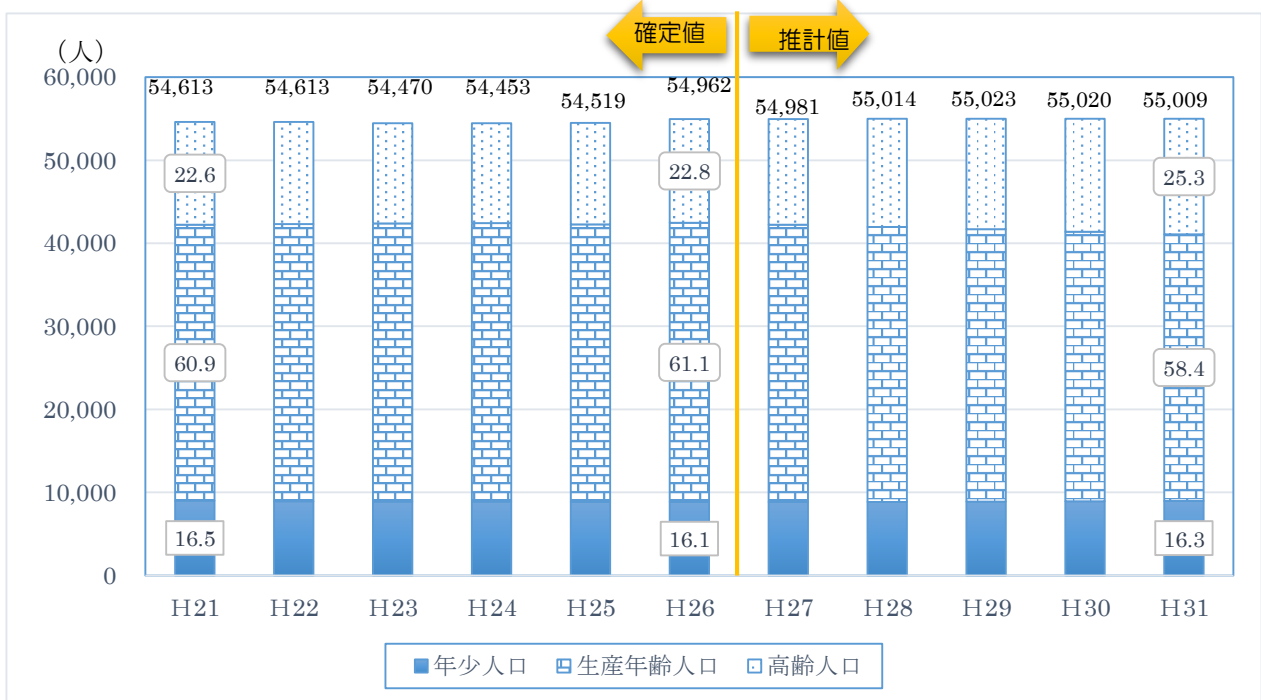
(3) 人口推計

① 人口推計値の推移

平成 26 年から平成 31 年までの総人口の推計値は増加傾向にあります。

年少人口、生産年齢人口、高齢人口の平成 20 年（確定値）と平成 31 年（推計値）の構成比では、年少人口が 1.7%低下、生産年齢人口が 5.8%低下、高齢人口は 7.6%上昇しています。

図表 7-8 人口推計値の推移⁷（平成 26 年～平成 31 年）



資料出所：住民基本台帳人口より推計

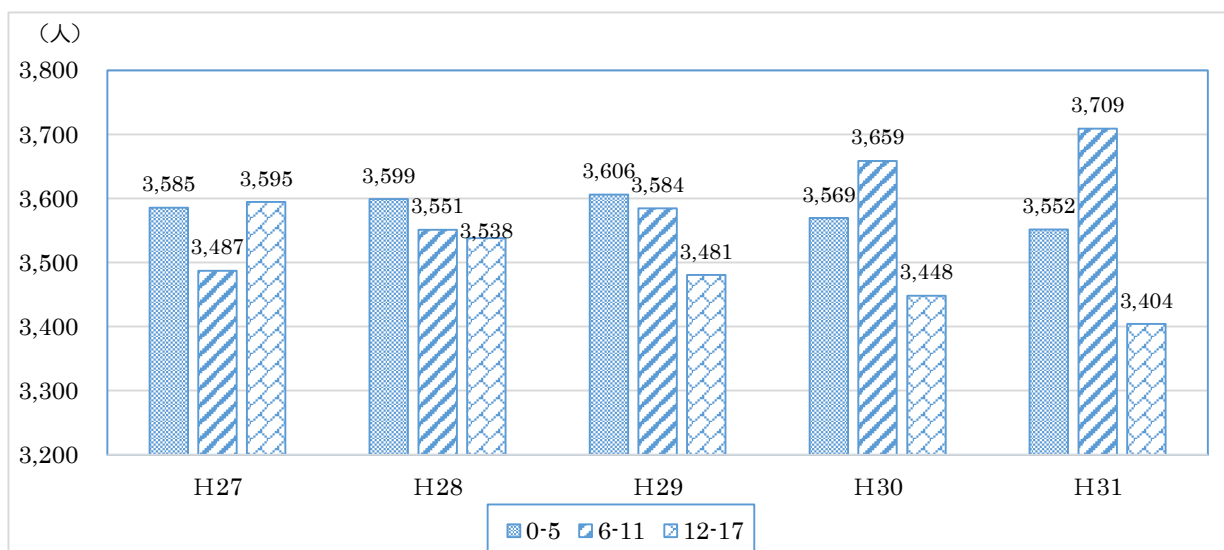
⁷ 人口推計は、各年 3 月の住民基本台帳人口よりコーホート変化率により推計したものである。

② 児童人口推計値の推移

平成26年から平成31年まで、0歳から5歳、6歳から11歳、12歳から17歳までの児童人口推計をみると、3つの年齢階級において変動があります。

0歳から5歳までは、やや減少傾向にありますが安定しています。しかし、6歳から11歳、12歳から17歳については変動がみられます。6歳から11歳については増加傾向にある一方、12歳から17歳までは減少傾向にあります。

図表 7-9 宮古島市児童人口推計値の推移（平成27年～平成31年）



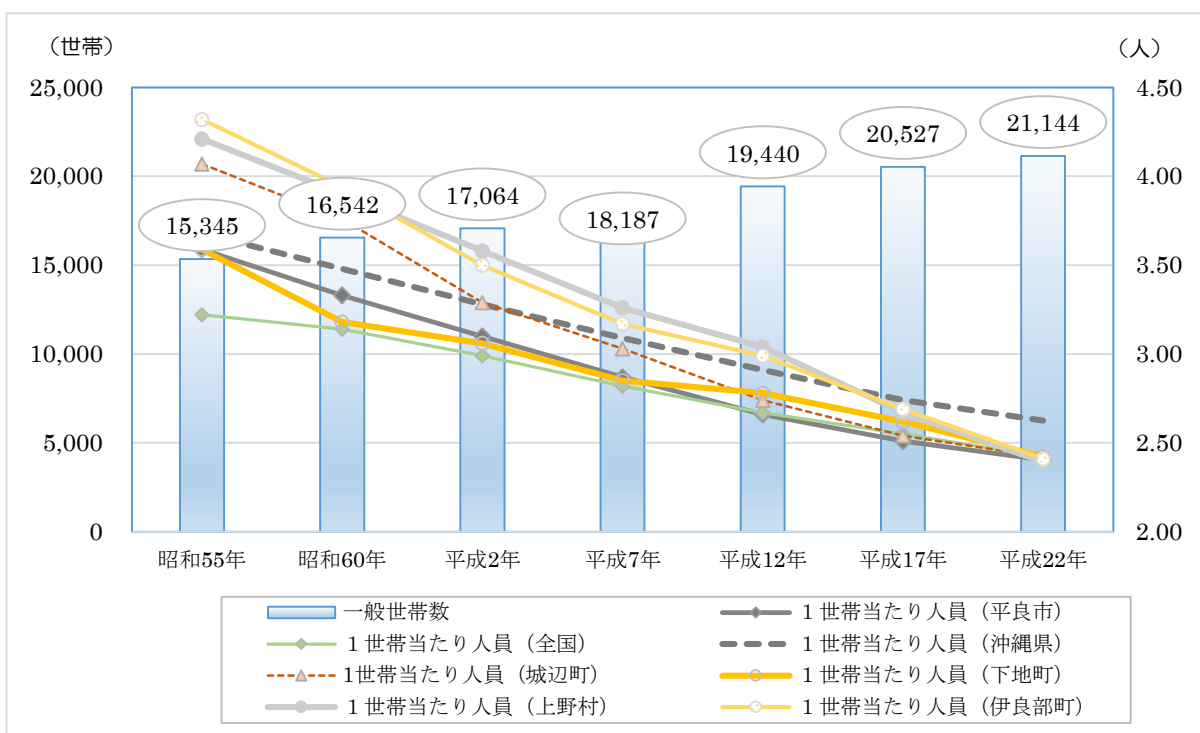
資料出所：住民基本台帳人口より推計

(4) 世帯

宮古島市は、全国・沖縄県と同様に核家族化が進んでいますが、「一世帯あたりの人員の減少」のスピードは全国・沖縄県と比べて早くみられます。

具体的に、昭和55年と平成22年を比べると、平良市は1.19人減、城辺：1.65人減、下地：1.17人減、上野：1.82人減、伊良部：1.92人減、全国：0.8人減、沖縄：1.05人減となっています。

図表 7-10 宮古島市の一般世帯数と一世帯あたりの人員の推移（昭和55年～平成22年）



資料出所：総務省統計局「国勢調査報告書」より加工

(5) 配偶関係

宮古島の配偶関係を沖縄県と全国と比べてみると、総数では、男女ともに「有配偶率」が高く、「未婚率」が低くなっています。さらに、女性では「死別率」が、高くなっています。

男性の年齢別では、「20～24歳」から「30～34歳」まで、「有配偶率」が高く、「未婚率」が低くなっています。

女性の年齢別では、男性と同じく「有配偶率」が高く、「未婚率」が低くなっていますが、特徴的なところでは、「20～24歳」から「35～39歳」まで、「離別率」が沖縄県・全国と比べて、高いです。

図表 7-11 配偶状態 (2010) 【再掲】

(単位：%)

		総数					15～19歳					20～24歳				
		未婚	有配偶	死別	離別	不詳	未婚	有配偶	死別	離別	不詳	未婚	有配偶	死別	離別	不詳
男性	宮古島市	28.1	61.5	3.6	5.7	1.1	99.5	0.5	0.0	0.0	0.0	83.4	14.0	0.1	1.1	1.4
	沖縄県	36.6	54.3	2.3	5.1	1.8	99.1	0.6	0.0	0.0	0.3	88.7	9.3	0.0	0.6	1.4
	全国	31.3	59.9	3.0	3.8	2.0	99.0	0.3	0.0	0.0	0.6	91.4	5.5	0.0	0.3	2.8
女性	宮古島市	18.3	56.8	15.0	8.5	1.4	99.0	0.9	0.0	0.1	0.1	74.0	22.7	0.0	1.9	1.5
	沖縄県	27.2	51.4	10.4	8.5	2.5	98.5	1.1	0.0	0.1	0.3	83.6	13.4	0.0	1.5	1.5
	全国	22.9	55.9	13.7	5.7	1.8	98.9	0.6	0.0	0.0	0.5	87.8	9.3	0.0	0.8	2.0

		25～29歳					30～34歳					35～39歳				
		未婚	有配偶	死別	離別	不詳	未婚	有配偶	死別	離別	不詳	未婚	有配偶	死別	離別	不詳
男性	宮古島市	60.1	35.5	0.1	2.4	2.0	39.0	54.8	0.1	4.8	1.4	30.8	62.4	0.1	5.1	1.6
	沖縄県	65.1	31.0	0.0	1.9	1.9	44.4	50.1	0.1	3.5	2.0	34.8	58.6	0.1	4.6	1.8
	全国	69.2	26.2	0.0	1.0	3.6	46.0	49.0	0.1	2.1	2.8	34.8	59.4	0.1	3.3	2.4
女性	宮古島市	47.8	42.7	0.2	6.8	2.6	27.5	59.9	0.2	10.5	1.9	18.1	67.4	0.3	12.2	2.0
	沖縄県	56.2	37.2	0.1	4.1	2.4	33.1	57.3	0.2	7.0	2.4	23.6	64.6	0.4	9.0	2.4
	全国	58.9	36.2	0.1	2.5	2.4	33.9	59.7	0.2	4.4	1.8	22.7	68.6	0.4	6.7	1.7

資料出所：総務省統計局「平成 22 年 国勢調査報告書」より加工

(6) 労働力状態・産業・従業上の地位

① 年齢階級別労働力率

生産年齢の年齢階級労働力率では、男女で異なった形状をしています。男性が逆U字型であるのに対し、女性はM字型となっています。

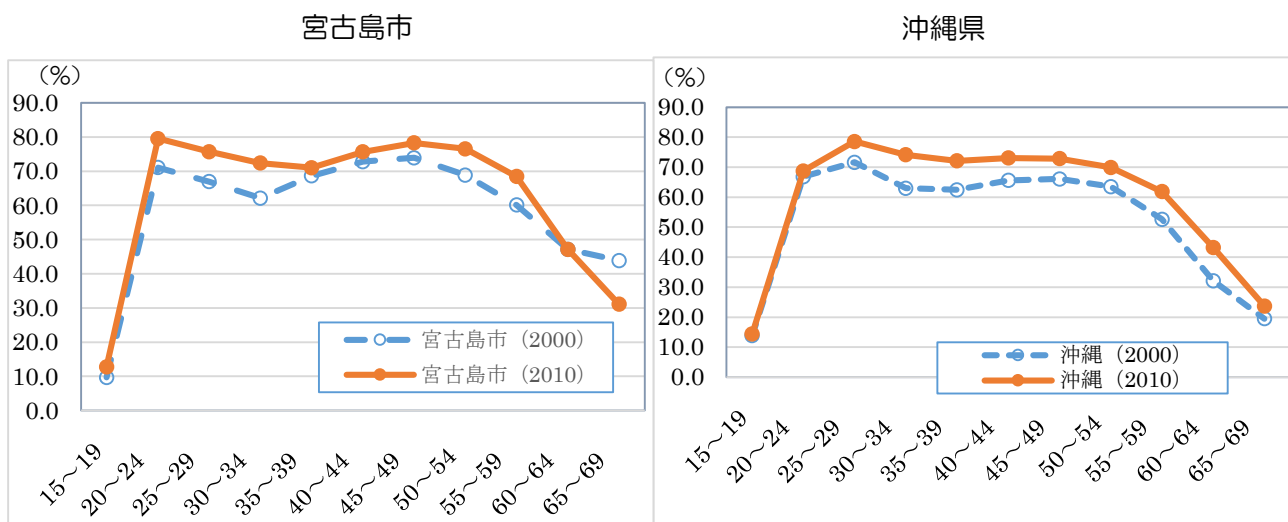
女性の年齢階級別労働力率の2000年と2010年の2時点の推移をみてみますと、上にシフトしており、労働力率が高まっています。

また、出産・育児による労働力率の落ち込みでは、2000年と2010年では年齢階級が異なり、2000年では30～34歳が2010年には35～39歳へと年齢が高まっており、晩婚化・晩産化の進行からくるものだと考えられます。

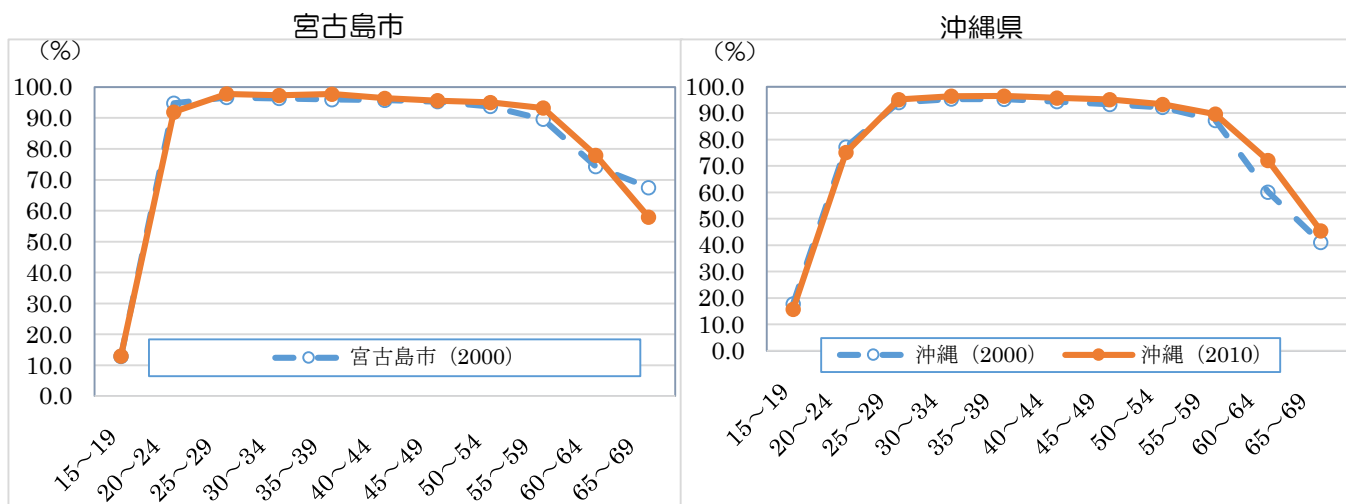
さらに、M字カーブの底は沖縄県と同様に浅くなっていますが、右側の山は高くなっており、出産・育児がひと段落すると働く意欲が高まっていくことがうかがえます。

そのため、職業生活と家庭生活の両立が図れるような環境整備の取り組みが必要だと考えられます。

図表 7-12 2時点による年齢階級別労働力率（女性）【再掲】



図表 7-13 2時点による年齢階級別労働力率（男性）

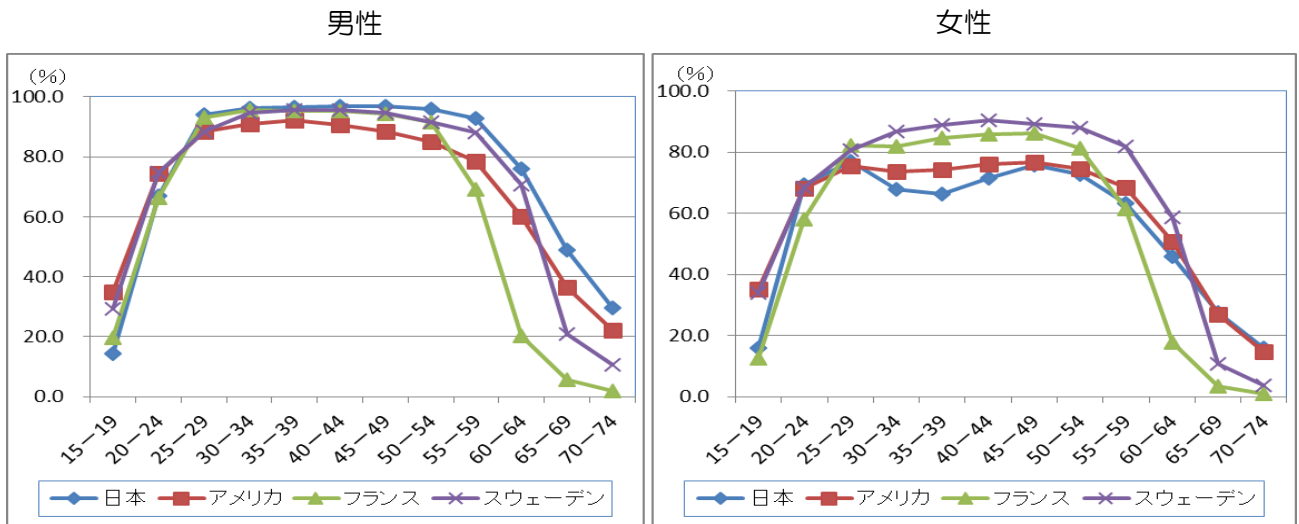


② 諸外国（先進国）における労働力率

アメリカ、フランス、スウェーデンなどの先進国と日本の年齢階級別労働力を比べてみますと、男性の形状はほぼ同じ逆U字型となっております。

一方、女性をみてみますと、他の国と比べて異なった形状をしております。日本は、他の国と比べて結婚や出産によって「働くことの意欲」が失われる傾向があると考えられます。

図表 7- 14 先進国の年齢階級別労働力率（2010）



資料出所：独立行政法人 労働政策研究・研修機構より加工

③ 産業構造

2010年の年齢別男女別産業構造では、男性の子育て世代（20～40代）については、建設業の割合が高いです。また、宮古島市の「農業、林業」、「建設業」においては、沖縄県・全国と比べて高い位置にあります。

一方、女性においては、医療・福祉業の割合が高く、30代では4人に1人となっています。また、宮古島市では、「医療、福祉」が沖縄県・全国と比べて高い位置にあります。

総数については、男性が農業の割合が高く、女性では医療・福祉業が高いです。

図表 7-15 男女別年齢別産業構造（2010年） 一部抜粋【再掲】

（単位：％）

男性	総数			20代			30代			40代		
	宮古島市	沖縄県	全国	宮古島市	沖縄県	全国	宮古島市	沖縄県	全国	宮古島市	沖縄県	全国
農業、林業	25.3	5.9	3.8	5.4	1.8	1.4	5.9	2.1	1.3	13.9	3.6	1.6
建設業	14.9	14.4	11.1	12.9	10.7	8.0	16.1	13.8	11.2	17.1	15.5	10.8
製造業	4.2	5.3	19.5	4.0	4.7	21.2	5.7	5.4	21.5	5.2	5.6	22.1
卸売業、小売業	8.6	12.8	14.2	13.8	16.8	16.0	11.0	13.4	14.5	8.8	12.4	13.9
宿泊業、飲食サービス業	5.3	5.8	3.9	10.2	9.0	6.4	6.8	6.0	3.4	7.0	5.3	2.8
医療、福祉	5.0	5.9	4.2	7.6	7.5	5.3	7.7	7.4	4.8	5.5	6.0	3.8

女性	総数			20代			30代			40代		
	宮古島市	沖縄県	全国	宮古島市	沖縄県	全国	宮古島市	沖縄県	全国	宮古島市	沖縄県	全国
農業、林業	14.0	2.7	3.5	2.5	0.5	0.6	2.4	0.8	0.9	5.0	1.5	1.5
建設業	3.3	2.4	2.7	1.6	1.3	1.4	3.5	2.5	2.8	4.4	3.2	2.8
製造業	3.8	4.2	11.7	2.8	2.3	10.0	3.2	3.5	12.2	4.2	4.9	12.4
卸売業、小売業	14.9	17.7	19.4	15.9	18.0	20.1	14.3	16.0	18.6	15.9	18.0	19.2
宿泊業、飲食サービス業	12.2	11.1	8.3	16.3	11.3	8.4	11.8	8.5	6.4	12.1	9.5	6.7
医療、福祉	20.4	20.0	18.4	19.8	21.0	21.3	25.3	21.9	20.4	24.6	22.0	20.4

資料出所：平成 22 年 総務省統計局「国勢調査報告」より加工

④ 従業上の地位

2010年の従業上の地位では、宮古島市の男性は、「正規の職員・従業員」の割合が44.2%と最も高く、以下、「雇人のない業主」(27.5%)、「パート・アルバイト・その他」(11.3%)となっています。

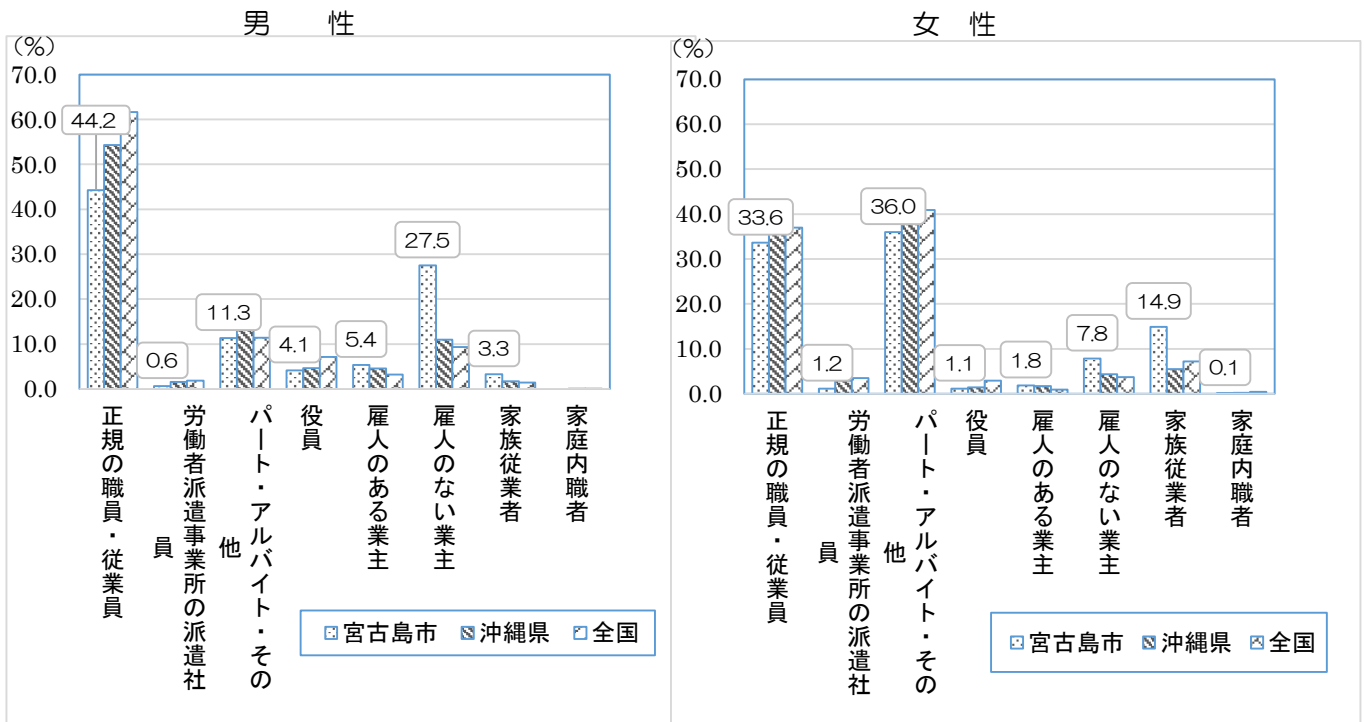
また、沖縄県・全国と比べると、「正規の職員・従業員」では全国(61.6%)、沖縄県(54.3%)よりも低い位置にあります。さらに、「雇人のない業主」では、沖縄県(11.0%)、全国(9.3%)と比べると2~3倍と高い割合になっています。

一方、女性では、「パート・アルバイト・その他」の割合が36.0%と最も高く、次に「正規の職員・従業員」(33.6%)となっています。

さらに、沖縄県と全国と比べてみると、「正規の職員・従業員」(沖縄(35.9%)、全国(37.0%))、「パート・アルバイト・その他」(沖縄(42.1%)、全国(40.9%))と比べると低い位置にあります。

また、男性と比べると、宮古島市・沖縄県・全国ともに、「正規の職員・従業員」の比率が低く、「パート・アルバイト・その他」が高いです。

図表 7-16 従業上の地位 (2010) 【再掲】



資料出所：平成 22 年 総務省統計局「国勢調査報告」より加工

2.教育・保育環境の状況

(1) 保育所の状況

① 公立・認可保育園

宮古島市には、公立保育所 10 か所、認可保育園 12 か所の計 22 か所の保育所（園）があります。平成 26 年 4 月 1 日現在、定員が 1,685 名、入所人数は 1,596 名となっています。

また、本市の通常保育外サービスでは、延長保育事業が 16 か所、一時保育事業 6 か所、障がい児保育事業 10 か所、支援センター 4 か所、病後児保育事業が 1 か所となっています。

図表 7-17 公立・認可保育所【再掲】

(単位：人)

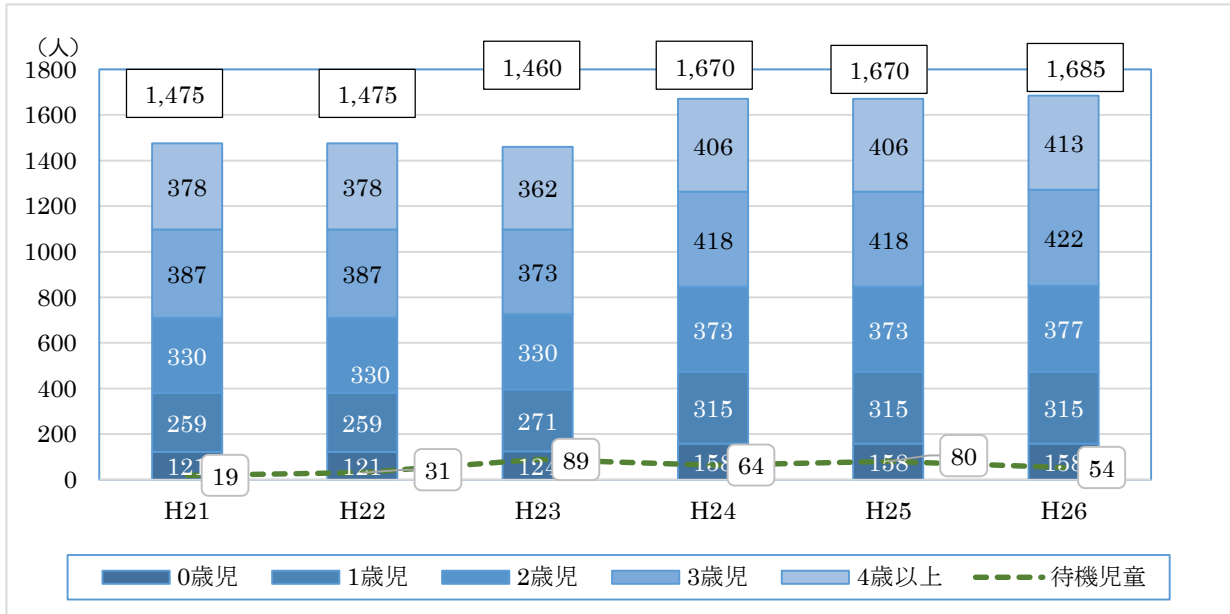
区分	地区名	保育所（園）名	定員	入所人数	入所率	通常保育外サービス				
						延長保育	一時保育	障がい児保育	支援センター	病後児保育
公立保育所	平良南	東保育所	105	110	104.8%	○		○		○
		北保育所	90	78	86.7%	○		○		
		馬場保育所	90	64	71.1%	○		○		
	城辺	福里保育所	75	48	64.0%	○		○		
		西城保育所	45	45	100.0%	○	○	○	○	
		砂川保育所	60	41	68.3%	○		○		
	上野	上野保育所	105	75	71.4%	○		○	○	
	下地	下地保育所	75	96	128.0%	○		○		
	伊良部	伊良部保育所	80	62	77.5%	○		○	○	
		佐良浜保育所	60	45	75.0%	○		○		
認可保育園	平良北	ひよどり保育園	60	65	108.3%	○	○			
	平良南	花園保育園	90	81	90.0%	○	○			
		みつば保育園	70	82	117.1%					
		聖ヤコブ保育園	75	72	96.0%					
		あけぼの保育園	135	138	102.2%	○			○	
		竹の子保育園	60	66	110.0%	○				
		カンガルー保育園	70	84	120.0%					
		ふたば保育園	70	85	121.4%		○			
		ひばり保育園	60	75	125.0%		○			
		あさひっ子保育園	60	70	116.7%					
		心愛保育園	60	57	95.0%	○				
	おおぞら南保育園	60	57	95.0%	○	○				
合計			1,655	1,596	96.4%	16	6	10	4	1

資料出所：宮古島市福祉部児童家庭課(平成 26 年 4 月 1 日現在)

平成 21 年度から平成 26 年度までの保育所（園）の定員数の推移では、平成 21 年の 1,475 名が平成 26 年では、210 名増加の 1,685 名の定員となっています。

また、待機児童では、平成 25 年には 80 名であったのが、平成 26 年に定員が 15 名増加したことにより、一部解消され 54 名となっています。

図表 7-18 公立・認可保育所（園）の定員数・待機児童の推移（平成 21 年度～平成 26 年度）



資料出所：宮古島市福祉部児童家庭課(各年度 4 月 1 日現在)

② 障がい児保育人数の推移

本市では、平成 17 年から障がい児保育事業を行っており、全ての公立保育所で受け入れを行っています。

図表 7-19 障害児保育人数の推移（平成 22 年度～平成 26 年度）

（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障がい児保育の人数	2	2	8	8	7

資料出所：宮古島市福祉部児童家庭課(各年度 4 月 1 日 現在)

③ 延長保育利用述べ人数の推移

延長保育は、平成18年度より通常保育時間の前の時間30分、また、通常保育時間の後の時間の30分又は1時間の延長保育を実施しています。利用述べ人数は、年々減少しており、平成25年度では74人となっており、平成22年度と比べると約0.3倍となっております。

図表 7-20 延長保育利用述べ人数の推移（平成22年度～平成25年度）（単位：人）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 ⁸
延長保育の利用人数（延べ）	259	279	160	74	295

資料出所：宮古島市福祉部児童家庭課(各年度3月31日 現在)

④ 認可外保育施設

平成26年4月現在、本市には11ヶ所の認可外保育施設があり、利用人数は399名となっております。

本市の認可外保育施設への取り組みとして、健康診断料や給食費等への助成があります。また、保育の質の向上のため職員研修旅費を助成しています。

図表 7-21 宮古島市認可外保育施設利用人数

（単位：人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
ちゅうりっぷ保育所	1	10	13	11	8	0	43
中央保育園	5	5	16	6	10	0	42
未来保育園	2	6	12	6	4	0	30
福寿保育園	1	6	8	10	7	0	32
はっぴい保育園	1	4	5	4	5	0	19
つくし保育園	0	11	12	8	6	0	37
リズム保育園	1	8	18	18	12	0	57
ゆめの子保育園	4	10	23	10	11	0	58
赤ちゃんの家いらは	3	12	12	15	7	0	49
入江保育園	1	5	5	6	3	0	20
いけむら保育園	4	7	1	0	0	0	12
合計	23	84	125	94	73	0	399

資料出所：宮古島市福祉部児童家庭課(平成26年4月1日現在)

⁸ 平成26年度は8月末

(2) 幼稚園の状況

① 公立幼稚園

平成 26 年 4 月 7 日現在、宮古島市の公立幼稚園は 18 園あり、4 歳児は 30 名、5 歳児は 503 名となっています。

図表 7-22 公立幼稚園の児童数

(単位：人)

公立幼稚園名	学級数	4 歳		5 歳		合 計		合計	
		男	女	男	女	男	女		
平良	平一幼稚園	3		34	41	34	41	75	
	北幼稚園	2		17	23	17	23	40	
	南幼稚園	3		42	42	42	42	84	
	東幼稚園	3		44	23	44	23	67	
	久松幼稚園	2		14	26	14	26	40	
	鏡原幼稚園	2	9	5	21	18	30	23	53
	宮島幼稚園	1	0	1	1	0	1	1	2
	西辺幼稚園	1		5	4	5	4	9	
	狩俣幼稚園	1	0	1	3	2	3	3	6
	池間幼稚園	1	0	0	2	3	2	3	5
城辺	西城幼稚園	1	3	4	8	4	11	8	19
	城辺幼稚園	1	0	0	9	5	9	5	14
	福嶺幼稚園	1	2	1	3	2	5	3	8
	砂川幼稚園	1	0	2	1	4	1	6	7
伊良部	佐良浜幼稚園	1		13	7	13	7	20	
	伊良部幼稚園	1		15	5	15	5	20	
上野	上野幼稚園	1		16	17	16	17	33	
上野	下地幼稚園	2	1	1	11	18	12	19	31
合 計		28	15	15	259	244	274	259	533

資料出所：宮古島市教育委員会(平成 26 年 4 月 7 日現在)

②私立幼稚園

市内には2カ所の私立幼稚園があり、在籍人数は3歳児58名、4歳児74名、5歳児106名となっています。

図表 7- 23 私立幼稚園の在籍数

(単位：人)

	年齢				定員
	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
みつば幼稚園	26	37	44	107	140
花園幼稚園	32	37	62	131	140

資料出所：宮古島市福祉部児童家庭課(平成26年4月9日現在)

本市の幼稚園の預かり保育について、公立保育園では平成26年度から鏡原幼稚園と下地幼稚園の2カ所で実施しており、利用者は鏡原幼稚園20名、下地幼稚園8名となっています。

また、私立幼稚園においては、3歳児から5歳児までを対象に実施しており、利用者は花園幼稚園が46名、みつば幼稚園は110名となっています。

図表 7- 24 宮古島市の預かり保育の実施状況

(単位：人)

公立	施設名	3歳児	4歳児	5歳児	計
1	鏡原幼稚園		2	18	20
2	下地幼稚園		0	8	8
計		0	2	26	28
私立	施設名	3歳児	4歳児	5歳児	計
1	花園幼稚園	5	16	25	46
2	みつば幼稚園	21	34	55	110
計		26	50	80	156

資料出所：宮古島市福祉部児童家庭課(平成26年4月1日現在)

宮古島市教育委員会(平成26年4月1日現在)

(3) 公立小・中・高等学校の状況

ア. 小学校

本市には、平良北区域4カ所、平良南区域7カ所、城辺区域4カ所、伊良部区域2カ所、上野区域1カ所、下地区域2カ所の小学校があります。

平成26年3月1日現在、児童数は3,399名となっています。

図表7-25 公立小学校の児童数

(単位：人)

区域	学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	合計
平良北	西辺小学校	15	11	11	11	13	7	0	68
	狩俣小学校	4	5	6	7	7	7	0	36
	宮島小学校	0	2	2	1	3	1	0	9
	池間小学校	5	4	4	3	4	5	0	25
平良南	平良第一小学校	103	83	100	103	96	91	7	583
	北小学校	52	54	42	45	38	53	5	289
	南小学校	72	101	89	84	84	92	4	526
	東小学校	88	62	95	50	90	78	1	464
	久松小学校	54	56	48	57	45	48	0	308
	鏡原小学校	32	26	26	18	28	21	2	153
	宮原小学校	1	3	3	0	2	1	0	10
城辺	城辺小学校	16	13	17	13	15	20	0	94
	福嶺小学校	6	5	3	4	3	3	0	24
	砂川小学校	9	6	15	14	16	11	1	72
	西城小学校	11	19	20	19	22	11	0	102
伊良部	佐良浜小学校	21	17	12	19	31	19	0	119
	伊良部小学校	21	26	20	29	31	26	1	154
上野	上野小学校	29	33	30	28	29	29	3	181
下地	下地小学校	28	32	28	31	28	32	0	179
	来間小学校	0	1	1	0	0	1	0	3
合計		567	559	572	536	585	556	24	3,399

資料出所：宮古島市教育委員会(平成26年3月1日現在)

イ. 中学校

本市には、平良北区域 3 カ所、平良南区域 4 カ所、城辺区域 4 カ所、伊良部区域 2 カ所、上野区域 1 カ所、下地区域 2 カ所の中学校があります。

平成 26 年 3 月 1 日現在、生徒数は 1,832 名となっています。

図表 7- 26 公立中学校の生徒数

(単位：人)

区域	学校名	1 年	2 年	3 年	特別 支援	合計
平良北	西辺中学校	12	16	13	0	41
	狩俣中学校	6	4	12	0	22
	池間中学校	5	6	1	0	12
平良南	平良中学校	164	200	195	5	564
	北中学校	144	131	145	6	426
	久松中学校	44	44	41	0	129
	鏡原中学校	29	23	33	0	85
城辺	西城中学校	16	17	14	0	47
	城辺中学校	15	19	13	0	47
	福嶺中学校	7	5	5	0	17
	砂川中学校	24	19	15	0	58
伊良部	佐良浜中学校	27	35	29	0	91
	伊良部中学校	24	25	19	0	68
上野	上野中学校	44	36	37	0	117
下地	下地中学校	43	26	36	0	105
	来間中学校	2	0	1	0	3
合計		606	606	609	11	1,832

資料出所：宮古島市教育委員会(平成 26 年 3 月 1 日現在)

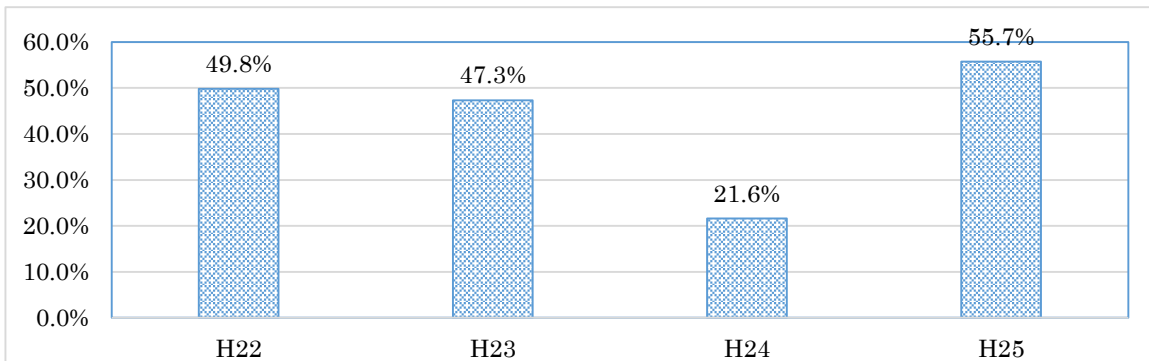
(4) 母子保健事業

ア. マタニティスクール

本市では、妊娠・出産・育児について、助産師や保健師や栄養士と共に学んだり、友達を作ったりする教室を開催しています。

参加率は、平成24年度は低下したものの、平成25年度は55.7%と上昇しています。

図表7-27 マタニティスクールの参加率の推移（平成22年～平成25年）

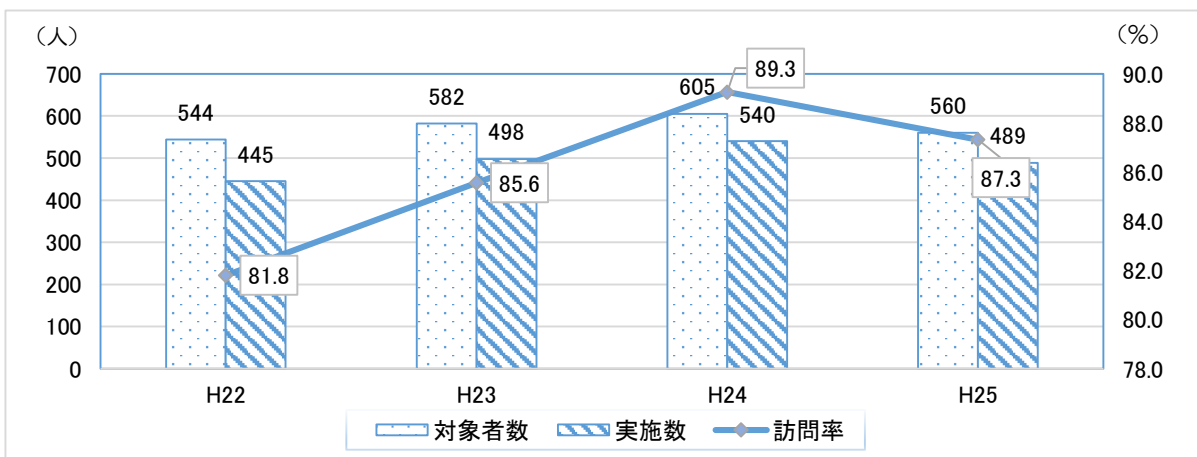


資料出所：宮古島市福祉部児童家庭課

イ. 乳児家庭全戸訪問事業

本市では、乳児家庭全戸訪問事業を行っています。平成22年度からの訪問率は、平成25年度は低下したものの、トレンドでは上昇傾向にあります。

図表7-28 乳児家庭全戸訪問事業の推移（平成22年～平成25） 【再掲】



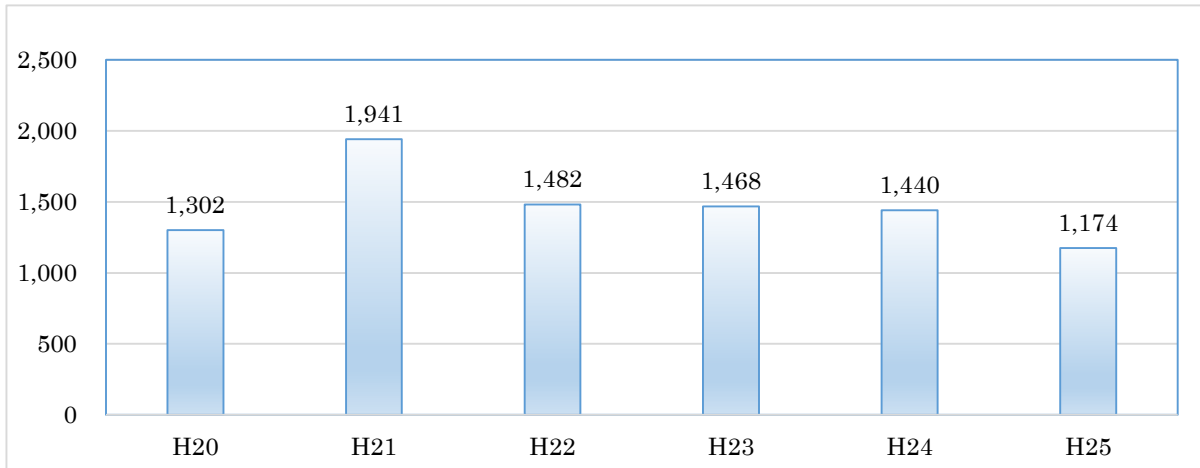
資料出所：宮古島市福祉部児童家庭課

ウ. 乳幼児の相談

本市では、平成 19 年度より、赤ちゃんの健康・育児に関する相談を受け付けています。

平成 20 年度から平成 25 年度までの推移は、平成 21 年度をピークに相談件数が減少傾向にあります。

図表 7- 29 乳幼児の相談件数の推移（平成 20 年度～平成 25 年度）



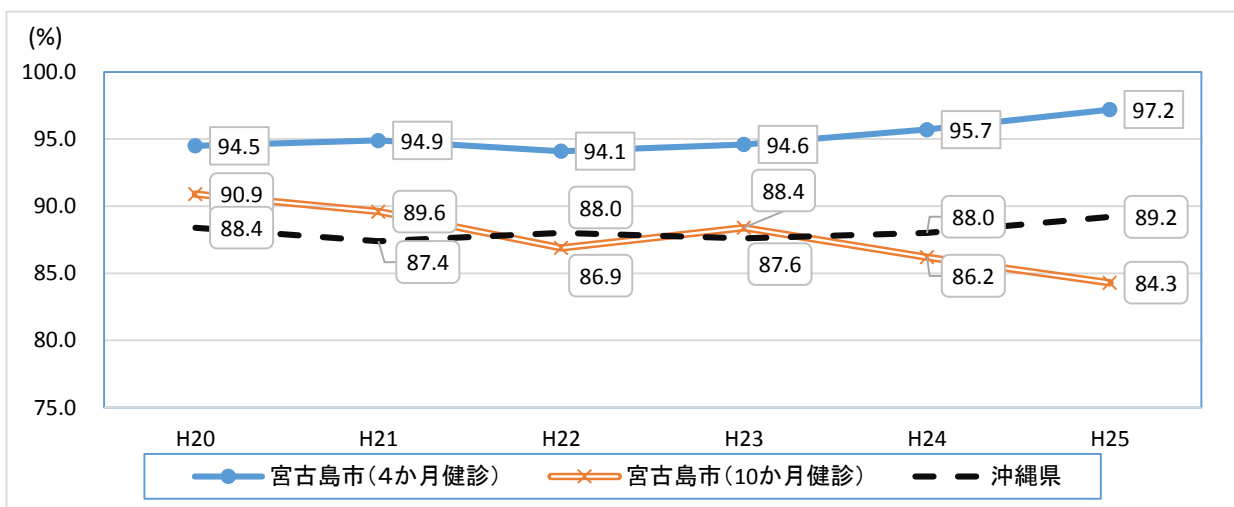
資料出所：宮古島市福祉部児童家庭課

工. 乳児一般健康診査

本市の乳児健康診査の受診率の推移では、4 か月健診は上昇傾向にあるものに、10 か月健診では低下傾向にあります。

また、沖縄県平均と比べると、4 か月健診では常に高い位置にあります。

図表 7- 30 乳児一般健康診査受診率の推移（平成 20 年度～平成 25 年度）【再掲】

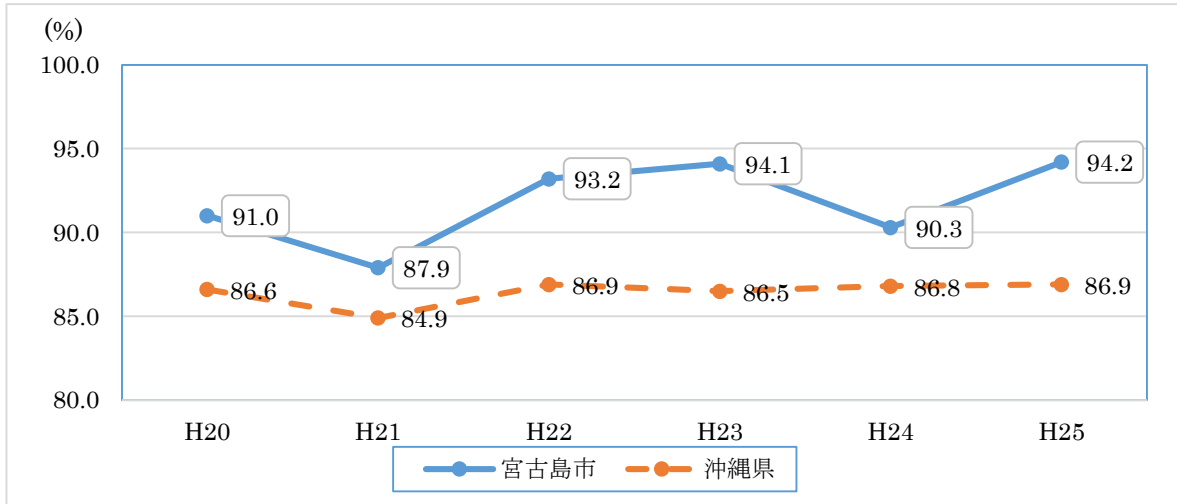


資料出所：宮古島市福祉部児童家庭課
「沖縄県の母子保健」

才. 1歳6カ月健康診査

本市の1歳6カ月健康診査の受診率の推移では、90%以上を推移しています。
また、沖縄県平均と比べると、常に高い位置にあります。

図表 7- 31 1歳6カ月健康診査受診率の推移（平成20年から平成25年度）

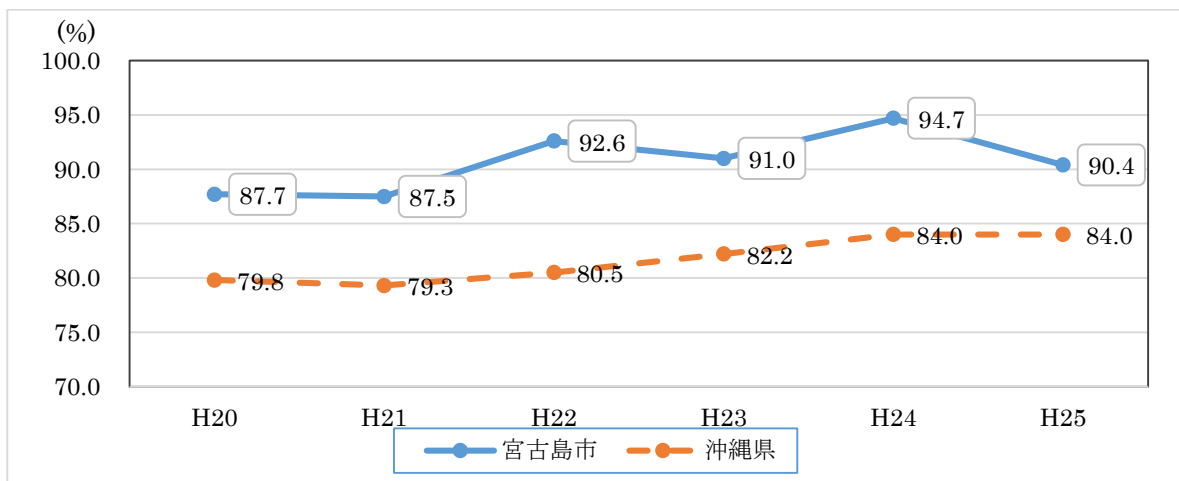


資料出所：宮古島市福祉部児童家庭課
「沖縄県の母子保健」

力. 3歳児健康診査

本市の3歳児健康診査の受診率の推移では、90%以上を推移しています。
また、沖縄県平均と比べると、常に高い位置にあります。

図表 7- 32 3歳児健康診査受診率の推移（平成20年から平成25年度）



資料出所：宮古島市福祉部児童家庭課
「沖縄県の母子保健」

(5) 放課後児童健全育成事業

ア. 放課後児童クラブ

本市には、平成 26 年現在、平良北区域 0 カ所、平良南区域 11 カ所、城辺区域 1 カ所、伊良部区域 0 カ所、上野区域 1 カ所、下地区域 1 カ所、合計 14 カ所の放課後児童クラブがあります。

図表 7- 33 放課後児童クラブ利用児童数

(単位：人)

区域	学童	利用人数		
		幼稚園	小学校	合計
平良南区域	ちびっこらんど	27	38	65
	ひばり学童	24	26	50
	おやこぼし学童	12	24	36
	ネバーランド	5	15	20
	みなみ童夢	23	37	60
	なかよし学童	33	13	46
	ふたば学童	27	19	46
	中央学童	3	4	7
	未来学童	3	5	8
	児童クラブ福寿	7	9	16
	ゆめの子学童	6	4	10
城辺区域	城辺学童クラブ	16	26	42
上野区域	上野学童クラブ	13	7	20
下地区域	入江学童	17	0	17
学年合計		203	220	423

資料:宮古島市児童家庭課

イ. 児童館

本市においては、市内 5 か所に児童館を設置し、地域において児童に健全な遊びの場を提供しています。

宮古島市児童センター
宮古島市南小型児童館
宮古島市下地児童館
宮古島市佐和田児童館
宮古島市池間添児童館

(6) 地域子育て支援拠点事業

家庭で保育を行っている保護者の交流や保育士等による子育てに関する相談等、地域における子育て支援の拠点として、市内 3 か所に子育て支援センターを設置しています。なお、各センターは保育所との併設となっています。

(7) 病児・病後児保育事業

病気等により登園・登校できない児童（病児）、病気が治りかけ等の状態にある児童（病後児）について保育を行う病児・病後児保育については、病児については下地診療所で、病後児については東保育所において実施しています。

(8) ファミリー・サポート・センター事業

市民の相互扶助による子育て支援をねらいとして、「子育ての手伝いがしたい人」「してほしい人」が会員となって、0 歳～小学校 6 年生までの育児援助を行います。利用は有償で、本市においては、ゆいみなあ（働く婦人の家内）に設置されています。

(9) 児童相談

本市児童家庭課及び各子育て支援センターのほか、県都福祉保健所家庭自動相談室等の相談窓口があります。

3.宮古島市の子育て支援に関するアンケート調査（未就学児対象）

（1）調査概要

ア. 調査目的

本調査は、事業計画を策定するために必要な子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や今後の利用希望を把握したうえで、その内容を精査し、事業計画に反映させることを目的とする。

イ. 実施期間

平成26年3月3日から平成26年3月31日まで

ウ. 調査対象

宮古島市に居住する0歳から5歳までの小学校就学前児童⁹の保護者世帯を無作為で抽出
配布総数は、1,569件（幼稚園以外の就学前児童：1,311、市立幼稚園：200、私立幼稚園：58）

エ. 有効回収率

44.7%（有効回収件数：702件）

（2）集計結果

☆住所や家族の状況について

- ◆ 回答者の住所は、「平良字下里」の割合が2.7割と最も高く、以下、「平良市字東仲宗根」（1.4割）、「平良市字西里」（1.3割）となっています。
- ◆ 回答者の家族構成は、「配偶者と子ども」の割合が8.2割と最も高いです。
- ◆ 小学校入学前の子どもの子育てを主にしているのは、「母親」の割合が82.3%と最も高いです。
- ◆ 子育てについて、困りごとや心配事・不安に思うことについて、「ある」（少しある：26.4%、たくさんある：5.1%）が3.1割となっており、「ない」（全くない：19.5%、あまりない：49.0%）が6.8割となっています。
- ◆ 子育てに関する不安や悩み・困りごとの相談相手として、「配偶者・パートナー」の割合が約7.7割と最も高いです。
- ◆ 日常的に子どもを見てもらえる近居にいる親族や友人・知人について、「近居の実父・実母」の割合が3.9割と最も高く、「いない」が約2.8割になります。
- ◆ さらに、緊急時に子どもを見てもらえる近居にいる親族や友人・知人について、「近居の実父・実母」の割合が約4.2割と最も高く、「いない」が約1.6割になります。

⁹ 平成19年4月2日～平成25年12月31日生まれ

☆保護者の就労状況について

- ◆ 母親の就労状態は、「フルタイム」が3.7割と最も高く、以下、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(2.6割)になります。
- ◆ 短時間勤務者の、フルタイムへの転換希望の有無については、「短時間勤務を続けることを希望する」が約5.4割と最も高いです。
- ◆ 無業者の、「今後、働くことの意欲」については、「すぐにでも、もしくは1年以内に仕事に就きたい」が約4.9割と最も高いです。
- ◆ 父親の就労状態は、「フルタイム」が9.6割と最も高いです。
- ◆ 母親の育児休業取得状況について、「過去に取得したことがある」が約2.4割と最も高いです。
- ◆ 一方、父親では、「勤め先に育児休業制度があったかどうか、よくわからない」が約3.5割と最も高いです。

☆お子さんの土曜・日曜・祝日の「教育・保育サービス」の利用希望について

- ◆ 土曜日の定期的な「教育・保育サービス」の利用希望について、利用の有無に関わらず、「利用したい」が約5.4割で、「利用する必要はない」が約4.6割になります。
- ◆ 日曜日の定期的な「教育・保育サービス」の利用希望について、利用の有無に関わらず、「利用したい」が約4.2割で、「利用する必要はない」が約5.8割になります。
- ◆ 保護者が土・日・祝日の「定期的な教育・保育サービスを利用したい」理由としては、「土曜・日曜・祝日も仕事があるため」が約7.1割と最も高いです。

☆お子さんの病気の際の対応について

- ◆ 小学校入学前の子どもが、この1年間に、病気やケガで通常の教育・保育サービスの事業が利用できなかったことの有無について、「あった」が約5.6割でした。
- ◆ その際の対処法として、「母親が休んだ」が約7.3割と最も高いです。
- ◆ 子どもが病気やケガをした場合の「病児・病後児のための保育施設の利用」希望について、「利用したいとは思わない」が約4割と最も高いです。
- ◆ 病児・病後児を預ける施設やサービスについて、「病院に併設した施設で子ども保育する事業」が約5.1割と最も高いです。

☆不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

- ◆ この1年間に、保護者の用事により、子どもを誰かに預けてもらうことがあったかどうかの有無で、「あった」が約5.1割でした。
- ◆ また、その時の対処法として、「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」の割合が約8.5割と最も高いです。
- ◆ 一時預かり事業の利用希望について、「利用したい」が約3.9割と最も高いです。
- ◆ その理由として、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が約7.5割と最も高いです。
- ◆ その形態としては、「保育所・幼稚園などの施設で預かる事業」が約8.8割と最も高いです。

☆地域の子育て支援事業等の利用状況について

- ◆ 現在、地域子育て支援事業の利用状況について、「知っているが、利用していない」が約7.8割と最も高いです。
- ◆ 今後の利用希望については、「わからない」が約5割と最も高いです。

☆幼稚園就園後の希望等について

- ◆ 幼稚園就園後の子どもに過ごさせたい場所として、「学童保育」が約4.4割と最も高いです。
- ◆ 幼稚園の夏休み・冬休みなどの長期休暇中の教育・保育事業の利用希望について、「利用したい」が約7.2割と最も高いです。

☆小学校入学後の希望について

- ◆ 小学校低学年(1~3年生)に放課後に過ごさせたい場所として、「習い事」が約5.4割と最も高いです。
- ◆ 小学校高学年(4~6年生)に放課後に過ごさせたい場所として、「習い事」が約6.5割と最も高いです。

4.宮古島市の子育て支援に関するアンケート調査（就学児対象）

（１）調査概要

ア. 調査目的

本調査は、事業計画を策定するために必要な子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や今後の利用希望を把握したうえで、その内容を精査し、事業計画に反映させることを目的とする。

イ. 実施期間

平成 26 年 3 月 5 日から平成 26 年 3 月 17 日まで

ウ. 調査対象

宮古島市に居住する小学 1 年生から 4 年生のお子さんを持つ保護者
配布総数は、2,234 件

エ. 有効回収率

61.2%（有効回収件数：1,368 件）

（２）集計結果

☆お子さんご家族の状況について

- ◆ 家族構成は「配偶者と子ども」約 7.6 割と最も高いです。
- ◆ 子どもの子育てを主にしているのは、「父母共に」が約 6 割と最も高いです。
- ◆ 母親の就労状況は「フルタイム」が約 5 割と最も高いです。
- ◆ 短時間労働者のフルタイムへの転換希望については、「パート・アルバイト等（フルタイム以外）の就労を続けることを希望する」が約 6.7 割と最も高いです。
- ◆ 無業者の今後の意向については、「すぐにでも、もしくは 1 年以内に仕事に就きたいと思っている」が 4.1 割と最も高いです。
- ◆ 父親の就労状況は、「フルタイム」が 9.5 割を占めています。

☆お子さんの放課後の過ごし方について

- ◆ 子どもの放課後を過ごす場所について、「習い事（スポーツ・塾など）」が約 6.5 割と最も高いです。
- ◆ 現状の利用日数の平均と、希望する利用日数の平均について、「放課後子ども教室」の希望への上昇が高く見られました。現状は平均して 1.35 日の利用であるのに対し、希望では平均して 2.25 日の利用希望となっています。

☆放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望について

- ◆ 平日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望について、「利用したい」が3割となっており、「利用希望はない」が7割となっています。
- ◆ 土曜日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望について、「利用したい」が約2.7割となっており、「利用希望はない」が約7.3割となっています。
- ◆ 日・祝日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望について、「利用したい」が約1.6割となっており、「利用希望はない」が約8.4割となっています。
- ◆ 長期休暇中の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望について、「利用したい」が約4.9割となっており、「利用希望はない」が約5.1割となっています。

☆お子さんの病気の際の対応について

- ◆ 子どもが、この1年間に病気やケガで小学校を休んだ際の対処法として、「母親が休んだ」が約5.8割と最も高いです。
- ◆ また、病気やケガで学校を休んだお子さんを預かってくれる施設があれば利用したいかどうかの希望について、「利用したいとは思わない」が約6.1割となっています。









☆子育ての環境や支援について




- ◆ 子育てに関し、気軽に相談できる人や相談できる場所の有無について、「いる/ある」が約9.3割を占めています。
- ◆ また、相談相手に関しては「祖父母等の親族」が約7.9割と最も高いです。
- ◆ 地域における子育ての環境や満足度については「どちらともいえない」が約4.1割と最も高く、「満足」は約3.6割、「満足していない」が約2.3割となっています。

5.次世代育成支援行動計画事業別の評価



基本目標Ⅰ 健やかな成長を支える健康づくり支援の推進

1. 母子保健サービスの推進

事業 【担当課】	概要	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
			実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 親子健康手帳 交付時の保健指 導の充実 【健 康増進課】	・早期の親子健康手帳の申請を促す とともに、交付時の保健指導の充実 を図ります。	母子手帳 交付件数	608	611	563	600	150		母子手帳発行時、ほぼ全員に面談 を行いながら情報提供及び保健指 導を実施しています。また継続支 援の必要な妊婦の把握に努めてい ます。
2. 妊産婦健康診 査・B型肝炎防止 事業の推進 【健康増進課】	・妊婦の健康診査・B型肝炎防止事 業を実施するとともに、受診率向上 に努めます。 ・公費負担制度の継続について、 国・県への働きかけを行います。	妊婦健康診 査受診率 (%)	—	—	96.0	93.7	—		妊娠期間中、医療機関での妊婦健 診を一部公費負担で受診できま す。また、B型肝炎の母子感染を防 ぐためにB型肝炎母子感染防止対 策事業を推進しています。
3. 妊産婦・新生 児訪問指導、こ んには赤ちゃん 訪問事業の推進 【健康増進課】	・保健師、助産師による妊産婦新規 訪問指導を推進します。 ・妊婦健診結果からの要指導者への 保健指導を強化します。 ・生後4ヶ月までの乳児がいる世帯 を対象に、母子保健推進員が訪問す る「こんには赤ちゃん訪問事業」 を推進します。	生後4ヶ月 までの乳児 訪問件数 (実施率%)	445 81.8	498 85.6	540 89.2	489 87.3	185		こんには赤ちゃん訪問について は、主に母子推進員に依頼してい るが、保健師等でフォローが必要 な方に関しては、実施報告書で連 携を図り対応しています。連携が うまく出来ず、また生後4ヶ月ま でに訪問が実施できないケースも あるので実施率90%以上を目指し 強化を図っています。
4. マタニティス クール、赤ちゃん 訪問事業の推進 【健康増進課】	・保護者の参加促進に向け周知を図 るとともに、学習内容の充実に努め ます。	マタニティ スクール参 加率(%)	49.8	47.3	21.6	55.7	—		県外出身の参加が多く、仲間作り の場となっていることから孤立し た子育ての予防を期待していま す。地元出身の参加が少ないので 周知活動を徹底します。
5. 不妊治療対策 の促進 【健康増進課】	・市民に対する事業（不妊治療費助 成等）の情報提供を図ります。 ・必要に応じて関係機関への紹介を 行います。								県が実施する特定不妊治療費助 成事業の情報提供を行っています。
6. 乳幼児健康診 査の推進 【健 康増進課】	・母子保健推進員との連携により、 健診受診を促進します。 ・育児不安の解消に努めるため、保 健指導の充実を図ります。 ・臨床心理士や検査技師などの専門 職の確保に取り組みます。	・4ヶ月児 ・10ヶ月児 ・1.6歳児 ・3歳児	94.1 86.9 93.2 92.6	94.6 88.4 94.1 91.7	95.7 86.2 90.3 94.7	97.2 84.3 94.2 90.4	—		健診受診率を記載。
7. 乳幼児相談・ 訪問指導の推進、 子育て相談の充 実 【健康増進 課】	・相談しやすい環境づくりに努めま す。 ・保健師の資質向上や、臨床心理士 の人材確保に努めます。	相談及び保 健指導実施 件数	1,48 2	1,46 8	1,44 0	1,17 4	338		乳幼児検診等で支援が必要な家庭 をフォローしている。乳幼児検診 未受診者へも積極的に訪問を実施 しているが、安否確認も出来ない ケースもあり、対応に苦慮してい る。
8. 予防接種の推 進 【健康増進 課】	・接種率の低い種類について接種効 果の周知を行い、各種予防接種を推 進し、接種率の向上に努めます。	別紙 (表あり)	—	—	—	—	—		予防接種の定期化は増えることに 伴い、個別接種への移行が進めら れています。接種率の低い予防接 種については周知活動を行い接種 率の向上に努めます。

事業 【担当課】	概要	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況		
			実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況	
9. むし歯予防対策の充実 【健康増進課、児童家庭課、学校教育課】	・福祉保健所、地区歯科医師会との連携により、保育所、幼稚園、学校でのフッ素洗口、歯磨きの取り組みを強化します。	実施保育所数	25	23	21	20	—	—	 順調	県内でも、むし歯保有率が高いことから、福祉保健所・地区歯科医師会と連携してフッ素洗口、歯みがきの取り組みを強化します。
10. 栄養指導の充実 【健康増進課】	・妊産婦健診や乳幼児健診時に、栄養指導を進めます。 ・必要に応じて、栄養士による個別訪問指導を行います。	実施人数	—	1,022	1,198	1,203	322	—	 順調	
11. 乳幼児医療費助成事業などの推進 【児童家庭課】	・乳幼児医療費助成事業、未熟児養育医療、小児慢性特定疾患治療研究事業、母子・父子家庭及び重度心身障害者（児）の医療費助成事業を進めます。	—	—	—	—	—	—	—	 順調	H26 年度よりこども医療助成自動償還払いを導入し、申請者の負担軽減が図られた。 ※名称変更：乳幼児医療助成→こども医療助成
12. 母子保健推進員活動の支援充実 【健康増進課】	・保健師との連携強化により、各地域での活動充実を促進します。 ・研修会などによる資質向上を図ります。 ・宮古島市母子保健推進員協議会の設置に向けた支援を進めます。 ・母子保健推進員の未配置地域の解消に向け、人材の確保、育成に取り組めます。	幼・保園への啓発活動件数	—	10件	13件	—	9件	—		大型紙芝居、エプロンシアター、寸劇等市内の幼稚園、保育所へ出向き、乳幼児期における健康保持増進を図るための啓発活動支援をしています。また、研修会等による推進員のスキルアップに努めます。

2 思春期教育の充実




事業 【担当課】	概要	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況		
			実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況	
1. 性に関する正しい知識の普及 【学校教育課】 【健康増進課】	・県福祉保健所や学校現場などと連携し、性教育の充実を進めます。 ・家庭に対する啓発活動に取り組みます。 ・関連する学校職員の資質向上に取り組めます。 ・問題行動が発生した場合には、スムーズに対処出来るよう関連機関との連携に努めます。	出前講座 巡回相談	— —	— —	— —	10校 1校	—	—	 順調	・各学校が世界エイズデーにてそれぞれ児童、生徒の実態に応じた取り組みを行っている。（学校教育課としては、未実施） ・小・中・高の養護教諭と連携し保健師、助産師、産婦人科医による学校への出前講座を開催し喫煙、飲酒、薬物の防止教育、人権保護を通して命の大切さを学ぶなど思春期保健教育を推進しています。平成 24 年度より研究会を立ち上げ会員間の情報交換、スキルアップを図っています。
2. 思春期赤ちゃんふれあい体験学習の推進 【健康増進課、児童家庭課、学校教育課】	・多くの生徒の参加促進を図ります。 ・体験学習を実施している保育所と、学校との連携強化を進めます。								休止 廃止	
3. 喫煙、飲酒、薬物等防止教育の推進 【学校教育課、健康増進課】	・警察署やPTA などの関連機関との連携を強化し、喫煙や飲酒の防止運動に取り組めます。 ・リーフレットの作成・配布により意識啓発に努めます。								 未実施	各学校においては、警察署、医療・保健関係機関との連携により薬物乱用防止教室等を開催。市教委においても、教育事務所主催の薬物乱用防止に係る研修会に協力している。（世界エイズデーに併せてそれぞれ児童・生徒の実態に応じた取り組みを行う辞令もあり）

3 食を通しての教育の推進


事業 【担当課】	概要	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
			実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 親子料理体験 教室の推進 【健康増進課】	<ul style="list-style-type: none"> ・親子で食に関する関心を高める機会の創出に取り組めます。 ・幼稚園児と保護者を対象にした親子食育事業を推進します。 	参加者数 実施回数	134 4	37 2	120 4	40 2	—	 順調	バランスのコマを基に作られたバランスプレートを活用し、親子で楽しみながら食品を選んで考えて食べることを学ぶことが出来ます。
2. 学校教育における食育の推進 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・「食に関する教育実践校」の成果を市内全ての小・中学校で活用し、学校教育における食育の充実を図ります。 	参加者数 実施回数	—	—	—	400 1	—	 順調	教育講演会「学力向上と朝食」 琉球大学准教授招聘による
3. 食生活改善推進員の支援、連携強化 【健康増進課、学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員の育成と活動の場の提供に努めます。 ・各地域における推進員の確保に取り組めます。 ・「ヘルスサポート事業 21」の実施に向け、食生活改善推進協議会との連携を強化します。 	参加延べ人数 活動回数	21 4	80 7	44 7	42 5	25 3	 課題有	伊良部地区の活動が休止状態だったが、平成 26 年度 1 名嘱託したので今後、伊良部地域での取り組みが活発化するよう考えていきます。
4. 食育推進協議会の設置 【健康増進課、学校教育課、農政課】	<ul style="list-style-type: none"> ・関連団体や関連機関と連携を図り、食育推進協議会を設置します。 ・全庁体制による食育を推進するため「宮古島市食育推進計画（仮称）」の策定に取り組めます。 	参加者数 実施回数	—	15 1	19 1	19 1	26 1	 順調	H22 年度に食育推進協議会を設置し、「宮古島市食育推進計画」を策定した。バランスのコマを活用したメニューやカロリー表示を実施している店舗の推進を強化し、推進団体に外食産業を入れていくことを検討している。

基本目標Ⅱ 多様な子育て支援の推進

1. 保育サービスの充実

事業 【担当課】	概要	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
			実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 保育サービスの充実 【児童家庭課】	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの基本である通常保育のさらなる充実を目指します。 ・延長保育（30分）を継続するとともに、1時間延長保育の保護者ニーズの把握を行い、必要に応じて実施します。 ・新たな公立保育所での病児・病後児保育の創設に向けて、取り組みます。 ・認可保育所での障がい児保育を実施するとともに、適切な保育サービスが提供できるよう努めます。 ・障害などに関する勉強会の実施や研修会への派遣により、職員の資質向上に努めます。 ・休日保育のニーズの把握を行い、必要に応じて実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育 ・病児・病後児保育 ・障がい児保育 	259	279	160	74	37	 順調	延長保育→実施件数 病児・病後児保育→実施箇所 障がい児保育→実施施設数
			0	1	1	1	2		
			2	2	5	4	4		
2. 認可外保育施設の充実 【児童家庭課】	<ul style="list-style-type: none"> ・園児や保育士などに対する各種助成を継続するとともに、認可化に向けた支援を行います。 	施設数 児童数	14	13	10	10	11	 順調	平成23年度1カ所、平成24年度2カ所が認可化。 平成26年度1カ所、新規で認可外保育施設増。
			579	548	416	436	475		
3. 保育所の整備 【児童家庭課】	<ul style="list-style-type: none"> ・市立保育所の園舎の維持管理、計画的な改築に取り組みます。 ・安心子ども基金を活用し、法人保育園舎の改築や拡充を支援します。 	施設数 定員数	0	1	3	0	1	 順調	平成23年度1カ所、平成24年度2カ所が認可化。 平成24年度1カ所、平成26年度1カ所、改築により定員増。
			0	60	130	0	15		

2. 子育て支援サービスの充実

事業 【担当課】	概要	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
			実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. ファミリー・サポート・センターの利用促進 【働く女性の家】	・事業内容の周知に努め、新規会員の確保や会員の能力向上、会員間の交流を進めます。	利用者数	225	289	352	275	170	 順調	
2. 地域子育て支援拠点事業の充実 【児童家庭課】	・地域子育て支援拠点事業（センター型・ひろば型）の維持に努め、支援内容の充実を図ります。	センター型 ・施設数 ひろば型 ・施設数	13,963 4 5,421 1	16,124 4 3,574 1	21,902 4 3,684 1	13,272 4 7,173 1	3,581 4 1,554 1	 順調	
3. 民生委員・児童委員の連携強化 【福祉調整室】	・民生委員・児童委員との連携を強化し、子育て家庭の相談体制の強化に努めます。	子育て家庭との相談件数	62	61	177	165	29	 順調	
4. 子育て情報誌の普及促進 【働く女性の家】	・子育てを応援する「宮古子育て情報誌」の普及に努めます。	—	—	—	—	—	—	 順調	
5. 児童館・児童センターの充実 【児童家庭課】	・各種講座の開催やボランティア活動などの充実を図ります。 ・児童館・児童センターの利用が難しい地域での移動児童館を実施します。 ・児童館での子育てサークルへの支援を行います。	・利用数 ・施設数 移動児童館 ・利用数 ・施設数	45,812 5 215 2	52,988 5 277 2	55,234 5 252 2	49,911 5 158 2	13,463 6 15 2	 順調	
6. 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の充実 【児童家庭課】	・児童センターや学校の余裕教室の利用を促します。 ・同事業における幼稚園児に対する支援継続に向けて、国・県へ働きかけを行います。 ・地域子ども教室との連携についても検討を行います。	・利用数 ・施設数	324 8	286 8	341 8	365 8	434 9	 順調	





基本目標Ⅲ 生きる力を育む教育環境の充実

1. 生きる力の育成及び基礎学力の定着

事業 【担当課】	概要	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
			実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 幼稚園教育の推進 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程研究指定園（東幼稚園）への支援、交流学習の促進、幼稚園教諭補助者の派遣を進めます。 ・幼稚園教諭の研修機会の拡充に努めます。 ・就学前教育のニーズに対応するため2年保育を進めます。 	参加者数 実施回数	—	95 8	115 6	80 4	—	順調	幼稚園教育推進のため各園における保育プランの作成及び学力向上推進の取り組みなどをもとに幼稚園教諭研修会及び学力向上ヒアリング等を行っている。
2. 学力向上対策の充実 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・「生きる力」を育むために、「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」、そしてそれらを支える「基本的な生活習慣の形成」の4つの取り組みを重点的に行います。 	参加者数 実施回数	65 4	140 11	125 5	1,300 15	35 1	順調	各小・中学校の学力向上推進のために、学力向上推進担当者研修会学期における取り組みの確認のためのヒアリングや諸調査分析説明会、教育講演会等を開催している。
3. 生徒指導の充実 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・市スクールソーシャルワーカー活用事業、不登校等学習支援者配置事業の充実、生徒指導主任研修会の開催、生活実態調査の分析及び分析内容の活用を進めます。 	参加者数 実施回数	100 4	100 4	100 3	100 3	100 3	順調	生徒指導主任研修会（年2回 各80～100名程度） 生徒指導に係る学校訪問（市内公立小中学校35校）個別訪問
4. 教育相談・適応指導教育の充実 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や他の支援員との連携を強化します。 ・研修会などへ派遣し、相談員の資質向上を図ります。 ・「教育相談室」と連携した体験活動や、学習活動などの多様な援助を図ります。 ・学校と家庭の連携を強化し、原籍校への登校復帰を目指します。 ・入室に関わる手続きの周知、体験や入室判定に関して適切に対応します。 ・遊び非行型の児童生徒に対する支援を強化します。 	参加者数 実施回数	80 11	70 11	70 11	78 11	36 11	順調	参加者数は、生徒指導関連事業事業者実施回数は、対応件数（実数）
5. 不登校児童生徒などに対する支援の充実 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーを活用し、支援の充実・発展に努めます。 ・市福祉行政担当部局、警察、社会福祉協議会などの関係機関とネットワークの確立に努めます。 	参加者数 実施回数	80 11	70 11	70 11	78 11	36 11	順調	参加者数は、生徒指導関連事業事業者実施回数は、対応件数（実数）
6. 特別支援教育の充実に向けた取り組みの推進 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の要望に応じた、特別支援教育支援員の配置を進めます。 ・特別支援学級担任研修会、特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援教育にかかる講演会などの各種研修会を開催します。 ・保育所、幼稚園、小学校間の連携を図るため、情報交換の場を確保します。 ・専門家チームによる幼稚園、小学校、中学校の巡回教育相談の充実を図ります。 	参加者数 実施回数	— 4	65 15	120 6	167 2	136 4	順調	特別支援教育推進のために、各幼・小・中学校における特別支援教育コーディネーター連絡会の実施や特別支援教育支援員の資質向上のための研修会、就学指導委員会を開催している。支援員の知識・支援技術の向上に課題あり。
7. 総合的な学習の時間支援事業の推進 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人材などの教育資源を活用し、総合的な学習の展開を行います。 ・学習マップや地域安全マップの作成、カリキュラムの開発などを行います。 							未実施	地域雇用創造協議会に協力してジョブシャドウイングを学校がおこなった。

事業 【担当課】	概要	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
			実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
8. 多様な体験活動の機会の充実 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験やボランティア活動、職場体験活動などの機会の充実を図ります。 ・「キャリア教育」の充実を図るため、商工会議所などとの連携を強化し、受入事業所の拡充に努めます。 ※キャリア教育・・・児童生徒一人一人の勤労観・職業観を育てる教育	—	—	—	—	—	—	 順調	各学校とも総合的な学習の時間等のなかで、計画的に体験活動を組み入れた教育実践に取り組んでおり、地域理解や人間関係づくりなどに成果大で、かつキャリア教育の観点からも効果は大きい。
9. 学校評議員制度の充実 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての幼稚園、小中学校で学校評議員制度を実施し、保護者や地域の人々の学校運営への参画を推進します。 ・学校経営などに対する評議員からの意見の反映方法について、検討します。 	—	—	—	—	—	—	 順調	各学校とも3～5名の評議員（教職経験者、元PTA、地域代表など）により学校の現状から協議及び幅広く意見をいただき、今後の教育活動の充実に生かされている。開催回数は、学期末に各一回程度開催が多いが、学校行事にも招待し教育活動を実際に参観する機会を設けるなど、工夫して取り組んでいる。
10. 「教育の日」の充実 【教育総務課】	<ul style="list-style-type: none"> ・開かれた学校づくりを推進するため、「教育の日」の充実に努めます。 	—	—	—	—	—	—	 順調	教育に対する市民の関心と理解を一層深めると共に、家庭学校及び地域社会の連携の下に市民全体で教育に関する取り組みを推進し、もって本市教育の充実及び発展を図るため、宮古島市教育の日を定める要綱により2月の第3日曜日に、教育の日について啓発を行うと共に、教育の日にふさわしい事業として「宮古島市の教育を語る市民大会」を開催する。
11. 宮古島市放課後子ども教室推進事業の充実 【生涯学習振興課】	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、地域との連携を進めるとともに、保護者への参加を呼びかけ、活動支援者の確保に努めます。 ・学童クラブとの役割分担を図り、子どもの居場所づくりの充実に努めます。 	参加者数 実施回数	16,0 14 576	8,97 5 350	8,96 0 358	8,91 5 364	8,75 0 350	 順調	

2. 家庭や地域の教育力向上





事業 【担当課】	概要	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
			実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 家庭教育に関する講座等の充実 【生涯学習振興課】	・家庭教育の知識、子どもの心理・発育、親の心構えなど、家庭教育に関する講座・講演会を開催します。								
2. 青少年の活動への支援充実 【生涯学習振興課】	・子ども達の体験・交流活動の促進、リーダー育成を図ります。 ・子ども会結成に向けた支援を行います。	—	—	—	—	—	—		
3. 世代間交流事業の充実 【児童家庭課、生涯学習振興課】	・保育所・幼稚園・小学校などで、子どもと高齢者との世代間交流機会の充実を図ります。	実施回数	81	45	81	97	114		敬老会への参加等多数の取り組み実施。
4. 地域の教育力の向上 【生涯学習振興課】	・PTA、自治会、婦人会をはじめとした地域団体への研修機会の充実を図ります。	—	—	—	—	—	—		
5. 子どもを取り巻く有害環境の改善と深夜はいかひの防止 【生涯学習振興課】	・社会環境実態調査を実施し、子どもたちの育成に最適な環境づくりに取り組みます。 ・「青少年の深夜はいかひ防止」県民一斉行動市民大会の開催など、関係機関と連携し、防止活動を実施します。 ・青少年問題協議会の活動を強化し、青少年を取り巻く諸問題解決に向け取り組みます。 ・警察と連携し「沖縄児童生徒健全育成サポート制度（かなすやらびサポート制度）」の充実を図り、児童生徒の非行防止に取り組みます。	参加者数 実施回数	2 2	2 2	600 2	181 1	691 2		

基本目標Ⅳ 安全で快適な子育て環境の充実

1. 良好な住宅 住環境の確保





事業 【担当課】	概要	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
			実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 市営住宅における子育て支援の充実 【建築課】	・ひとり親世帯、多子世帯、子育て世帯に対する、市営住宅空き家募集時の優遇措置実施を検討します。	優遇措置	—	—	—	—	—	未実施	例年、入居希望者数の内の寡婦世帯、多子世帯等の割合が高くこれらの世帯に対して優遇措置を行った場合、普通世帯の入居が困難になることが予想されるため未実施。 資料：H25馬場団地入居希望者56名 入居実績8戸 寡婦(15) 多子(4) 生保(2) 老人(11) 計32・一般(24)
	・市営住宅の新規建設の際には、多様な住戸タイプの供給を図ります。	建設数	8戸 普通		4戸 普通			未実施	建設戸数が少なく多様性を実現するのが困難なため。
2. 安全で快適な公園・広場の確保 【都市計画課、むらづくり課】	・公園・広場の整備や維持管理を進めます。							未実施	
	・地域住民による清掃活動など、市民の協力体制構築による維持管理の方法について検討を行います。	参加者数 実施回数					300 6	順調	各自治会、シルバー人材センターとの維持管理委託契約を締結し、年6回の清掃作業を実施
3. 安全で潤いのある道路空間の整備 【道路建設課】	・全ての人に優しい道路整備を目指し、道路空間のバリアフリー化を進めます。 (A-23号)				調査測量設計 委託業務	工事 (L=257 m)	工事 (L=248 m)	順調	現在の進捗率としましては全体事業費の約71%です。
	・市街地においては、コミュニティ道路の形成や道路緑化など、賑わいや潤いのある道路空間の確保に努めます。							未実施	
	・農村部においては、さとうきびなど農作物の道路への倒れ込み防止について、農家への理解と啓蒙を図ります。					城辺 2件	城辺 2件	順調	随時パトロールを行い指導しています。
4. 誰もが使いやすい公共空間の確保 【都市計画課】	・公園・広場の整備や維持管理を進めます。							順調	都市公園等については、年間を通して維持管理業務(清掃業務等)を行っている。
	・ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。							未実施	平成25年3月にバリアフリー新法に基づき宮古島市バリアフリー基本構想策定が策定されており、本市で生活する誰もが支障なく円滑に移動等が出来るようバリアフリー化を推進していきます。

2. 安全・安心のまちづくりの推進

事業 【担当課】	概要	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
			実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 交通安全施設の整備 【道路建設課】	・通学路の設備をはじめ、カーブミラー、道路照明、ガードレールなど交通安全施設の整備・充実を図ります。	—	—	—	—	—	—	 順調	交通安全対策特別交付金事業を活用し、毎年度整備実施。 (通学路整備、カーブミラー、ガードレール等の整備)
2. 交通安全意識の普及・啓発 【市民生活課】	・街頭での交通安全指導を行います。 ・小中学校における交通安全教室を開催します。	交通安全協会	104	58	104	58	58	 順調	
3. 地域における子どもの安全確保 【学校教育課、市民生活課】	・「地域安全マップ」の積極的な活用を図ります。 ・「子ども110番の家」の周知、普及、増設に努めます。 ・関係機関の実施する講習会などに協力して取り組みます。	参加者数 実施回数 こども110番の家	0 0 302	0 0 304	10 1 302	0 0 296	4 1 300	 順調	通学路の安全点検を学校、市教委、警察、道路管理課、土木事務所等と合同で行った。今年度も実施の可能性あり(学校教育課)
4. 防犯対策の充実 【市民生活課】	・地域を明るくする「一戸一灯運動」への市民の協力を促します。 ・防犯訓練の実施などによる防犯対策の強化を図ります。 ・地域における自主防犯パトロールを促進します。	防犯灯設置	20	20	17	23	25	 順調	




基本目標V 子育てしやすい就労環境の確保

1. 子育てしやすい就労環境の確保

事業 【担当課】	概要	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
			実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 育児休業制度の普及・啓発 【児童家庭課、観光商工課】	・企業や事業者へ、育児休業制度への理解と普及に向け啓発に努めます。							 未実施	
2. 女性の就労の支援 【働く婦人の家】	・多様な働き方への理解に向けた意識啓発講座や、技術習得講座などの開催、講座内容の充実に努めます。	—	—	—	—	—	—	 順調	
3. 男女共同参画社会への意識啓発 【働く婦人の家】	・「男女共同参画展」、「うい・ずぅプラン」の出前説明会、「男性を対象とした料理講座」などを継続的に実施します。	—	—	—	—	—	—	 順調	
4. ファミリー・サポートセンターの利用促進 (再掲)【働く婦人の家】	・事業内容の周知に努め、新規会員の確保や会員の能力向上、会員間の交流を進めます。	—	—	—	—	—	—	 順調	事業内容の周知に努め、新規会員の確保や会員の能力向上、会員間の交流を進めます。

基本目標Ⅵ 保護等を必要とする子ども達・子育て家庭への支援の充実

1. 保護を必要とする子ども達への支援





事業 【担当課】	概要	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
			実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 児童に関する相談窓口及び、要保護児童対策の活動充実 【児童家庭課】	<ul style="list-style-type: none"> 児童家庭相談員の資質向上を図り、多様化する相談内容へ適切に対応します。 中央児童相談所との連携強化を図るとともに、中央児童相談所宮古分室の設置を促進し、虐待に対する相談体制の強化に努めます。 要保護児童対策協議会を中心に、要保護児童についての情報交換、虐待などの発生予防対策を進めます。 保護を必要とする子どもの早期発見・早期対応を図り、児童やその保護者への適切な支援に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策協議会回数 児童に関する相談延べ件数 実件数 	0	9	5	22	0	 順調	<ul style="list-style-type: none"> 県家庭児童相談員定例研修会の参加・・・年3回 児童相談所同席の宮古地区相談業務担当者連絡会・・・年2回
2. 里親制度の普及と里親の拡大 【児童家庭課】	<ul style="list-style-type: none"> 家庭養育を担う里親制度の理解・普及を促進します。 ボランティア里親の開拓に努めます。 						 未実施		
3. ドメスティック・バイオレンス（DV）にかかる取り組みの充実 【児童家庭課】	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄県配偶者暴力相談支援センターとの連携を強化します。 相談員の資質向上に努め、多様化する相談内容へ適切に対応します。 	<ul style="list-style-type: none"> DV相談延べ件数 実件数 	151	360	176	221	148		 順調

2. ひとり親家庭への自立支援

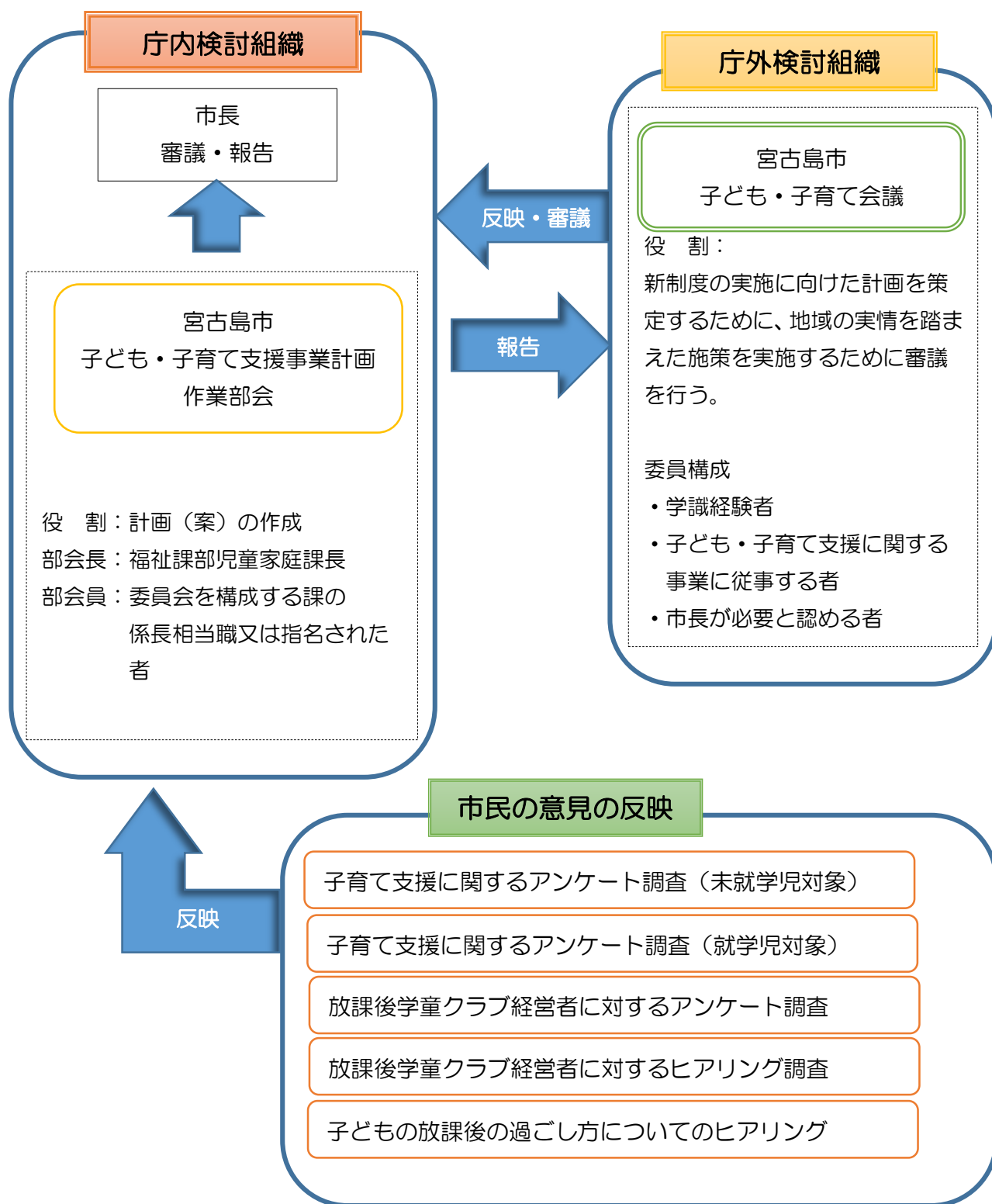
事業 【担当課】	概要	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
			実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. ひとり親家庭に対する就労支援 【児童家庭課】	・ひとり親家庭に対し、資格取得のための講座受講料の一部助成や教育訓練の相談等を進めます。	相談者数 支給者数	2 1	4 0	3 3	3 1	2 0	 順調	母子家庭自立支援 教育訓練給付事業
2. 児童家庭相談室、相談窓口の充実（再掲） 【児童家庭課】	・児童家庭相談員の資質向上を図り、多様化する相談内容に適切に対応します。	相談 延べ件数 実件数	527 83	682 100	627 106	935 116	344 60	 順調	
3. 母子寡婦福祉活動の支援 【児童家庭課】	・母子寡婦福祉会への運営支援を通じ、ひとり親家庭同志の交流を促します。	補助金 (千円)	268	268	268	268	268	 順調	宮古島市母子寡婦 福祉会補助金

3. 発達が気になる児童などへの支援サービスの充実

事業 【担当課】	概要	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
			実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 発達障害（者）など支援拠点の確保 【障がい福祉課】	・発達が気になる児童などの支援のため、臨床心理士など専門職の確保を図るとともに、親子支援、関係機関（者）の研修機会の提供、関係機関のネットワークづくりを行う発達障害児（者）などの支援拠点を確保します。	延べ件数	596	1,136	1,605	1,188	1,100	 課題有	臨床心理士等の専門職の安定した確保が課題
2. 障がい児地域療育等支援事業の促進 【障がい福祉課】	・関連機関と連携を図りながら身近な地域での療育相談、療育指導を進めます。	—	—	—	—	—	—	 未実施	現在療育事業は、県で実施している。開催回数が増が希望としてあるが専門職の確保が困難なため、市での実施は難しい
3. 障がい児保育の充実（再掲） 【児童家庭課】	・認可保育所での障がい児保育を進めます。 ・配慮を要する幼児に対しては、必要に応じて職員の増員を行います。 ・障がいに関する勉強会の実施や研修会などへの派遣により、職員の資質向上に努めます。	・認可保育所 枝の措置 ・発達障害児 支援保育士 研修	2 0	2 7	8 9	8 13	7 16	 順調	・加配保育士を1：1の割合で配置出来ている。 ・発達障害児支援保育士スキルアップ研修及びフォローアップ研修等 ・ティーチャーズトレーニング研修 ・その他発達障害児に関する研修会等を年1～2回実施
4. 障がい児の放課後の居場所づくり 【児童家庭課】	・学童クラブや放課後子ども教室での、障がい児の受け入れを促します。 ・障がい児保育に関する専門的な研修の場を確保するとともに、保育士、学童クラブ関係者などの参加促進を図ります。	放課後児童 クラブでの 受入数	4	5	4	3	3	 順調	

事業 【担当課】	概要	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
			実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
5. 居宅介護等支援事業の利用促進 【障がい福祉課】	・関連機関と連携を図りつつ、家庭における入浴、排泄、食事などの介護を行う「居宅介護等支援事業」の利用を促進します。	利用者数	0	1	1	1	2	 順調	・医療的ケアが必要な子ども達への支援ができる事業所の確保。 ・周知が、まだ不十分
6. 障がい児デイサービス事業の利用促進 【障がい福祉課】	・支援を要する児童が、日常生活における基本動作を身に付けるなど、集団生活への適応に向けた訓練を行う「障がい児デイサービス事業」の利用を促進します。 ・サービス提供事業所の確保に努めます。	延べ利用者数	219	198	276	426	141	 未実施	・保育所等訪問支援の利用が未実施
7. 日中一時支援事業の利用促進 【障がい福祉課】	・支援を要する児童の日中における活動の場を確保する「日中一時支援事業」のサービス提供を維持します。	実利用者	0	2	2	2	1	 順調	
8. 短期入所事業の利用促進 【障がい福祉課】	・家庭において、支援を要する児童の介護が一時的に困難となった場合に、短期間、施設への入所を行う「短期入所事業」の利用を促進します。	延べ利用者	6	13	17	6	2	 順調	・医療型の入所施設がない
9. 障がい者地域自立支援協議会の充実 【障がい福祉課】	・障がい児の課題により適切に対応できるよう、地域自立支援協議会保育・療育部会の充実を図ります。	実施回数	0	4	12	25	9	 順調	・今年度、子ども部会を立ち上げ、障害児に関する課題について検討していく予定

6. 計画策定の組織体制



7. 計画策定の経過

作業部会	団体ヒアリング アンケート	各課ヒアリング	子ども・子育て会議	一般市民
<ul style="list-style-type: none"> 福祉部児童家庭課長 委員会を構成する課の係長 指名された者 	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブ 幼稚園へのヒアリング 子育て支援に関する有識者 	<ul style="list-style-type: none"> 役所職員 	<ul style="list-style-type: none"> 学識経験者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 市長が必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> 就学前保護者世帯 小学校
平成 26 年 4 月 作業部会			平成 26 年 3 月 20 日 第 1 回 子ども・子育て会議	平成 26 年 3 月 3 日 就学前児童 アンケート調査
	平成 26 年 6 月 幼稚園への ヒアリング調査		平成 26 年 5 月 30 日 第 2 回 子ども・子育て会議	平成 25 年 3 月 3 日 小学校 アンケート調査
平成 26 年 7 月 作業部会	平成 26 年 7 月 学童経営者への アンケート調査		平成 26 年 8 月 1 日 第 3 回 子ども・子育て会議	
平成 26 年 9 月 作業部会	平成 26 年 8 月 学童経営者への アンケート調査		平成 26 年 9 月 26 日 第 4 回 子ども・子育て会議	
		平成 26 年 8 月 次世代育成支援事 業評価ヒアリング	平成 26 年 11 月 7 日 第 5 回 子ども・子育て会議	
平成 26 年 10 月 作業部会	平成 26 年 11 月 子どもの放課後の 過ごし方に関する ヒアリング調査		平成 26 年 12 月 19 日 第 6 回 子ども・子育て会議	
平成 26 年 11 月 作業部会			平成 27 年 2 月 13 日 第 7 回 子ども・子育て会議	
平成 27 年 1 月 作業部会				
平成 27 年 2 月 作業部会				

8.宮古島市子ども・子育て会議

(1) 宮古島市子ども・子育て会議設置条例

平成25年10月3日

条例第38号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、宮古島市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し知識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 子育て会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の会務を総理し、当該部会を代表する。

5 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、必要な資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(報酬)

第9条 子育て会議の委員の報酬は、宮古島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宮古島市条例第44号）に基づき支給する。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、福祉部児童家庭課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

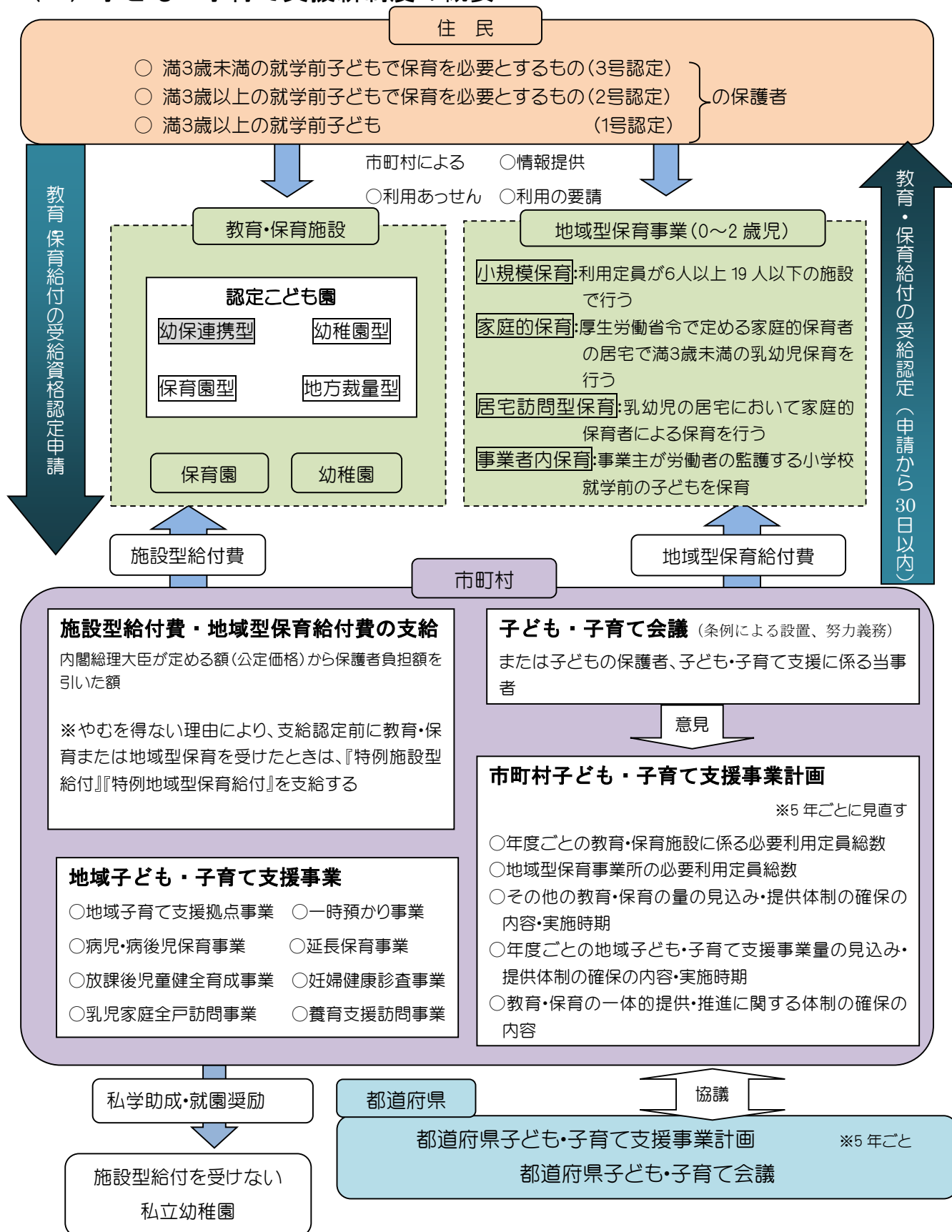
この条例は、公布の日から施行する。

(2) 宮古島市子ども・子育て会議委員名簿

	所属	氏名	備考
1	保育園の保護者代表・鏡原小PTA 会長	新里 貴彦	(1)法第6条第2項に規定する 子どもの保護者
2	保護者代表	渡久山 研悟	//
3	青年会議所理事長	吉岡 洋平	(2) 事業主を代表する者
4	宮古島商工会議所 総務課長	与那覇 隆	(3) 労働者を代表する者
5	花園幼稚園長	新城 久恵	(4)法第7条第1項に規定する子 ども・子育て支援に関する事業に従 事する者
6	みつば幼稚園長	與世田 明美	//
7	公立幼稚園代表(久松)	与那覇 洋子	//
8	法人保育園代表(ひよどり)	花城 千枝子	//
9	公立保育所代表(砂川)	渡真利 順子	//
10	認可外保育園代表(はっぴい)	田名 美和子	//
11	学童連絡協議会代表	上地 常美	//
12	前教育事務所長	儀間 裕芳	(5) 子ども・子育て支援に関し知 識経験のある者
13	特定非営利法人いけま福祉センター 代表	前泊 博美	//
14	公立幼稚園会長(南小校長)	屋嘉比 邦昭	//
15	宮古島市教育部長	奥原 一秀	(6) その他市長が適当と認める者
16	宮古島市福祉部長	譜久村 基嗣	//

9. 国の基本指針概要

(1) 子ども・子育て支援新制度の概要



(2) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる（子ども・子育て支援法 19条等）

認定区分 1号認定 教育標準時間認定（4時間）

2号認定 満3歳以上・保育認定

3号認定 満3歳未満・保育認定

ア 保育の必要性の認定に係る「事由」について

現行の「保育に欠ける」事由

以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

①昼間労働をすることを常態としていること（就労）

②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）

③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）

④同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）

⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）

⑥前各号に類する状態にあること（その他）。

新制度における「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

①就労

・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）

・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む

②妊娠、出産

③保護者の疾病、障害

④同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護・看護

⑤災害復旧

⑥求職活動

・起業準備を含む

⑦就学

・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業制度取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(3) 子ども・子育て支援制度に関する用語定義

	用語	定義
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、村長の諮問に依りて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める村長の附属機関）。
4	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条） ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。
5	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。（法第7条）
6	教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。（法第7条）
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）

	用語	定義
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。（法第29、43条）
12	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）
13	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
14	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
15	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条）
16	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第19条） 【参考】認定区分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
17	「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第31条） <p style="text-align: center;">※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事は市町村が行う。</p>
18	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第59条）

宮古島市 子ども・子育て支援事業計画

ていだぬふふあ

太陽の子・もやいプラン

2015（平成 27 年）～2019（平成 31 年）

2015（平成 27 年）3 月 発行

発行：沖縄県宮古島市 福祉部児童家庭課

〒906-0012

沖縄県宮古島市平良字西里 186 番地

電話 0980-73-1966

FAX 0980-73-1967